

新	IΒ
京都市歴史的風致維持向上計画 本編 目次	京都市歴史的風致維持向上計画 本編 目次
1 計画策定の背景······ 1	1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 計画策定の目的と役割············ 1	2 計画策定の目的と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
3 計画の策定経過及び実施体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 7 第1章 京都市の歴史的風致形成の背景	3 計画の策定経過及び実施体制・・・・・・・・・・・・・・・ 7 第1章 京都市の歴史的風致形成の背景
	<u> </u>
2 社会的環境········ <u>18</u> 3 京都の通史····································	
3 京都の通 <u>笑・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・</u>	
第2章 京都市の維持向上すべき歴史的風致	4 京都の伝統文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2 京都市の維持向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u> — 祈りと信仰のまち京都— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61	2 京都市の維持向上すべき歴史的風致・・・・・・・・・・・・・・・ <u>59</u> — 祈りと信仰のまち京都— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
— 初っと信仰のよう京都— ・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>61</u> —暮らしに息づくハレとケのまち京都— ・・・・・・・・ 72	― 得りと信仰のよう京都― ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>60</u> ―暮らしに息づくハレとケのまち京都― ・・・・・・・・ 71
— 書ってに思うてハレとりのよう京都— ・・・・・・・・・ <u>/2</u> — ものづくり・商い・もてなしのまち京都— ・・・・・・・ 122	— 書ってに思うてハレとりのよう京都— ・・・・・・・・・・ <u>/ 1</u> — ものづくり・商い・もてなしのまち京都— ・・・・・・・・・ 12.1
— ものうくり・尚い・も	ー 文化・芸術のまち京都― ・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>142</u>
— 天化・芸術のよう泉都— ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>143</u> — 伝統と進取の気風の地 <i>—</i> ・・・・・・・・・・・・・・・・ 154	— 久化・芸術のよう泉都— ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>142</u> — 伝統と進取の気風の地— ・・・・・・・・・・・・・・・ 153
— 伝航と進取の気風の地— ・・・・・・・・・・・・・・・ <u>154</u> — 京郊の歴史的風致— ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169	— 伝机と進取の気風の地— ・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>155</u> — 京郊の歴史的風致— ・・・・・・・・・・・・・・・・ 162
ー	第3章 歴史的風致― ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 102
第3章 歴史的風致の維持及び向上に関する意義と	
2 歴史的風致の維持及び向工の急襲・・・・・・・・・・・・・ <u>197</u> 2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組・・・・・・・・ <u>199</u>	1 歴史的風致の維持及び向上の意義・・・・・・・・・・・・・・ <u>190</u> 2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組・・・・・・・ <u>192</u>
3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題・・・ 215	3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題・・・ 208
4 歴史的風致の維持及び向上に関する気針・・・・・・・・ 224	4 歴史的風致の維持及び向上に関する方針・・・・・・・・ 217
第4章 重点区域の位置及び区域	第4章 重点区域の位置及び区域
カーキ	1 京都市の重点区域の設定の方針について・・・・・・・・・・・ 224
2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について・・・・・・ 231	2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について・・・・・・ 224
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果······ 233	3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果・・・・・・・ 226
4 重点区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 239	4 重点区域の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 232
第5章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携	第 5 章 重点区域における良好な景観の形成に関する施策との連携
1 重点区域における都市計画との連携・・・・・・・・・・ 264	1 重点区域における都市計画との連携・・・・・・・・・・・ 256
2 重点区域における景観計画の活用・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271	2 重点区域における景観計画の活用・・・・・・・・・・・・・・・ 263
3 古都保存行政との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 273	3 古都保存行政との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265
4 重点区域における建築基準法との連携・・・・・・・・・ 274	4 重点区域における建築基準法との連携・・・・・・・・・ <u>266</u>
5 重点区域における市条例との連携・・・・・・・・・・・・ <u>274</u>	5 重点区域における市条例との連携・・・・・・・・・・・ 266
第6章 文化財の保存及び活用に関する事項	第6章 文化財の保存及び活用に関する事項
1 京都市全体に関する事項················ 279	1 京都市全体に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 271
2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 286	2 重点区域に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・ 278

新	IΒ
第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項	第7章 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項・・・・・・・ <u>299</u>	1 歴史的風致維持向上施設の整備に関する事項・・・・・・・・ 291
2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項・・・・ <u>299</u>	2 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項・・・・ <u>291</u>
3 その他,歴史的風致の維持及び向上に資する事業・・・・・・・ 323	3 その他, 歴史的風致の維持及び向上に資する事業・・・・・・ 311
第 8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・・・ <u>368</u>	第 8 章 歴史的風致形成建造物の指定の方針・・・・・・・・ <u>351</u>
	第9章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項・・・ 354
第 9 章 歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項・・・・ <u>374</u> 資料・図版・写真 リスト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>375</u>	第 5 年
貝科·囚W·子具 リヘト・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>3/3</u>	

新(P1)

IB (P1)

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称:京都市歴史的風致維持向上計画

主 体:京都市

計画期間:平成21年度~平成32年度

総論

1 計画策定の背景

京都は平安遷都以来, 1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。 現代の大都市でもある歴史都市・京都は, 多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で, 三方の山々と鴨川, 桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と, 世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して, 地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され, それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし,高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う,無秩序な都市開発が進み, 市民,事業者,行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず,個人の価値観や生活様式 の変化,偏った経済性・効率性の追求により,京都の歴史的風致をとりまく環境が変容 してきており,このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

京都市歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第5条に基づき、次のとおり歴史的 風致の維持及び向上に関する計画を策定する。

名 称:京都市歴史的風致維持向上計画

主 体:京都市

計画期間:平成21年度~平成30年度

総論

1 計画策定の背景

京都は平安遷都以来, 1200年を超える悠久の歴史を積み重ねてきた都市である。 現代の大都市でもある歴史都市・京都は,多様な要素が重層的かつ複合的に存在している文化と蓄積された歴史の中で,三方の山々と鴨川,桂川などに代表される山紫水明の豊かな自然と,世界遺産を含む数多くの歴史資産や風情ある町並みとが融合して,地域ごとに特色ある多様な歴史的風致が形成され,それらが重なり合って全体として京都らしい歴史的風致が育まれてきた。

このような京都の歴史的風致とは、本来、京都特有の自然環境の中で伝統として受け継がれてきた都の文化と町衆による生活文化が色濃く映し出されているものであり、日々の暮らしや生業等の都市の営みを通じて、京都独特の品格と風情が醸し出されてきたものである。また、時の移ろいとともに変化する町の佇まいや四季折々の彩りが京都の歴史的風致に奥深さを与えてきた。

このため、視覚的な眺めだけでなく、光、風、音、香りなど五感で感じられるものすべてが調和し、背景に潜む永い歴史と人々の心の中に意識されてきた感性や心象も含めて捉えられ、永らく守るべきものとして認識されてきた。

しかし, 高度経済成長期以降の急速な都市化の進展に伴う, 無秩序な都市開発が進み, 市民, 事業者, 行政の懸命な保全・再生の努力にも関わらず, 個人の価値観や生活様式 の変化, 偏った経済性・効率性の追求により, 京都の歴史的風致をとりまく環境が変容 してきており, このままでは都市の魅力・活力の低下を招きかねない状況となってきた。

現在の京都の歴史的風致を守り育て、今後、一層光り輝く京都の歴史まちづくりを持続的に進めることによって、日本のみならず、世界の歴史都市のトップランナーとして、21世紀を先導する美しい景観や環境を有する新たな都市像を実現していくことが求められている。

2 計画策定の目的と役割

(1) 京都市における上位計画及び分野別計画

新(P2)

第3章において,歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し, 方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

IB (P2)

方策などを示すが、ここでは、京都市における主な各種計画の概要を示す。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年(1978)に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

第3章において、歴史まちづくりを推進していく上での関連計画との関係を示し、

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランド ビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年(1999)に策定し、<u>市政の</u> 基本方針を示している。

この「京都市基本構想」を具体化するために、「京都市基本計画」を策定しており、第1期の基本計画の計画期間が平成22年(2010)に終了したため、第2期の基本計画として、平成23年度(2011)からの10年間を計画期間とした「はばたけ未来へ! 京プラン」を策定した。ここでは、10年後の京都の未来像を示すとともに市民の主体的な参加を得て取り組む重点戦略及び主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画<京都市都市計画マスタープラン>

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市 計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計 画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と 連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地 整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画の目標として、京都市基本構想に示す「安らぎのあるくらしと華やぎのあるまち」の実現を大きな目標とし、「都市の基盤をつくる」と「魅力的な京都のまちをつくる」の2つの観点から見据えた6つの都市の将来像を掲げ、これらを実現することを都市計画の具体的な目標としてまちづくりを進めている。

その具体的な目標の一つを「歴史や文化を継承し優れた景観を保全・再生・創造する京都のまちをつくる」とし、以下のような基本的な考えに基づき、取組の方向を示している。

(ア) 三方の山々の優れた自然景観を保全するとともに、豊かな自然と世界遺産をは じめとする社寺等の文化遺産の融合する山々の山ろく部や、鴨川等の河川沿い の地域など自然風趣に富む地域については、「自然」と「人工」が調和した、 優れた景観を保全育成する。

ア 京都市基本構想・基本計画

京都市は、昭和53年(1978)に京都市がめざす都市のあり方を「世界文化自由都市」としてとらえ、これを世界に向けて宣言した。

この理想を実現するために、21世紀の最初の四半世紀における京都のグランド ビジョンを描いた「京都市基本構想」を平成11年(1999)に策定し、<u>京都市</u> の方針を示している。

この京都市基本構想を具体化するため、京都市基本計画<u>が</u>策定<u>され</u>、<u>平成13年</u> (2001) から平成22年(2010) の間に市民の主体的な参加を得て取り組む基本的な方向と主要な政策を提示している。

イ 都市計画に関する計画く京都市都市計画マスタープラン>

京都市都市計画マスタープランは、京都市基本構想及び都市計画法に基づく都市 計画区域の整備、開発及び保全の方針に即しながら、京都市基本計画や各区基本計 画における都市計画の分野に関する事項の具体化を図るため、関連分野の諸計画と 連携しながら、都市計画の基本となる土地利用や都市施設、都市景観形成、市街地 整備等に係る方針を明らかにしている。

京都は、京都特有の自然条件と長い歴史を有する個性的な大都市であるとし、この計画において、この京都の豊かな自然を守り育てるとともに、長い歴史に培われた文化やコミュニティ、歴史的な町並みなどの京都の個性を大切にし、これらの特徴を前提とした都市計画の方向付けを行っている。

都市計画の目標として、京都市基本構想に示す「安らぎのあるくらしと華やぎのあるまち」の実現を大きな目標とし、「都市の基盤をつくる」と「魅力的な京都のまちをつくる」の2つの観点から見据えた6つの都市の将来像を掲げ、これらを実現することを都市計画の具体的な目標としてまちづくりを進めている。

その具体的な目標の一つを「歴史や文化を継承し優れた景観を保全・再生・創造 する京都のまちをつくる」とし、以下のような基本的な考えに基づき、取組の方向 を示している。

(7) 三方の山々の優れた自然景観を保全するとともに、豊かな自然と世界遺産をはじめとする社寺等の文化遺産の融合する山々の山ろく部や、鴨川等の河川沿いの地域など自然風趣に富む地域については、「自然」と「人工」が調和した、優れた景観を保全育成する。

新(P3)

- (イ) 文化的価値の高い町並みの保全・修景の推進をはじめ、市街地の歴史性や文化 的資源等を踏まえた景観整備を行い、世界に誇れる歴史と文化の織りなす市街 地景観の保全と再生を図る。
- (ウ) 京都の華やぎを後世に伝える、質の高い優れた都市景観づくりを積み重ねる。

ウ 景観に関する計画〈京都市景観計画〉

京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は、平成16年(2004)に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年(2005)に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。

更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年(2005)7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ、「新景観政策」として5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年(2007)9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。平成23年(2011)4月には、「新景観政策」の基本的な枠組みは維持しつつ、進化させている。

『5つの基本方針』

- ① "盆地景"を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ "京都らしさ"を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政, 市民, 事業者等のパートナーシップによる景観形成

エ 文化に関する計画 < 京都文化芸術都市創生計画 >

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年(2006)4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文 化芸術の分野別計画として、平成19年(2007)3月に「京都文化芸術都市創 生計画」を策定した。

この計画では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文

IB (P3)

- (イ) 文化的価値の高い町並みの保全・修景の推進をはじめ、市街地の歴史性や文 化的資源等を踏まえた景観整備を行い、世界に誇れる歴史と文化の織りなす市 街地景観の保全と再生を図る。
- (ウ) 京都の華やぎを後世に伝える,質の高い優れた都市景観づくりを積み重ねる。

ウ 景観に関する計画く京都市景観計画>

京都市景観計画は、京都市基本構想に示す「保全・再生・創造」を基本とした景観形成を、地域の個性や自然的・歴史的な条件を十分に考慮した良好な景観の形成を図るため、景観計画区域内における良好な景観の形成のための行為の制限や自然・歴史的景観の保全に関する方針、市街地の良好な景観の保全・創出に関する方針などを盛り込んだ総合的な景観マスタープランである。

京都市における景観計画は、平成16年(2004)に制定された我が国初の景観に関する総合的な法律である景観法の制定を受け、これを積極的に活用するため、平成17年(2005)に、これまで取組んできた景観施策を景観法の枠組みに移行し、策定した。

更には、50年後、100年後の京都の将来を見据え、それまでの景観施策・制度の見直しを図り、景観制度を再編、拡充するため、平成17年(2005)7月に設置した「時を超え光り輝く京都の景観づくり審議会」から受けた答申を踏まえ、5つの基本方針を掲げ、地域別の方針や区域の拡大等を盛り込んだ計画の変更を平成19年(2007)9月に行い、京都の景観形成を進める具体的指針としている。

『5つの基本方針』

- ① "盆地景"を基本に自然と共生する景観形成
- ② 伝統文化の継承と新たな創造との調和を基調とする景観形成
- ③ "京都らしさ"を活かした個性ある多様な空間から構成される景観形成
- ④ 都市の活力を生み出す景観形成
- ⑤ 行政, 市民, 事業者等のパートナーシップによる景観形成

エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年(2006)4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文 化芸術の分野別計画として、平成19年(2007)3月に「京都文化芸術都市創 生計画」を策定した。

この計画では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文

新(P4)

化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」、「文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などの5つの京都先行プロジェクトを掲げている。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、「伝統の継承と新たな創造活動の支援」や「文化芸術環境の向上」など、総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

オ 産業に関する計画<京都市伝統産業活性化推進計画>

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年(2005)年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年(2006)11月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の 文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総 合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの 基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

カ 交通政策に関する計画く「歩くまち・京都」総合交通戦略>

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンには たくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生 し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これまでからパークアンドライドや京都府警察等関係機関との連携による観光地交通対策を実施し、自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。

このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる人と公共交通優先の

IB (P4)

化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる「京都ならではの文化・景観・観光三位一体の取組の推進」、「文化芸術による魅力ある地域のまちづくりの推進」などの5つの京都先行プロジェクトを掲げている。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、「伝統の継承と新たな創造活動の支援」や「文化芸術環境の向上」など、総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

オ 産業に関する計画<京都市伝統産業活性化推進計画>

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年(2005)年10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年(2006)11月に「京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の 文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総 合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの 基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

カ 交通政策に関する計画く「歩くまち・京都」総合交通戦略>

京都市では、市民生活のマイカーへの依存が高まるとともに、観光シーズンには たくさんの方が自動車で京都を訪れるため、観光地を中心とした交通問題が発生 し、市民生活への影響が懸念されてきた。

このような問題の解決に向けて、本市では、これまでから<u>観光地交通対策やパーク&ライドなどの</u>自動車の流入抑制に取り組んできたが、少子・高齢化や人口減少時代の到来などの社会経済情勢が変化し、また地球環境問題に対する危機感が更に高まる中、新たな視点に立って大胆な対策を進めることが必要となった。

このため、本市が、「公共交通に乗って、たくさんの人達がまちに集まり、賑わいを生み出す持続可能な都市」であり続けるため、健康、環境、公共交通、子育て・教育、コミュニティ、景観、観光、経済などの幅広い観点から、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進する交通政策のマスタープランとなる<u>歩行者と</u>公共交通優

新(P5)

先の「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

「歩くまち・京都」総合交通戦略を平成22年1月に策定した。

キ 観光に関する計画<未来・京都観光振興計画2010+5>

京都市では、平成 12 年に、当時約 4000 万人であった入洛観光客数を平成 22 年 (2010) までに 5000 万人へ増やす「観光客 5000 万人構想」を宣言し、<u>その実現</u>に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成 2 0 年の入洛観光客数は 5 0 2 1 万人を数え、目標より 2 年早く「入洛観光客 5 0 0 0 万人」を達成した。「5 0 0 0 万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト 5 0 0 0 万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心を一つにして京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成 2 2 年 3 月に「未来・京都観光振興計画 2 0 1 0 +5」を策定した。

この計画では、京都観光の「観光スタイルの質」や「観光都市としての質」の向上を図るため、滞在・宿泊型観光を推進する「「暮らすように旅する」プロジェクト」や、ほんものとふれあう観光を推進する「「心で"みる"京都」プロジェクト」などの7つのプロジェクトを掲げている。

(2) 計画策定の目的と役割

京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。

また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。

この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。

京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、<u>市政の基本方針である</u>「京都市基本構想」<u>を具体化するための主要な政策を</u>「京都市基本計画」に示している。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画 2 0 1 0 + 5 」など各分野における計画を策定

キ 観光に関する計画<新京都市観光振興推進計画>

京都市では、平成 12 年に、当時約 4000 万人であった入洛観光客数を平成 22 年 (2010) までに 5000 万人へ増やす「観光客 5000 万人構想」を宣言し、<u>平成 13</u>年に策定した「京都市基本計画」にも 5000 万人観光都市の実現を掲げた。

IB (P5)

平成13年には、戦略的かつ具体的に行動するための前半5年間の計画「京都市観光振興推進計画〜おこしやすプラン21〜」を策定し、5つの重点戦略と119の推進事業に基づき、「京都・花灯路」の実施など新たな事業に積極的に取り組んだ結果、中間点である平成17年を待たずして平成16年の入洛観光客が4500万人を突破し、大きな成果を挙げることができた。

平成 18 年には、同計画の期間満了に伴い、「観光客 5000 万人構想」の総仕上げを図るための後半 5 年間の計画「新京都市観光振興推進計画〜新おこしやすプラン2 1〜」を策定した。この計画では、それぞれの地域一つ一つが他の観光都市1市に匹敵するほどの魅力を有する京都のまちを、ゆっくり、じっくりと楽しんでいただく「ゆとりの旅」を「京都からのメッセージ」として国内外に発信するとともに、「5000 万人観光都市の確かな実現」など 5 つの宣言を行い、オール京都の体制で取り組む「21 の戦略的施策」と「100 の推進施策」を掲げている。この計画は、類まれなる京都の「光」を更に磨き、新たな文化を創造しながら市民自らが誇りを持ち、快適に暮らす京都を実現すること、更には、京都創生の実現にも大きく寄与することを目指している。

平成 20 年の入洛観光客数が 5021 万人を数え, 目標年次より 2 年早く「5000 万人観光都市」を実現したことから, 現在, 京都観光の新たな目標とそれを実現する道筋を明らかにする「未来・京都観光振興計画 2 0 1 0 +5」の策定に取り組んでいる。(平成 22 年 3 月策定予定)

(2) 計画策定の目的と役割

京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。

また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。

この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。

京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、「京都市基本構想」<u>にある京都のグランドビジョンを</u>「京都市基本計画」<u>として具体的政策</u>を掲げている。

これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「京都市観光振興推進計画」など各分野における計画を策定し、景観に

新 (P6) IE (P6)

し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策II」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

ついても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策II」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の文化と景観を国家財産として守り、育てることを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。

平成20年11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する 法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映し た人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地 とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると定義されている。

本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらをとりまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。

新(P7) 旧(P7) 3 計画の策定経過及び実施体制 3 計画の策定経過及び実施体制 (1) 策定経過 (1) 策定経過 H20. 5.23 :「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布 H20. 5.23:「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の公布 H20. 9.19 : 歴史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催 H 2 0. 9.19 : 歷史的風致維持向上計画策定関係部局関係課会議開催 H20.11. 4:「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行 H20.11. 4:「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」の施行 H 2 1. 1.2 6 : 庁内関係部局関係課会議開催 H 2 1. 1.26 : 庁内関係部局関係課会議開催 H21. 6.15 : 第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 H21. 6.15 : 第1回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の協議 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の協議 H21. 7. 6:京都市文化財保護審議会の意見聴取 H21. 7. 6:京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取 H21. 7.17~31:パブリックコメントの実施 H21. 7.17~31:パブリックコメントの実施 H21. 7.29:京都市美観風致審議会への報告 H21. 7.29 : 京都市美観風致審議会への報告 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」の意見聴取 H21. 8.21 : 第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 H21. 8.21 : 第2回京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」協議(審議終了) 「京都市歴史的風致維持向上計画(案)」協議(審議終了) H21.10.13:「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請 H21.10.13 :「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定申請 H21.11.19:「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定 H21.11.19:「京都市歴史的風致維持向上計画」の認定 H21.10.17~12.28:「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容 H21.10.17~12.28:「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容 に係る地元住民の意見の聴取 に係る地元住民の意見の聴取 H22. 1.22 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 H22. 1.22 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る意見 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第1回変更内容に係る意見 H22. 3. 1:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第1回変更) H22. 3. 1:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第1回変更) H22. 3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第1回変更) H22. 3.31 :「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第1回変更) H22.11.10 : 法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置 H22.11.10 : 法定協議会「京都市歴史まちづくり推進協議会」の設置 H23. 1.13:平成22年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 H23. 1.13:平成22年度第1回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見 H23. 1.14~ 2.14:市民を対象とした「京都市歴史的風致維持向上計画」 H23. 1.14~ 2.14:市民を対象とした「京都市歴史的風致維持向上計画」 の第2回変更内容の閲覧及び意見募集の実施 の第2回変更内容の閲覧及び意見募集の実施 H23. 3. 8:京都市文化財保護審議会の意見聴取 H23. 3. 8:京都市文化財保護審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第2回変更内容に係る意見 H23. 3. 9 :「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第2回変更) H23. 3. 9 :「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第2回変更) H23. 3.31 :「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定(第2回変更) H23. 7.26~ 8.22:「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容 に係るパブリックコメントの実施

新 (P8)	IB
H 2 3. 8.3 1 : 京都市文化財保護審議会の意見聴取	
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見	
H 2 3.1 0.2 5:京都市美観風致審議会の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見	
<u>「</u> 京都中産文的風致権特向工計画」の第3回変文的各に係る意元 <u>聴取</u>	
H 2 3.1 2.1 4 : 平成 2 3 年度第 1 回京都市歴史まちづくり推進協議会の意見聴取	
「京都市歴史的風致維持向上計画」の第3回変更内容に係る意見	
<u>聴取</u>	
H 2 3.1 2.2 6 :「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請(第3回変更)	

京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 夏係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室 <u>京都創生課長</u> 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 教市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長		新 (P9)	IB (P8)	
京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎 京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎 京都工芸繊維大学工学研究科教授 高橋 康夫 京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 高橋 康夫 京都所立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室京都創生課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 関係機関 財団法人 京都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 本市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 本市計画局都市景観部風致保全課長 整局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長			京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会委員名簿	
京都工芸繊維大学名誉教授 河邉 聰 京都工芸繊維大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫 京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 高橋 康夫 京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進 京都所立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室京都創生課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観の策策展長 都市計画局都市景観の策策展長 都市計画局都市景観の東東展長 建設局連設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		構成員		
学識経験者 京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫 京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室京都創生課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室京都創生課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 石田 潤一郎
京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進 京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室京都創生課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 建設局建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		京都工芸繊維大学名誉教授 河邉 聰		京都工芸繊維大学名誉教授 河邉 聰
京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史 京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室 <u>京都創生課長</u> 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 東都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 を設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長	識経験者	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫	学識経験者	京都大学大学院工学研究科教授 高橋 康夫
京都府 京都府教育庁指導部文化財保護課課長 関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室 <u>京都創生課長</u> 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進		京都工芸繊維大学工芸科学研究科教授 日向 進
関係機関 財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長 総合企画局政策企画室 <u>京都創生課長</u> 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長		京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史		京都府立大学人間環境学部環境デザイン学科准教授 宗田 好史
総合企画局政策企画室 <u>京都創生課長</u> 総合企画局政策企画室 <u>京都創生担当課長</u> 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長	京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長	京都府	京都府教育庁指導部文化財保護課課長
文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 を設局連設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長	関係機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長	関係機関	財団法人 京都市景観・まちづくりセンター事務局次長
京都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部景観政策課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 都市計画局都市景観部風致保全課長 建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		総合企画局政策企画室京都創生課長		総合企画局政策企画室京都創生担当課長
京都市		文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長		文化市民局文化芸術都市推進室文化財保護課長
京都市 建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長		都市計画局都市景観部景観政策課長		都市計画局都市景観部景観政策課長
建設局建設企画部建設企画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路計画課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長	古邦市	都市計画局都市景観部風致保全課長		都市計画局都市景観部風致保全課長
建設局道路建設部道路環境整備課長 建設局道路建設部道路環境整備課長	小和山	建設局建設企画部建設企画課長	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	建設局建設企画部建設企画課長
		建設局道路建設部道路計画課長		建設局道路建設部道路計画課長
建設局水と緑環境部緑政課長 建設局水と緑環境部緑政課長		建設局道路建設部道路環境整備課長		建設局道路建設部道路環境整備課長
		建設局水と緑環境部緑政課長		建設局水と緑環境部緑政課長

新(P11)

(2) 計画の実施・推進体制

ア 歴史まちづくり推進協議会の設置

国の認定を受けた京都市歴史的風致維持向上計画(以下,「認定計画」という。)の推進等を図るため,歴史まちづくり法第 11 条の規定に基づく「京都市歴史まちづくり推進協議会」(以下,「協議会」という。)を設置した。

(7) 協議会の主な役割

- ①認定計画の推進及び連絡調整に関する協議
- ②認定計画の変更に関する協議
- ③歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項

(イ) 構成員

協議会は、認定計画の策定に当たって設置した「京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会」を母体として組織した。今後、認定計画の推進に関わる各種団体を加えるなど、協議会の構成員を随時拡充し、京都市における歴史まちづくりの更なる推進を図っていく。

(ウ) 事務局

協議会の事務局は,文化市民局(文化財保護課)及び都市計画局(景観政策課) が務める。

イ 計画の推進・実施体制

- (7) 協議会をプラットフォームとして、京都市における歴史まちづくりの推進を図る。
- (イ) 京都市役所の内部に歴史まちづくりに関わる担当部局による庁内連絡会議を 設置する。本会議の事務局は、協議会の事務局が兼ねるものとする。
- (ウ) 京都市が実施する歴史まちづくりに関する各種事業については、庁内連絡会議において検討・調整したうえ、協議会において協議・調整し、それを踏まえて担当部局が事業を実施する。
- (I) それぞれの地域において市民の手によって取り組まれる歴史まちづくりについても、協議会における協議・調整を踏まえ、京都市が行う各種事業とも有機的に連携しながら、取組を進める。

旧(P10)

(2) 計画の実施・推進体制

ア 歴史まちづくり推進協議会(仮称)の設置

国の認定を受けた京都市歴史的風致維持向上計画(以下,「認定計画」という。) の推進等を図るため,歴史まちづくり法第11条の規定に基づく「京都市歴史まちづくり推進協議会(仮称)」(以下,「協議会」という。)を設置する。

(7) 協議会の主な役割

- ①認定計画の推進及び連絡調整に関する協議
- ②認定計画の変更に関する協議
- ③歴史まちづくりに関する周知、啓発及び推進に関する事項

(イ) 構成員

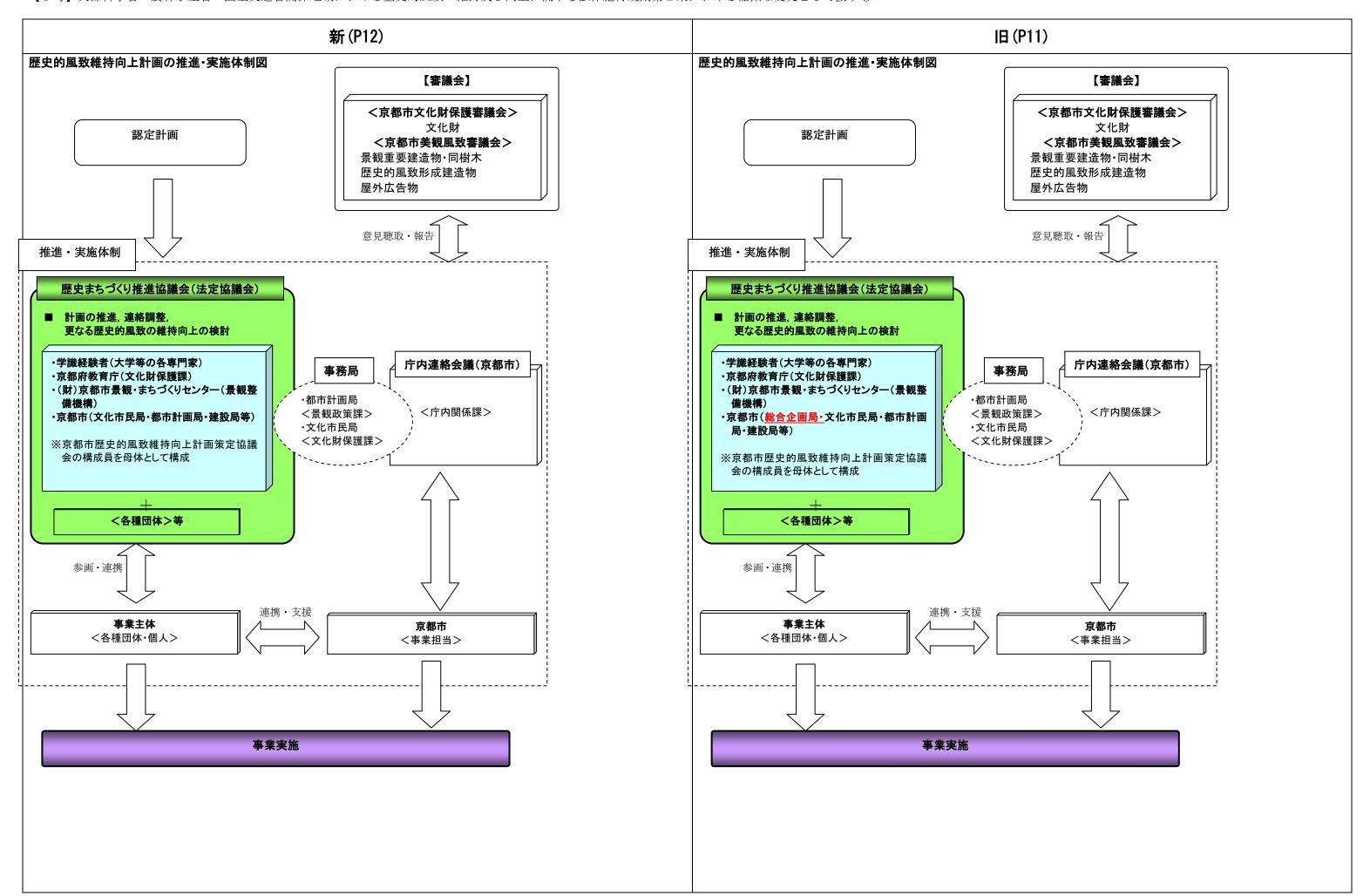
協議会は、認定計画の策定に当たって設置した「京都市歴史的風致維持向上計画策定協議会」を母体として、認定計画の推進に関わる各種団体を加え<u>たもので組織する。今後、</u>協議会の構成員を随時拡充し、京都市における歴史まちづくりの更なる推進を図っていく。

(ウ) 事務局

協議会の事務局は,文化市民局(文化財保護課)及び都市計画局(景観政策課) が務める。

イ 計画の推進・実施体制

- (ア) 協議会をプラットフォームとして,京都市における歴史まちづくりの推進を図る。
- (イ) 京都市役所の内部に歴史まちづくりに関わる担当部局による庁内連絡会議を 設置する。本会議の事務局は、協議会の事務局が兼ねるものとする。
- (ウ) 京都市が実施する歴史まちづくりに関する各種事業については, 庁内連絡会議において検討・調整したうえ, 協議会において協議・調整し, それを踏まえて担当部局が事業を実施する。
- (I) それぞれの地域において市民の手によって取り組まれる歴史まちづくりについても、協議会における協議・調整を踏まえ、京都市が行う各種事業とも有機的に連携しながら、取組を進める。



新(P13)

(3) 文化財行政部局と景観行政部局の連携

京都市では、市独自の柔軟な行政の執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、京都市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局である文化市民局と都市計画局に補助執行させることとしている。

具体的には、昭和33年より文化芸能に関する事項(伝統的建造物群保存地区に関することを除く。)に関する事務は文化市民局に処理させることとし、京都市伝統的建造物群保存地区条例制定(昭和51年4月1日)を期に、伝統的建造物群保存地区に関する事務は都市計画局に処理させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会と密接に連携して事務を進めている。

- ア 京都市文化財保護条例に基づく,文化財の指定及び登録等に係る市文化財保護審議会への諮問。
- イ 市指定文化財の指定及び登録等の解除等に係る市文化財保護審議会への諮問
- ウ 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務
- エ 地方自治法第2条第9項第1項に規定される第1号法定受託事務として,文化財保護法第184条第1項及び法施行令第5条第4項に基づき行われる史跡等の現状変更の許可及び京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財等の現状変更の許可権限

以上のように、教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、その根幹をなす事務の権限については市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

市長と教育委員会との間の事務処理については、以下のとおりであり、文化財保護行政については、ア(1)により市長の事務部局が執行補助している。

ア 教育委員会は、次の事項を市長の事務部局の職員に執行補助させるものとする。

- (1) 市民の文化・芸能に関すること。
- (2) 市民のレクレーションに関すること。
- (3) 市民のスポーツに関すること。
- (4) 市民体育及び体育施設に関すること。
- (5) 体育団体との連絡に関すること。
- イ 前項については、教育委員会は当該補助執行をさせる職員に代決権を付与するものとする。但し、重要異例に属するものを除く。

文化市民局内の文化財保護課では,文化財の保護・その指導,市所有管理文化財の 維持管理及び世界遺産を含む文化財の普及・啓発などを行っている。また,都市計画 旧(P12)

(3) 文化財行政部局と景観行政部局の連携

京都市では、市独自の柔軟な行政の執行のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第14号の規定により教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、地方自治法第180条の7の規定に基づき、京都市教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の事務部局である文化市民局と都市計画局に補助執行させることとしている。

具体的には、<u>京都市文化財保護条例制定(昭和56年10月29日)を期に、</u>文化芸能に関する事項(伝統的建造物群保存地区に関することを除く。)に関する決裁は文化市民局長に専決させることとし、京都市伝統的建造物群保存地区条例制定(昭和51年4月1日)を期に、伝統的建造物群保存地区に関する決裁は都市計画局長に専決させることとしている。しかしながら、文化財の保護に関する事務のうち特に重要とされる下記の事案については教育委員会の決裁事項としている。

- ア 京都市文化財保護条例に基づく,文化財の指定及び登録等に係る市文化財保護審議会への諮問。
- イ 市指定文化財の指定及び登録等の解除等に係る市文化財保護審議会への諮問
- ウ 文化財の保護に関する事務に係る教育委員会規則の制定又は改廃に関する事務
- エ 地方自治法第2条第9項第1項に規定される第1号法定受託事務として,文化財保護法第184条第1項及び法施行令第5条第4項に基づき行われる史跡等の現状変更の許可及び京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財等の現状変更の許可権限

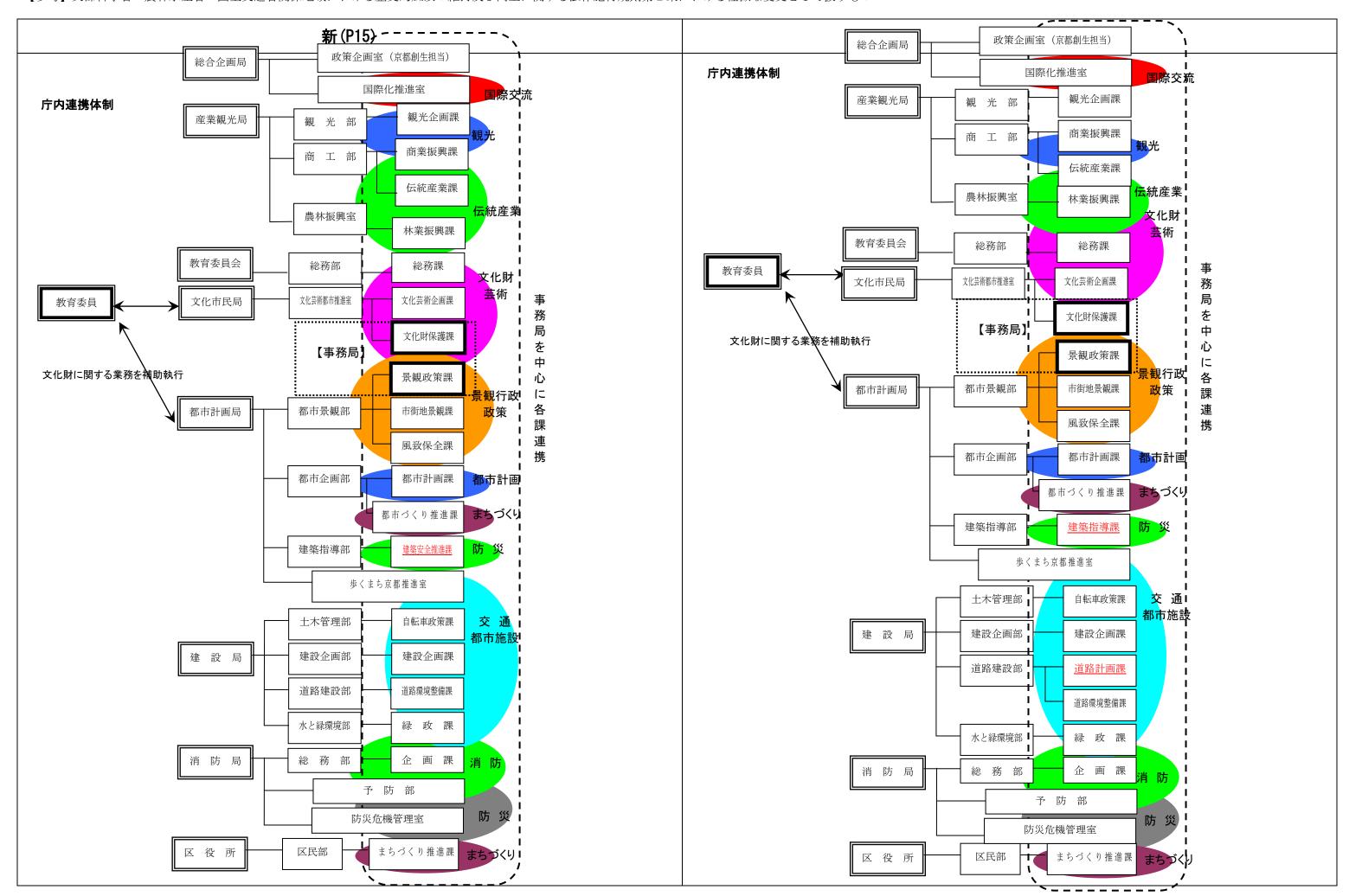
以上のように、教育委員会の職務権限とされる文化財の保護に関する事務について、その根幹をなす事務の権限については市教育委員会が処理することにより、その独立性を担保しながら市長部局で文化財保護行政を補助執行している。

市長と教育委員会との間の事務処理については、以下のとおりであり、文化財保護行政については、ア(1)により市長の事務部局が執行補助している。

ア 教育委員会は、次の事項を市長の事務部局の職員に執行補助させるものとする。

- (1) 市民の文化・芸能に関すること。
- (2) 市民のレクレーションに関すること。
- (3) 市民のスポーツに関すること。
- (4) 市民体育及び体育施設に関すること。
- (5) 体育団体との連絡に関すること。
- イ 前項については、教育委員会は当該補助執行をさせる職員に代決権を付与するものとする。但し、重要異例に属するものを除く。

文化市民局内の文化財保護課では、文化財の保護・その指導、市所有管理文化財の 維持管理及び世界遺産を含む文化財の普及・啓発などを行っている。また、都市計画



新(P39)

のであり、非常に貴重な歴史的景観を有している場所である。

その後,大正11年に都市計画区域が決定し,大正15年に歴史的市街地周辺の土地区画整理事業が,昭和5年に風致地区,第1期下水道築造が認可されるなど,都市計画施設の認可が進み,翌6年に伏見市を含む1市3町23村の大編入が実現して,「大京都市」が実現した。

昭和7年(1932)には人口100万の大都市となった。これは前年に、周辺市町村の大合併がおこなわれ、市域が一挙に4.8倍にも拡大したことによる。

産業界では、第1次世界大戦の時期に、機械・電機・化学工業が著しく台頭した。 一方、電燈・電気事業関係や銀行の合併・買収が進み、企業集中が進行した。伝統産業においても、機械製造の普及、技術・意匠・品質の改良などに重点をおいて、近代化が進められた。

また、町村の編入や工場の設立は市内の労働人口を増加させ、日用品流通機構の整備が必須となり、大正7年に、公設市場の開設がはじまり、昭和2年(1927)には日本最初の京都市中央卸売市場が開設された。

都市開発が進む中で、景観や文化遺産の破壊、消失に対する危惧が高まっていく。 明治初期から景観上重要と判断された森林は、禁伐林に編入され、ほとんど手を付けない状況におかれたため、林相の遷移が早く進み、昭和初期の東山の林相は、全体の景観を代表していたアカマツ林から、シイなどが優先する林相への変化の兆しが見られた。これは、視覚的には明るい軽やかな山から緑濃い鬱蒼とした山への変化を意味し、景観保護のための施業の必要性が専門家の間で議論の的になっていった。

これを受けて、京都の国有林を管理していた営林局は、昭和4年の施業計画において、景観保護の施業として、それまでの禁伐主義を否定する方針を打ち出し、早急な樹木の更新を訴えた。

昭和11年の「東山国有林風致計画」では、室戸台風(昭和9年)で甚大な被害を受けたため、災害に強い森林を造ること、市街地からの眺めとしてふさわしく、かつ、林の中を散策したときに快適な森林を造ること、寺社の背景林の取り扱いについては十分な注意を払うことなどをうたった。

一方,文化財保護の面においても,明治4年の「古器<u>旧</u>物保存方」布告にはじまり,明治30年「古社寺保存法」などを経て,昭和4年には従前の法律を統合して「国宝保存法」が制定され,京都の寺社建築が多数保護され,文化財的な修理事業が行われた。

(8) 戦後

京都は第二次大戦による戦災が最小限にとどまったため、明治期の都市整備や開発による景観が残された。しかし、戦後の開発や社会構造の変化により、歴史的景観や自然風景が急速に失われていく。

1960年代の高度成長政策期以降、開発の速度は加速化された。昭和38年に名

IB (P38)

のであり、非常に貴重な歴史的景観を有している場所である。

その後,大正11年に都市計画区域が決定し,大正15年に歴史的市街地周辺の土地区画整理事業が,昭和5年に風致地区,第1期下水道築造が認可されるなど,都市計画施設の認可が進み,翌6年に伏見市を含む1市3町23村の大編入が実現して,「大京都市」が実現した。

昭和7年(1932)には人口100万の大都市となった。これは前年に、周辺市町村の大合併がおこなわれ、市域が一挙に4.8倍にも拡大したことによる。

産業界では、第1次世界大戦の時期に、機械・電機・化学工業が著しく台頭した。 一方、電燈・電気事業関係や銀行の合併・買収が進み、企業集中が進行した。伝統産業においても、機械製造の普及、技術・意匠・品質の改良などに重点をおいて、近代化が進められた。

また,町村の編入や工場の設立は市内の労働人口を増加させ,日用品流通機構の整備が必須となり,大正7年に,公設市場の開設がはじまり,昭和2年(1927)には日本最初の京都市中央卸売市場が開設された。

都市開発が進む中で、景観や文化遺産の破壊、消失に対する危惧が高まっていく。明治初期から景観上重要と判断された森林は、禁伐林に編入され、ほとんど手を付けない状況におかれたため、林相の遷移が早く進み、昭和初期の東山の林相は、全体の景観を代表していたアカマツ林から、シイなどが優先する林相への変化の兆しが見られた。これは、視覚的には明るい軽やかな山から緑濃い鬱蒼とした山への変化を意味し、景観保護のための施業の必要性が専門家の間で議論の的になっていった。

これを受けて、京都の国有林を管理していた営林局は、昭和4年の施業計画において、景観保護の施業として、それまでの禁伐主義を否定する方針を打ち出し、早急な樹木の更新を訴えた。

昭和11年の「東山国有林風致計画」では、室戸台風(昭和9年)で甚大な被害を受けたため、災害に強い森林を造ること、市街地からの眺めとしてふさわしく、かつ、林の中を散策したときに快適な森林を造ること、寺社の背景林の取り扱いについては十分な注意を払うことなどをうたった。

一方,文化財保護の面においても,明治4年の「古器物保存方」布告にはじまり,明治30年「古社寺保存法」などを経て,昭和4年には従前の法律を統合して「国宝保存法」が制定され,京都の寺社建築が多数保護され,文化財的な修理事業が行われた。

(8) 戦後

京都は第二次大戦による戦災が最小限にとどまったため,明治期の都市整備や開発による景観が残された。しかし、戦後の開発や社会構造の変化により、歴史的景観や自然風景が急速に失われていく。

1960年代の高度成長政策期以降、開発の速度は加速化された。昭和38年に名

新(P41)

4 京都の伝統文化

京都は、文化の多様な要素が重層的かつ複合的に存在し、また、それらが 1200 年以上にわたる歴史を通して市民の生活の中で受け継がれ、しかもそこから絶えず新しい文化を創造するための創意と工夫を続けてきた都市である。

今日この地に残る様々な優れた文化は、日本の都であったこととの関連で形成されてきた。

江戸時代においても多数の文人・芸術家がこの地に集まり、多様な文化芸術が生みだされ、それが日本各地へと伝えられた。さらに、明治維新の後も京都の文化は近代的な産業や大学との密接なかかわりの中で生き続け、今日に至っている。

また、京都はあらゆる領域で日本文化の中心であったために、文化芸術が広く生活の中に浸透し、享受され、ごく日常的な暮らしの中にも息づくこととなった。産業も、茶道、華道、能楽などの芸術から精神的な影響を受け、逆にまたこれら様々な領域の芸術を支えるかたちで発展してきた。

食文化や伝統行事においても、長年蓄積されてきた知恵と伝統を守り続け、その中には、芸術文化や伝統産業にも深く関わり、少しずつ形を変えながらも発展し継承されている。

(1) 文化. 芸術

ア 伝統文化

(7) 茶道

茶の飲用は、奈良時代、天平元年(729)聖武天皇が中国の団茶を薬用として百僧に賜ったのが始まりとされた。文治元年(1185)に栄西が茶の木を持ち帰り栽培したのが京都における茶園の始まりで、以後日本各地で茶が栽培されることになり上流階級の間で茶の飲用が広まっていった。

茶道の起源となる茶礼が始まるのは鎌倉時代で、元仁元年(1224)、道元 禅師が永平寺を開き、正しい茶礼作法を決めたといわれ、南北朝時代になり、夢窓 疎石が京都に天龍寺を開いたとき、足利将軍の帰依を受け、禅宗の外部に対する 茶礼の儀式が行われた。

室町時代になると、文明15年(1483)足利義政が造営した、慈照寺の東 求堂内の四畳半の同仁斎で、大徳寺の一休禅師に参禅していた村田珠光が禅門の 儀式から茶礼を分離させ、新しい茶礼の方式を制定し、ここに「茶道」の基礎が 出来たとされる。

その後、茶道は武野紹鴎に伝えられ、門下の一人である千利休において大成され、戦国武将の中で茶道が広がった。利休没後、千家は利休の子、少庵により復興され、孫の宗旦の<u>息子</u>三人が「武者小路千家」、「表千家」、「裏千家」を興し、三千家の基礎ができあがった。

江戸時代になると,徳川家に小堀遠州が茶道の侍者となり,茶道が盛んとなり, 諸大名も茶道の宗匠を抱え,京都の各家元も大名の招きに応じて出仕するように

旧(P40)

4 京都の伝統文化

京都は、文化の多様な要素が重層的かつ複合的に存在し、また、それらが 1200 年以上にわたる歴史を通して市民の生活の中で受け継がれ、しかもそこから絶えず新しい文化を創造するための創意と工夫を続けてきた都市である。

今日この地に残る様々な優れた文化は、日本の都であったこととの関連で形成されてきた。

江戸時代においても多数の文人・芸術家がこの地に集まり、多様な文化芸術が生みだされ、それが日本各地へと伝えられた。さらに、明治維新の後も京都の文化は近代的な産業や大学との密接なかかわりの中で生き続け、今日に至っている。

また、京都はあらゆる領域で日本文化の中心であったために、文化芸術が広く生活の中に浸透し、享受され、ごく日常的な暮らしの中にも息づくこととなった。産業も、茶道、華道、能楽などの芸術から精神的な影響を受け、逆にまたこれら様々な領域の芸術を支えるかたちで発展してきた。

食文化や伝統行事においても、長年蓄積されてきた知恵と伝統を守り続け、その中には、芸術文化や伝統産業にも深く関わり、少しずつ形を変えながらも発展し継承されている。

(1) 文化. 芸術

ア 伝統文化

(7) 茶道

茶の飲用は、奈良時代、天平元年(729)聖武天皇が中国の団茶を薬用として百僧に賜ったのが始まりとされた。文治元年(1185)に栄西が茶の木を持ち帰り栽培したのが京都における茶園の始まりで、以後日本各地で茶が栽培されることになり上流階級の間で茶の飲用が広まっていった。

茶道の起源となる茶礼が始まるのは鎌倉時代で、元仁元年(1224)、道元 禅師が永平寺を開き、正しい茶礼作法を決めたといわれて、南北朝時代になり、 夢窓疎石が京都に天龍寺を開いたとき、足利将軍の帰依を受け、禅宗の外部に対 する茶礼の儀式が行われた。

室町時代になると、文明15年(1483)足利義政が造営した、慈照寺の東 求堂内の四畳半の同仁斎で、大徳寺の一休禅師に参禅していた村田珠光が禅門の 儀式から茶礼を分離させ、新しい茶礼の方式を制定し、ここに「茶道」の基礎が 出来たとされる。

その後, 茶道は武野紹鴎に伝えられ, 門下の一人である千利休において大成され, 戦国武将の中で茶道が広がった。利休没後, 千家は利休の子, 少庵により復興され, 孫の宗旦の三人が「武者小路千家」, 「表千家」, 「裏千家」を興し, 三千家の基礎ができあがった。

江戸時代になると,徳川家に小堀遠州が茶道の侍者となり,茶道が盛んとなり, 諸大名も茶道の宗匠を抱え,京都の各家元も大名の招きに応じて出仕するように 新(P42)

なり、武家社会に茶道が定着していった。元禄期になると、茶道も町人社会に 広がり、町人自ら習得すべきものとして位置づけられ、江戸後期に改版された『京 羽二重』の「茶湯者」の項を見ると、三千家や薮内家の他、現在も続いている久 田家、堀内家、速水家の名が掲げられ、多くの町人に普及していることがわかる。 明治時代に入ると、茶道が女子の教養科目として組み込まれ、女子の教養とし ての要素も加わり、今では美しい着物姿での華やかな茶会も行われるようになっ た。

(イ) 華道

平安時代,浄土信仰とともに仏前に花をそなえる「供華」が一般化された。また,貴族の間で遊びのひとつとして,花の美しさを競う花合わせが行われていた。室町時代の中頃になると,書院造が発達し,押板や床の間に花を飾るようになり,日常の生活の場にも草花を飾ることが習慣となって,広まっていった。これが華道の始まりである。華道の成立とともに,飾り方や華道の心を説いた書「花伝書」が作られた。京都の六角堂(頂法寺)の住職・池坊専慶は,法会などの催しに花を立てる「立花」に優れていて,後に生け花は池坊の家業となった。その後,町人の住宅にも床の間が作られるようになると,生け花は町人の芸として普及していき,江戸時代中期頃から,床の間に飾る生け花として「生花」が流行し,華道は全国に広まっていった。近代以降,次第に華道は日常生活に欠かせない身近なものと考えられるようになった。明治になると,男性が大部分を占めていた華道が,女学校の教科に取り入れられ,それ以後,女性の習い事として広まっていった。

(ウ) 文学

日本語のひらがなとカタカナが発達したのは平安時代である。それまでは、文章は漢字だけで書くのが普通であった。平安時代は、世界でも稀なほど女性の文学者が活躍した時代である。日記や随筆、物語などが書かれ、長編小説である紫式部の「源氏物語」や清少納言の随筆「枕草子」など、現在親しまれている多くの文学作品が生まれた。優れた文学作品が誕生した背景には、王朝貴族たちが教養として身につけていた和歌の伝統がある。日本で初めての勅撰和歌集である「古今和歌集」が作られ、宮中の人々は誰もが和歌に親しんでいた。「和泉式部日記」や「源氏物語」にも、多くの和歌が挿入されて、登場人物の感情表現をよりきめ細かで豊かなものにしている。

鎌倉時代になり、武士の時代になると、戦や英雄、武将などを描いた軍記物が 生まれた。平安時代とは違って力強い文体が特徴である。平家一門の繁栄と滅亡 が書かれた「平家物語」は、琵琶法師によって語られ、文字の読めない人々にも 広く親しまれた。また、吉田兼好の「徒然草」と鴨長明の「方丈記」は、鎌倉時 代の随筆文学の傑作である。 IB (P41)

なり、武家社会に茶道が定着していった。元禄期になると、茶道も町人社会に 広がり、町人自ら習得すべきものとして位置づけられ、江戸後期に改版された『京 羽二重』の「茶湯者」の項を見ると、三千家や薮内家の他、現在も続いている久田家、堀内家、速水家の名が掲げられ、多くの町人に普及していることがわかる。 明治時代に入ると、茶道が女子の教養科目として組み込まれ、女の子の教養としての要素も加わり、今では美しい着物姿での華やかな茶会も行われるようになった。

(イ) 華道

平安時代,浄土信仰とともに仏前に花をそなえる「供華」が一般化された。また,貴族の間で遊びのひとつとして,花の美しさを競う花合わせが行われていた。室町時代の中頃になると,書院造が発達し,床の間<u>や違い棚</u>に花を飾るようになり,日常の生活の場にも草花を飾ることが習慣となって,広まっていった。これが華道の始まりである。華道の成立とともに,飾り方や華道の心を説いた書「花伝書」が作られた。京都の六角堂(頂法寺)の住職・池坊専慶は,法会などの催しに花を立てる「立花」に優れていて,後に生け花は池坊の家業となった。その後,町人の住宅にも床の間が作られるようになると,生け花は町人の芸として普及していき,江戸時代中期頃から,床の間に飾る生け花として「生花」が流行し,華道は全国に広まっていった。近代以降,次第に華道は日常生活に欠かせない身近なものと考えられるようになった。明治になると,男性が大部分を占めていた華道が,女学校の教科に取り入れられ,それ以後,女性の習い事として広まっていった。

(ウ)文学

日本語のひらがなとカタカナが発達したのは平安時代である。それまでは、文章は漢字だけで書くのが普通であった。平安時代は、世界でも稀なほど女性の文学者が活躍した時代である。日記や随筆、物語などが書かれ、長編小説である紫式部の「源氏物語」や清少納言の随筆「枕草子」など、現在親しまれている多くの文学作品が生まれた。優れた文学作品が誕生した背景には、王朝貴族たちが教養として身につけていた和歌の伝統がある。日本で初めての勅撰和歌集である「古今和歌集」が作られ、宮中の人々は誰もが和歌に親しんでいた。「和泉式部日記」や「源氏物語」にも、多くの和歌が挿入されて、登場人物の感情表現をよりきめ細かで豊かなものにしている。

鎌倉時代になり、武士の時代になると、戦や英雄、武将などを描いた軍記物が生まれた。平安時代とは違って力強い文体が特徴である。平家一門の繁栄と滅亡が書かれた「平家物語」は、琵琶法師によって語られ、文字の読めない人々にも広く親しまれた。また、吉田兼好の「徒然草」と鴨長明の「方丈記」は、鎌倉時代の随筆文学の傑作である。

新(P51)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1,中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成23年4月現在)

京都市内には、204件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち40件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める171件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方,旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺,城郭建築が現存する他,近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件,近代和風建築2件)が指定されている。

記念物では、48件の史跡(うち3件が特別史跡)、36件の名勝(うち9件が特別名勝)、6件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区<u>に</u> 選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京 都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

IB (P50)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1,中高年女性、リピーターということができる。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

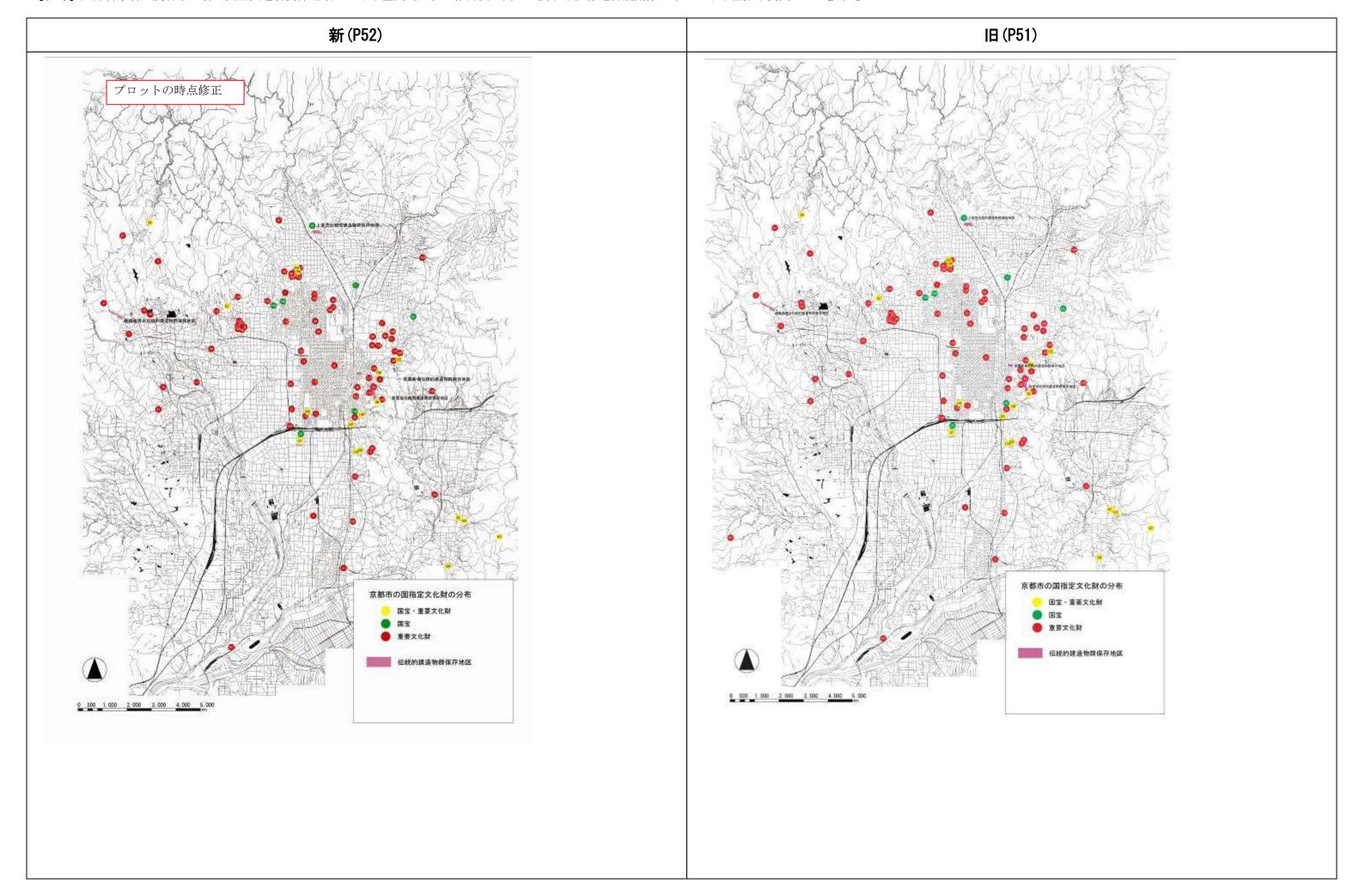
ア 京都市の重要文化財建造物等の概要(別表1)(平成22年2月現在)

京都市内には、201件の国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち40件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める171件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築2件)が指定されている。

記念物では、48件の史跡(うち3件が特別史跡)、<u>35</u>件の名勝(うち9件が特別名勝)、6件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉾29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に産寧坂地区、祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区<u>が</u> 選定されている。その後、嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京 都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。



新(P53)

IB (P52)

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要(別表2)(<u>平成23年4月現</u> 在)

昭和56年(1981),京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市 文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されて いない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図って いる。

京都府文化財保護条例に基づき,京都市内において,府指定有形文化財(建造物) 43件,府登録文化財(建造物)6件,府指定史跡3件,府指定名勝1件,府指定 天然記念物6件,文化財環境保全地区1件,府指定無形民俗文化財2件,府登録文 化財(無形民俗文化財)2件が指定・登録されている。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財(建造物)68件、市登録文化財(建造物)24件、市指定史跡<u>15</u>件、市登録文化財(史跡)12件、市指定名勝<u>28</u>件、市登録文化財(名勝地)3件、市指定天然記念物25件、市登録文化財(動物、植物、地質鉱物)10件、市指定有形民俗文化財<u>7</u>件、市登録<u>有</u>形民俗文化財3件、文化財環境保全地区9件、市登録無形民俗文化財<u>51</u>件が指定・登録されている。

この他、平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財(建造物)272件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも、文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており、近代化遺産調査、近代和風建築調査、町家調査などを実施して、積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国登録文化財の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要(別表2)(<u>平成22年2月現</u> 在)

昭和56年(1981),京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市 文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されて いない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図って いる。

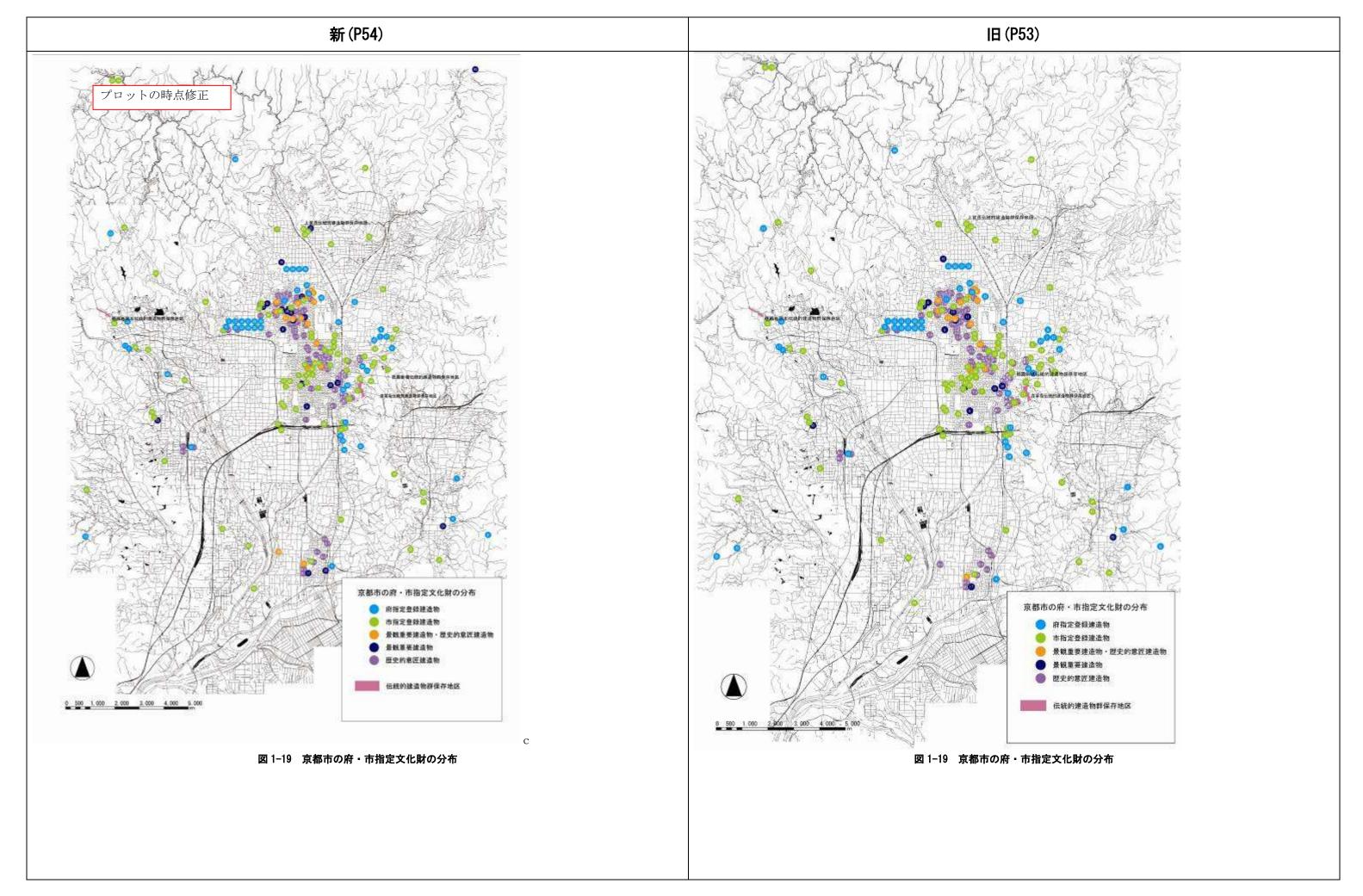
京都府文化財保護条例に基づき,京都市内において,府指定有形文化財(建造物) 42件,府登録文化財(建造物)6件,府指定史跡3件,府指定名勝1件,府指定 天然記念物6件,文化財環境保全地区1件,府指定無形民俗文化財1件,府登録文 化財(無形民俗文化財)2件が指定・登録されている。

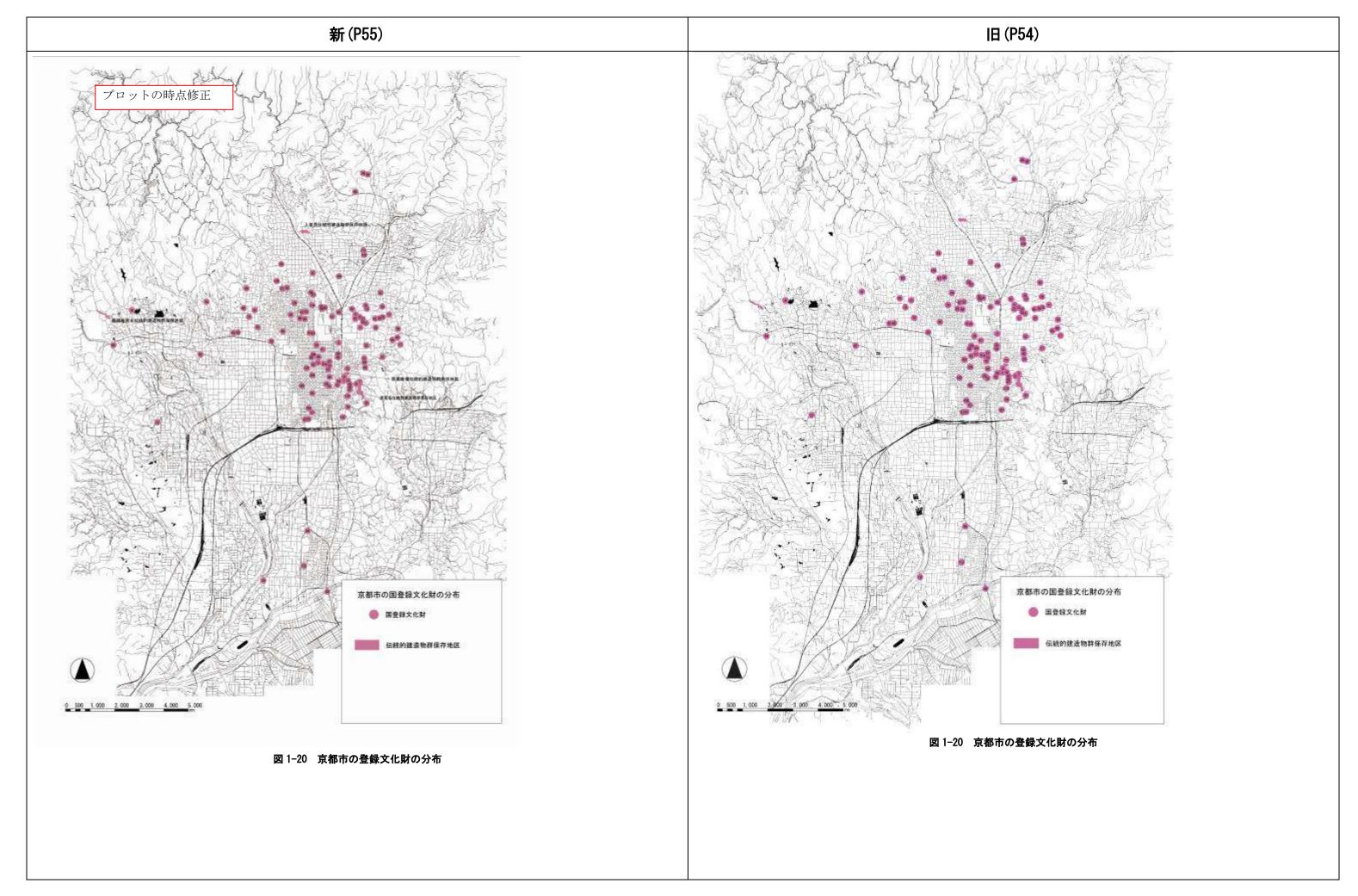
また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財(建造物)68件、市登録文化財(建造物)24件、市指定史跡14件、市登録文化財(史跡)12件、市指定名勝27件、市登録文化財(名勝地)3件、市指定天然記念物25件、市登録文化財(動物、植物、地質鉱物)10件、市指定有形民俗文化財8件、市登録文化財(有形民俗文化財)3件、文化財環境保全地区9件、市登録文化財(無形民俗文化財)30件が指定・登録されている。

この他、平成8年(1996)に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財(建造物)<u>263</u>件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも,文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており,近代化遺産調査,近代和風建築調査,町家調査などを実施して,積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国登録文化財の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。





新(P62)

(7) 本願寺への本山まいりと本願寺界隈

東西本願寺への「本山まいり」は江戸時代から行われており、現在でも両本願寺は「本山まいり」の盛んな寺院として有名である。

特に報恩講(御正忌報恩講)は、東西本願寺で行われる年中行事の中でも最も 重要で荘厳な法要である。報恩講とは、浄土真宗の宗祖親鸞の年忌法要で、没後 33年後の永仁2年(1294)に、本願寺第三世覚如が「報恩講式」を撰述し たことを起源とし、それより現在に至るまでもっとも重要な法会として、本山及 び末寺で厳修されている。東本願寺(真宗大谷派本山)では11月21日~28 日、西本願寺(浄土真宗本願寺派本山)では1月9日~16日の間に行われ、東 西本願寺やその界隈では、溢れんばかりの参拝者を迎える。

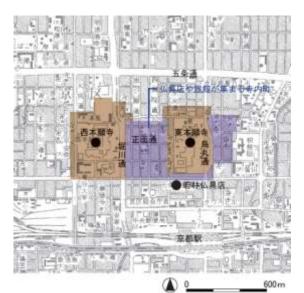




写真 2-1 本願寺寺内の町並み

図 2-4 本願寺と本願寺界隈

天正19年(1591),豊臣秀吉の命により京都六条堀川へ本願寺が移転し、周辺には、坊官や商工業者が移住し、寺内町(西寺内)の町並みが形成されていった。なお、本願寺の歴史は、弘長2年(1262)に没した親鸞の遺骨を改葬し廟堂を建立したことから始まる。その後、豊臣秀吉に保護され、現在の地に移転するまで、いくつかの地を巡った。

慶長7年(1602),徳川家康により烏丸七条の地を与えられ、東本願寺が建立され、西本願寺、東本願寺に分派することになった。また、寛永18年(1641)の幕府の寄進によって東本願寺寺内町(東寺内)が形成され、西本願寺寺内町(西寺内)とともに寺内町として発展していった。

この界隈には、諸国から参詣する多くの信者のために、古くから多数の宿が設けられており、現在でも旅館が多数集まった町並みの姿を見せている。また、本願寺の寺内町である特徴として、仏具(仏壇、法衣、数珠、表具)を扱う見世造りの商店も多数集まっており、天保元年(1830)創業の若林仏具店(国・登

旧(61)

(7) 本願寺への本山まいりと本願寺界隈

東西本願寺への「本山まいり」は江戸時代から行われており、現在でも両本願 寺は「本山まいり」の盛んな寺院として有名である。

特に報恩講(御正記報恩講)は、東西本願寺で行われる年中行事の中でも最も 重要で荘厳な法要である。報恩講とは、浄土真宗の宗祖親鸞の年忌法要で、没後 33年後の永仁2年(1294)に、本願寺第三世覚如が「報恩講式」を撰述し たことを起源とし、それより現在に至るまでもっとも重要な法会として、本山及 び末寺で厳修されている。東本願寺(真宗大谷派本山)では11月21日~28 日、西本願寺(浄土真宗本願寺派本山)では1月9日~16日の間に行われ、東 西本願寺やその界隈では、溢れんばかりの参拝者を迎える。

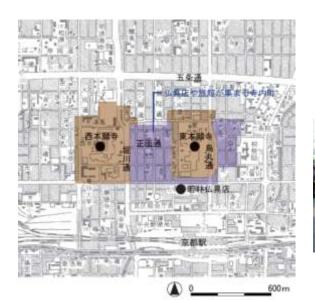




写真 2-1 本願寺寺内の町並み

図 2-4 本願寺と本願寺界隈

同地は、中世には東寺であったが、天正19年(1591)、豊臣秀吉の命により京都六条堀川へ本願寺が移転し、周辺には、坊官や商工業者が移住し、寺内町(西寺内)の町並みが形成されていった。なお、本願寺の歴史は、弘長2年(1262)に没した親鸞の遺骨を改葬し廟堂を建立したことから始まる。その後、豊臣秀吉に保護され、現在の地に移転するまで、いくつかの地を巡った。

慶長7年(1602),徳川家康により烏丸七条の地を与えられ、東本願寺が建立され、西本願寺、東本願寺に分派することになった。また、寛永18年(1641)の幕府の寄進によって東本願寺寺内町(東寺内)が形成され、西本願寺寺内町(西寺内)とともに寺内町として発展していった。

この界限には、諸国から参詣する多くの信者のために、古くから多数の宿が設けられており、現在でも旅館が多数集まった町並みの姿を見せている。また、本願寺の寺内町である特徴として、仏具(仏壇、法衣、数珠、表具)を扱う見世造りの商店も多数集まっており、天保元年(1830)創業の若林仏具店(国・登

新 (P76) IE (75)

た踊りの一段の労をねぎらう。

b 葵祭

葵祭は、かつて勅使(天皇の使者)が派遣された由緒ある祭で、数少ない王朝風俗の伝統が現在も受け継がれており、わが国で最も優雅で古趣に富んだ祭として知られている。また、長い歴史の中で、幾度か行列の実施が中断していた時期もあったが、その間も社家の人々が、社頭の儀などの神社内の祭を変わることなく大切に脈々と守り続けている伝統行事である。

(a) 祭の歴史

葵祭は、平安京ができる遥か以前、風水害で作物ができなかったときに、 鈴をつけた馬を走らせ、五穀豊穣を祈ったのが始まりとされ、平安時代以降、 国家的な行事として行われてきた賀茂社の祭であり、毎年5月に行われる約 1ヵ月間の祭礼行事のうちの一日が葵祭である。源氏物語の中で描かれる車 争いのシーンは、この祭の歴史を物語っている。

その呼び名は、祭に関わる人や牛車などに葵の葉をつけたことに由来し、元禄年間($1688\sim1704$)の再興以後、葵祭と呼称されるようになった。

また、賀茂社は、賀茂別雷神社(かもわけいかづちじんじゃ、通称、上賀茂神社)と賀茂御祖神社(かもみおやじんじゃ、通称、下鴨神社)をあわせた呼称で、賀茂社の名が文献上に初見するのは「続日本紀」文武天皇2年(698)3月辛巳条で「山城の国の賀茂祭の日に衆の会して騎射するを禁ず」と記している。社殿は天武天皇6年(677)に初めて社殿を造営と記されている。

天平元年(729)頃までの文献にみえる賀茂社は上賀茂神社をさし、下 鴨神社の成立は天平勝宝2年(750)頃。

(b) 葵祭と一連の祭事

葵祭に先駆けて、上賀茂神社(賀茂別雷神社)では、競馬会神事(賀茂競馬、市登録無形民俗文化財)や、祭祀の中でも最も古く荘厳な神事である御霊迎えの神事、御阿礼(みあれ)神事などが行われる。また、下鴨神社(賀茂御祖(かもみおや)神社、国宝他)でも、神霊迎えの神事である御蔭祭が行われる他、両社が隔年交代で行う斎王代御禊など、葵祭を中心とした賀茂祭の行事が多数執り行われる。

競馬会神事は、寛治7年(1093)の5月5日の節句に催されていた宮 中武徳殿の式を上賀茂神社に移し奉納されたことに由来する、天下泰平・五 穀豊穣を祈願する神事である。 た踊りの一段の労をねぎらう。

b 葵祭

葵祭は、かつて勅使(天皇の使者)が派遣された由緒ある祭で、数少ない王朝風俗の伝統が現在も受け継がれており、わが国で最も優雅で古趣に富んだ祭として知られている。また、長い歴史の中で、幾度か行列の実施が中断していた時期もあったが、その間も社家の人々が、社頭の儀などの神社内の祭を変わることなく大切に脈々と守り続けている伝統行事である。

(a) 祭の歴史

葵祭は、平安京ができる遥か以前、風水害で作物ができなかったときに、 鈴をつけた馬を走らせ、五穀豊穣を祈ったのが始まりとされ、平安時代以降、 国家的な行事として行われてきた賀茂社の祭であり、毎年5月に行われる約 1ヵ月間の祭礼行事のうちの一日が葵祭である。源氏物語の中で描かれる車 争いのシーンは、この祭の歴史を物語っている。

その呼び名は、祭に関わる人や牛車などに葵の葉をつけたことに由来し、元禄年間($1688\sim1704$)の再興以後、葵祭と呼称されるようになった。

また、賀茂社は、賀茂別雷神社(かもわけいかずちじんじゃ、通称、上賀茂神社)と賀茂御祖神社(かもみおやじんじゃ、通称、下鴨神社)をあわせた呼称で、賀茂社の名が文献上に初見するのは「続日本紀」文武天皇2年(698)3月辛巳祭で「山城の国の賀茂祭の日に衆の会して騎射するを禁ず」と記している。社殿は天武天皇6年(677)に初めて社殿を造営と記されている。

天平元年(729)頃までの文献にみえる賀茂社は上賀茂神社をさし、下 鴨神社の成立は天平勝宝2年(750)頃。

(b) 葵祭と一連の祭事

葵祭に先駆けて、上賀茂神社(賀茂別雷神社)では、競馬会神事(賀茂競馬、市登録無形民俗文化財)や、祭祀の中でも最も古く荘厳な神事である御霊迎えの神事、御阿礼(みあれ)神事などが行われる。また、下鴨神社(賀茂御祖(かもみおや)神社、国宝他)でも、神霊迎えの神事である御蔭祭が行われる他、両社が隔年交代で行う斎王代御禊など、葵祭を中心とした賀茂祭の行事が多数執り行われる。

競馬会神事は、寛治7年(1093)の5月5日の節句に催されていた宮中武徳殿の式を上賀茂神社に移し奉納されたことに由来する、天下泰平・五穀豊穣を祈願する神事である。

新 (P78)

をかため勅使・斎王代を警固しながら、午前10時半に京都御所の建礼門前 を出発する。

京都御所を出発した行列は、丸太町通、河原町通を通り、下鴨神社に到着、その後、下鴨本通や北大路通、北大路橋、賀茂川堤を通り、午後3時30分に上賀茂神社に到着する。その間、約8kmの道のりとなる。

華やかに飾った牛の背に付けた鈴の音とともに、ギシギシとなる牛車や十二単の 斎王代の登場に沿道の観衆の歓声が上が る。



写真 2-12 路頭の儀

斎王代とは,鎌倉時代まで続いた賀茂社 の斎王を模した役割で,毎年,未婚の女性

を一般から募集している。もともと、斎王は皇族の未婚の女性から選ばれる習慣で、天武天皇の時代に制度化した伊勢神宮の斎王(通称、斎宮)の制にならって、弘仁年間(810~824)から賀茂社でも斎王(通称、斎院)の制を定めたとされる。賀茂祭の奉仕は、斎王の重要な役割であった。

行列が上賀茂神社・下鴨神社の両社に到着すると、それぞれ社頭の儀が行われ、 勅使が御祭文を奏上し、御幣物を奉納する。さらに平安朝をしのばせる雅な雰囲気のなかで、神馬の引き回し、 舞人による「東游(東遊)(あずまあそび)」の舞が奉納される。

(c) 祭礼をとりまく空間

両社はともに広大な森に包まれ、祭ごとに神体山から祭神を迎える神迎えが行われるなど、社殿創立以前の古代信仰・自然信仰が現在まで色濃く残っている。

上賀茂神社は、今日でも厄除、方除、必勝の神として信仰を集めている。本殿・権殿は共に流造の典型として国宝に指定され、他の34棟は重要文化財である。

既に奈良時代初期の山城国風土記に見えており、社殿の創建は678年と伝える。現在の社殿は、本殿・権殿が文久3年(1863)、その他の社殿は寛永5年(1628)造替されたものである。

下鴨神社も、平安期以前の創祀である。京都最古の社の一つで山城国一の 宮と崇められ、国事を祈願し、国民の平安を祈る神社として「賀茂斎院の制」

をかため勅使・斎王代を警固しながら、午前10時半に京都御所の建礼門前 を出発する。

IB (P77)

京都御所を出発した行列は,丸太町通,河原町通を通り,下鴨神社に到着,その後,下鴨本通や北大路通,北大路橋,賀茂川堤を通り,午後3時30分に上賀茂神社に到着する。その間,約8kmの道のりとなる。

華やかに飾った牛の背に付けた鈴の音とともに、ギシギシとなる牛車<u>に乗る</u>十二単の斎王代の登場に沿道の観衆の歓声が上がる。



写真 2-12 路頭の儀

斎王代とは,鎌倉時代まで続いた賀茂社 の斎王を模した役割で,毎年,未婚の女性

を一般から募集している。もともと、斎王は皇族の未婚の女性から選ばれる習慣で、天武天皇の時代に制度化した伊勢神宮の斎王(通称、斎宮)の制にならって、弘仁年間(810~824)から賀茂社でも斎王(通称、斎院)の制を定めたとされる。賀茂祭の奉仕は、斎王の重要な役割であった。

行列が上賀茂神社・下鴨神社の両社に到着すると、それぞれ社頭の儀が行われ、勅使が御祭文を奏上し、御幣物を奉納する。さらに平安朝をしのばせる雅な雰囲気のなかで、神馬の引き回し、舞人による「東游(東遊)(あずまあそび)」の舞が奉納される。

(c) 祭礼をとりまく空間

祭礼の場となる賀茂社は、上賀茂神社と下鴨神社の2社からなる。両社は元々、京都盆地北部の豪族、賀茂県主一族の氏神であった。

両社はともに広大な森に包まれ、祭ごとに神体山から祭神を迎える神迎えが行われるなど、社殿創立以前の古代信仰・自然信仰が現在まで色濃く残っている。

上賀茂神社は、今日でも厄除、方除、必勝の神として信仰を集めている。本殿・権殿は共に流造の典型として国宝に指定され、他の34棟は重要文化財である。

既に奈良時代初期の山城国風土記に見えており、社殿の創建は678年と伝える。現在の社殿は、本殿・権殿が文久3年(1863)、その他の社殿は寛永5年(1628)造替されたものである。

下鴨神社も、平安期以前の創祀である。京都最古の社の一つで山城国一の 宮と崇められ、国事を祈願し、国民の平安を祈る神社として「賀茂斎院の制」

新 (P98) IE (P97)

T		
	真如堂ほか>	
10 日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされた いわれにちなむ祭
第2日曜日	やすらい祭<今宮神社>	1 424010 2 6327
第2日曜日	豊太閤花見行列<醍醐寺>	豊臣秀吉の「醍醐の花見」を再現した 祭
13 日	十三詣り	
20 日以降の 日曜日	神幸祭<松尾大社>	
第3日曜日	吉野太夫花供養<常照寺>	江戸時代の吉野太夫をしのんで, 太夫 道中が行われる。
21~29 日	壬生大念仏狂言<壬生寺>	
29 日	曲水の宴<城南宮>	川を流れる杯が来るまでに歌を詠む 平安貴族の優雅な遊びを再現
1~4 目	千本ゑんま堂大念佛狂言<千	京の三大念佛狂言のひとつ
	本ゑんま堂(引接寺)>	
3 目	流鏑馬神事<下鴨神社>	
5 日	藤森祭<藤森神社>	
5 目	競馬会神事<上賀茂神社>	
13 日	市比賣祭<市比賣神社>	
15 日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上 賀茂神社>	
18 日	御霊祭<上御霊神社>	
第3日曜日	三船祭<草精神社・大堰川>	白河天皇が漢詩・和歌・管弦の三船で 舟遊びをしたことにちなむ行事で,船 上で舞や歌を演じる。
<u>上旬</u>	京都薪能<平安神宮>	
10 日	田植祭<伏見稲荷神社>	
20 日	竹伐り会式<鞍馬寺>	
30 日		
	第2日曜日 第2日曜日 13日 20日以降の 日曜日 第3日曜日 21~29日 29日 1~4日 3日 5日 5日 5日 13日 15日 18日 第3日曜日	第2日曜日 やすらい祭<今宮神社> 第2日曜日 豊太閣花見行列<醍醐寺> 13日 十三詣り 20日以降の日曜日 神幸祭<松尾大社>日曜日 第3日曜日 吉野太夫花供養<常照寺> 21~29日 壬生大念仏狂言<壬生寺> 29日 曲水の宴<城南宮> 1~4日 千本ゑんま堂大念佛狂言<千本ゑんま堂(引接寺)> 3日 流鏑馬神事<下鴨神社> 5日 藤森祭<藤森神社> 5日 競馬会神事<上賀茂神社> 13日 市比賣祭<市比賣神社> 15日 葵祭<京都御所・下鴨神社・上賀茂神社> 18日 御霊祭<上御霊神社> 第3日曜日 三船祭<<車折神社・大堰川> 上旬 京都薪能<<平安神宮> 10日 田植祭 伏見稲荷神社> 20日 竹伐り会式<<鞍馬寺>

	1		T
月		真如堂ほか>	
	10 日	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えされた
			いわれにちなむ祭
	第2日曜日	やすらい祭<今宮神社>	
	第2日曜日	豊太閤花見行列<醍醐寺>	豊臣秀吉の「醍醐の花見」を再現した 祭
	13 日	十三詣り	
	20 日以降の 日曜日	神幸祭<松尾大社>	
	第3日曜日	吉野太夫花供養<常照寺>	江戸時代の吉野太夫をしのんで,太夫 道中が行われる。
	21~29 日	壬生大念仏狂言<壬生寺>	
	29 日	曲水の宴<城南宮>	川を流れる杯が来るまでに歌を詠む 平安貴族の優雅な遊びを再現
5	1~4日	千本ゑんま堂大念佛狂言<千	京の三大念佛狂言のひとつ
月		本ゑんま堂(引接寺)>	
	3 目	流鏑馬神事<下鴨神社>	
	5 目	藤森祭<藤森神社>	
	5 目	競馬会神事<上賀茂神社>	
	13 日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15 日	葵祭<京都御所・下鴨神社・上	
		賀茂神社>	
	18 日	御霊祭<上御霊神社>	
	第3日曜日	三船祭<草折神社・大堰川>	白河天皇が漢詩・和歌・管弦の三船で 舟遊びをしたことにちなむ行事で,船 上で舞や歌を演じる。
6	<u>1・2日</u>	京都薪能<平安神宮>	
月	10 日	田植祭<伏見稲荷神社>	
	20 日	竹伐り会式<鞍馬寺>	
	30 目	夏越祓<上賀茂神社ほか市内	
		各神社>	

新 (P123) 旧 (P122)

至るまでは急な傾斜地となっている。また、東山五条から五条通沿い、五条大橋に至る間は緩い傾斜を持っている。清水焼の登り窯は、これらの傾斜を利用してつくられている。現在、五条坂地区には、いくつかの登り窯が現存している。このうち、河井寛次郎記念館(旧河井寛次郎助)登り窯(国登録有形文化財)や旧藤平陶芸登り窯などは、保存が図られている。

清水焼は慶長年間(1596~ 1615)の開窯とされ、江戸時

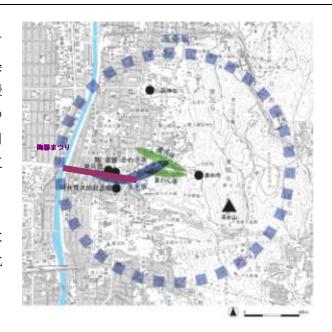


図 2-36 五条坂・やきもののまち

代中期には五条坂もまた、清水焼の生産地となっていたとされている。尾形乾山 (1663~1743)が記した「陶工必用」(元文2年(1737))には、「遊行土 洛東松原通(現東山五条)ノ野辺ニアリ」との記述があり、清水焼が洛東の陶土を主原料としたことはほぼ確実であり、よい土がとれたという地質的条件もここで製陶業が栄えた条件であった。また、「都名所図会」安永9年(1780)発行に五条坂付近とみられる焼物商の様子が描かれている。

幕末から明治初期の段階で五条坂には38軒のやきもの屋が立ち並び、「本朝陶器攷證」は、10の登窯があったと記されている。明治29年(1896)には市立陶磁器試験場が五条坂に創立された。近代には、五条坂地区に多数の登り窯が築かれ、五条通沿いを中心に窯元や販売店が並び、やきもののまちとして隆盛した。現在五条坂の風物詩ともなっている陶器まつりは、大正8年(1919)に始まったものである。また、五条坂には、陶芸家・河井寛次郎が居を構え、陶芸を行うなど、民藝運動の主要な舞台ともなった。その旧宅である河井寛次郎記念館は、現在、五条坂の名所のひとつとなっている。

その後,五条通りが拡幅され,登り窯は使用されなくなり,陶磁器の生産機能は,清水焼団地(山科区)などに移り,五条坂は陶磁器販売のまちへと変化していった。

現在,五条坂周辺には清水焼の窯元,陶磁器販売店が集まり,登り窯,陶芸家の旧居などが残っていることにより,清水焼の産地としての歴史を偲ばせる。

この中で、昭和40年に開業し京焼・清水焼の販売を行っている楽只苑(市指定歴史的意匠建造物)は、本家初代入江道仙が寛政年間にこの地で陶磁器の製造をはじめ、昭和18年から有限会社道仙化学製陶所の社長宅兼事務所として使用

至るまでは急な傾斜地となっている。また、東山五条から五条通沿い、五条大橋に至る間は緩い傾斜を持っている。清水焼の登り窯は、これらの傾斜を利用してつくられている。現在、五条坂地区には、いくつかの登り窯が現存している。このうち、河井寛次郎記念館(旧河井寛次郎助)登り窯(国登録有形文化財)や旧藤平陶芸登り窯などは、保存が図られている。

清水焼は慶長年間(1596~ 1615)の開窯とされ、江戸時

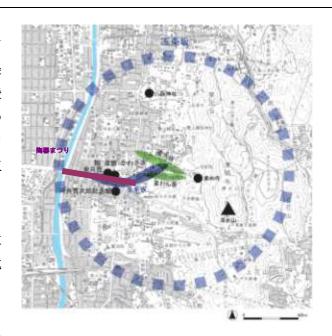


図 2-36 五条坂・やきもののまち

代中期には五条坂もまた、清水焼の生産地となっていたとされている。尾形乾山 (1663~1743)が記した「陶工必用」(元文2年(1737)) には、「遊行 土 洛東松原通(現東山五条)ノ野辺ニアリ」との記述があり、清水焼が洛東の 陶土を主原料としたことはほぼ確実であり、よい土がとれたという地質的条件も ここで製陶業が栄えた条件であった。また、「都名所図会」安永9年(1780) 発行に五条坂付近とみられる焼物商の様子が描かれている。

幕末から明治初期の段階で五条坂には38軒のやきもの屋が立ち並び、「本朝陶器攷登」は、10の登窯があったと記されている。明治29年(1896)には市立陶磁器試験場が五条坂に創立された。近代には、五条坂地区に多数の登り窯が築かれ、五条通沿いを中心に窯元や販売店が並び、やきもののまちとして隆盛した。現在五条坂の風物詩ともなっている陶器まつりは、大正8年(1919)に始まったものである。また、五条坂には、陶芸家・河井寛次郎が居を構え、陶芸を行うなど、民藝運動の主要な舞台ともなった。その旧宅である河井寛次郎記念館は、現在、五条坂の名所のひとつとなっている。

その後,五条通りが拡幅され,登り窯は使用されなくなり,陶磁器の生産機能は,清水焼団地(山科区)などに移り,五条坂は陶磁器販売のまちへと変化していった。

現在,五条坂周辺には清水焼の窯元,陶磁器販売店が集まり,登り窯,陶芸家の旧居などが残っていることにより,清水焼の産地としての歴史を偲ばせる。

この中で、昭和40年に開業し京焼・清水焼の販売を行っている楽只苑(市指定歴史的意匠建造物)は、本家初代入江道仙が寛政年間にこの地で陶磁器の製造をはじめ、昭和18年から有限会社道仙化学製陶所の社長宅兼事務所として使用

新 (P154) IE (P153)

―伝統と進取の気風の地―

(1) 古都の再生と文教地区の形成

明治維新により、京都は東京遷都という大きな変動を迎えた。天皇だけでなく、 新政府の官僚、多くの公家衆、各藩の京都詰役人、そして一部の御用商人も京都を 離れた。そんな逆境にも負けず、伝統と進取の気風を併せ持つ京都の人々は、再生 に向かって自前の産業や都市機能を作り上げ、近代化を成し遂げた。その象徴とし て琵琶湖疏水があり、建都千百年記念事業の開催地である岡崎がある。

この項では、まず近代化に大きな役割を果たした、白川の扇状地に広がる岡崎・ 吉田及びその周辺(以下、「白河(岡崎・吉田)」という。)の近世以前までの歴史的 背景を示すとともに、近代化の象徴である琵琶湖疏水について示し、そのうえで、 白河(岡崎・吉田)についての歴史的風致を示していく。

ア 白河 (岡崎・吉田) の歴史

(ア) 近世までの歴史

東山の麓に位置する白河(岡崎・ 吉田)は、白川の扇状地として広がりをもち、背後に東山を従えた自然 風景豊かな土地であって、平安時代前期より藤原氏等の別業が多く営まれる土地であった。

院政期には、白河天皇による法勝寺をはじめとする六勝寺が造営されるとともに、院御所である白河殿が造営された。この地が院政の中心地となり、多くの貴族たちが出入りするようになると、一般の人々も多く集まるようになり、平安京と一体化して「京・白河」と称される副都心が形成された。

中世に入り武士の時代になると、 院政期を代表するこれらの寺院建築 群は徐々に姿を消していき、その後

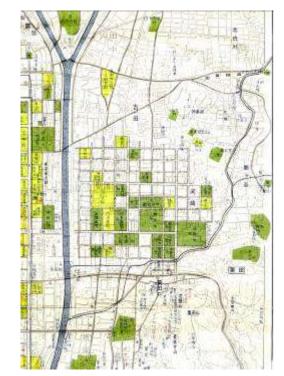


図 2-61-1 院政の頃の白河 出典 京都の歴史2

近世にかけては、平安京の近郊農村地としての役割を担うとともに、東海道の 交通の要衝の地としての性格も持つようになった。一方で、室町時代には、亀 山上皇によって創建された南禅寺が京都五山の上に置かれ、五山文化の中心地 としての側面もあった。なお、江戸時代には、現在の清風荘の前身である清風

―伝統と進取の気風の地―

(1) 古都の再生と文教地区の形成

明治維新により、京都は東京遷都という大きな変動を迎えた。天皇だけでなく、新 政府の官僚、多くの公家衆、各藩の京都詰役人、そして一部の御用商人も京都を離れ た。そんな逆境にも負けず、伝統と進取の気風を併せ持つ京都の人々は、再生に向か って自前の産業や都市機能を作り上げ、近代化を成し遂げた。その象徴として琵琶湖 疏水があり、建都千百年記念事業の開催地である岡崎がある。

この項では、まず近代化の象徴である琵琶湖疏水について示し、そのうえで、<mark>岡崎</mark> についての歴史的風致を示していく。

新 (P155) IE (P153)

館が徳大寺家の別邸として建設されている。

幕末になると、平安京がにわかに政治の中心地としての色合いを帯び、郊外であるこの地にも、大規模な藩邸が多く建設された。尾張徳川屋敷が後の京都帝国大学となる等、これらの藩邸の地が明治以降様々な施設の地として利用されていく。

(4) 近代化とうるおいをもたらす琵琶湖疏水

<u>そして明治時代に入り、白河(岡崎・吉田)は大規模な開発が行われ、京都の</u> 近代化にとって大きな役割を果たすことになる。

京都は、琵琶湖疏水に代表される近 代歴史遺産の宝庫でもあり、この先進 の自負が、京都に暮らす人々にとって 誇りであり、心の拠り所のひとつにも なっている。

琵琶湖疏水は、明治維新による東京 遷都で衰退した京都に活力を呼び戻 すため、近代化策(京都策)の事業の 一環として、明治23年(1890) に建設された。京都にとって、琵琶湖 から水を引くことは長年の夢であっ た。その後、明治45年(1912) には、第二琵琶湖疏水が建設され、水 道事業や市電敷設等が行われ、今日に おける京都の近代的まちづくりの基 礎となるとともに、東山山麓の持つ豊 かな自然環境と疏水の豊富な水量を



図 2-61-2 琵琶湖疏水

利用した南禅寺界隈の邸宅群が形成されていった。



写真 2-93 琵琶湖疏水



写真 2-94 蹴上発電所(非公開)

ア 近代化とうるおいをもたらす琵琶湖疏水

京都には、<u>寺社仏閣だけでなく実は、</u>琵琶湖疏水に代表される近代歴史遺産の宝庫でもあり、この先進の自負が、京都に暮らす人々にとって誇りであり、心の拠り所のひとつにもなっている。

東山山麓一帯は、京都の近代化の源となった琵琶湖疏水(国史跡)や京都大学の創設が行われたが、特に琵琶湖疏水は、明治維新による東京遷都で衰退した京都に活力を呼び戻すため、近代化策(京都策)の事業の一環として、明治23(1890)に建設された。京都にとって、琵琶湖から水を引くことは長年の夢であった。疏水によって水運、水道事業をはじめ発電事業や市電敷設等が行われ、今日における京都の近代的まちづくりの基礎となった。



写真 2-93 琵琶湖疏水



図 2-61 琵琶湖疏水



写真 2-94 蹴上発電所(非公開)

新 (P156) IB (154)

イ 具体事例

(7) 琵琶湖疏水と邸宅群

琵琶湖疏水は、琵琶湖取水地点から伏見区堀詰町で一級河川濠川となる地点 までの「第1疏水」、第1疏水取水地点の少し北側から全線トンネルで蹴上付近 で第1疏水と合流する「第2疏水」、第2疏水取水口付近の立坑から全線トン ネルで安朱で第2疏水に合流する「第2疏水連絡トンネル」及び蹴上付近から 分岐して左京区北白川久保田町に至る「疏水分線」からなっている。

現在,琵琶湖疏水は水道原水のほか,発電,かんがい,防火及び工業などに 利用されており,市民の生活になくてはならないものである。また,琵琶湖疏水の建設に伴い整備された,蹴上発電所や蹴上浄水場,インクライン等の関連施設は近代化産業遺産としての認定を受けるなど,京都の近代を代表する建造物として親しまれている。

そして、開削から120年余りが過ぎようとしている現在においても脈々と琵琶湖から京都市へ命の水を供給し続けている。その本来機能のみならず、岡崎では、優れた近代土木景観と緑豊かな水辺空間という観点からも、市民に親しまれている。例えば南禅寺境内には、当時としては画期的な洋風建造物の水路閣が設置され、今日では緑豊かな周囲の歴史的景観によく溶け込んでいる。また、哲学の道は西田幾多郎などの哲学者らが歩いた道として知られ、現在でも春の桜や秋の紅葉をはじめ、多くの人々が散策するなど、疏水沿線は散策の場として市民に親しまれている。



写真 2-95 哲学の道



写真 2-96 南禅寺水路閣

この疏水は、開削から120年余りが過ぎようとしている現在においても脈々と 琵琶湖から京都市へ命の水を供給し続けている。その本来機能のみならず、岡崎では、優れた近代土木景観と緑豊かな水辺空間という観点からも、市民に親しまれている。例えば岡崎東端には、日本で二番目の開設となる京都市動物園があるが、その脇を流れる琵琶湖疏水の南禅寺舟溜りには、琵琶湖との水位高低差を利用した自然噴水があり、園内の桜並木と合わせて、市民にとっては欠かせない京都の風景のひとつとなっている。



写真 2-95 南禅寺舟溜り

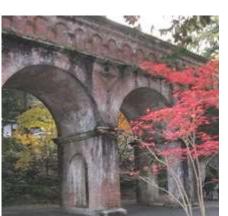


写真 2-96 南禅寺水路閣

新 (P157) IE (P154)



図 2-61-3 琵琶湖疏水と邸宅群

岡崎では、専用管により疏水の水をまず京都市動物園に引き入れ、園内の水路や池を経て、岡崎道をはさんだ西側の京都市美術館の庭園と北側に位置する平安神宮神苑(国名勝)へと落とし込んでいる。

南禅寺界隈でも同様に、野村碧雲荘<u>(重要文化財)や清流亭(重要文化財)</u>、 對龍山荘(国名勝)<u>無鄰菴(無鄰庵庭園:国名勝)</u>などいくつもの庭園を次々 と巡る水の道が何ルートも存在する。<u>水の道は時としてまちの中に姿を現し</u>、 <u>塀越しの緑や垣とともに人々の目にうるおいを与えている。</u>全体の仕組みその ものが疏水の開通と7代目小川治兵衛という庭師との出会いが生み出した近代 の庭園風景<u>や界わいの風致</u>の形成に重要な役割を果たしている。 岡崎では、専用管により疏水の水をまず京都市動物園に引き入れ、園内の水路や池を経て、岡崎道をはさんだ西側の京都市美術館の庭園と北側に位置する平安神宮神苑(国名勝)へと落とし込んでいる。南禅寺界隈でも同様に、碧雲荘や對龍山荘(国名勝)などいくつもの庭園を次々と巡る水の道が何ルートも存在する。全体の仕組みそのものが疏水の開通と7代目小川治兵衛という庭師との出会いが生み出した近代の庭園風景の形成に重要な役割を果たしている。さらに、哲学の道をはじめ疏水沿線は散策の場として市民に親しまれている。

新 (P158) IE (P154)





写真 2-97-1 京都市美術館 庭園

写真 2-97-2 邸宅の町並み

無鄰菴は、山縣有朋が京都市から借地し明治29年(1896)ごろに建設したもので、七代目小川治兵衛による庭園を持つ、南禅寺邸宅群の先駆けとなった邸宅であり、現在、本市の施設として公開している。日出新聞には、明治28年(1895)8月8日の記事に苑池への疏水からの引水工事を京都市の水利事務所の技手が行う旨の記載があるほか、無鄰菴の建設についての記事が数々掲載されている。昭和8年(1933)に編纂された「公爵山縣有朋公伝」には、無鄰菴での政財官の有力者との会見について記載があり、無鄰菴は政財官の有力者との会合の場としても利用されていたことが分かる。

界限の邸宅群は、個人のためだけの施設としてのみ存在したわけではなく、 その中で茶会や園遊会等を催すことを前提とした整備がなされ、実際にも国内 外の招客のための迎賓的な役割を担っていた。大正大礼や昭和大礼が行われた 際に、これらの邸宅群が京都を訪れた皇族等の要人たちの宿舎とされたことも、 その役割の一つと言える。そして、これらの邸宅は所有形態こそ変わってきて いるが、現在でも迎賓的な施設としての役割を果たしている。

人をもてなすため、これらの施設では日々庭園等の手入れを行う。七代目小川治兵衛による庭園を持つ数多くの邸宅が群をなし、また南禅寺をはじめ、庭園を持つ寺社が多く存在する南禅寺界隈は、日本の庭園技術の粋が集まる場であると言えよう。手入れの行き届いた庭園が集積する地では、人々の庭を見る目が自然と養われ、造園技術が磨かれる。南禅寺界隈では、庭園の花や葉の色付きはもちろんのこと、春から初夏にかけての芽摘み、お盆前や暮れの手入れなど、その手入れからも四季を感じずにはいられない。

人をもてなすこと、そしてそのために、日々手入れを怠らないこと。南禅寺 界隈を歩くと、人をもてなすため手入れの行き届いた邸宅群の有様に、凛とし た中にも人をもてなす心を感じる。その悠然とした門構え、通りに続く塀や垣 は、内側に特別な空間の存在を思わせる。そして、邸宅群などでのそれらの営



写真 2-97 京都市美術館 庭園

新 (P159) IE (P154-155)

みが、風情豊かな疏水施設、背後の東山の風景と一体となって、自然豊かな四季の移ろいと、近代化への先人の心意気を感じさせる。







写真 2-97-4 春に行われる芽摘み (名勝 無鄰庵庭園)

(1) 建都千百年記念事業と平安神宮

この疏水事業の中心の地、岡崎において、開削後の明治28年(1895)、建都千百年記念事業として、第4回内国勧業博覧会と平安遷都千百年紀念祭が開催された。それまで東京を会場としていた内国勧業博覧会の京都における開催は、当時の総理大臣伊藤博文が、紀念祭との合同開催によって日本の歴史を世界に向けて示すことを目的に決定したとされている。

紀念祭場として桓武天皇を祭るため造営された平安神宮(<u>重要文化財</u>)は、その社殿が平安京大内裏の朝堂院を模したもので、京都の氏神と位置付けられた。三条通りから北側の旧粟田口通り(現神宮道)は、平安神宮の表参道として位置付けられ、明治27年(1894)に道路拡張された。昭和3年(1928)には大鳥居(国登録有形文化財)も建築されている。紀念祭の呼び物として行われた時代行列は、1100年にわたる京都の都としての風俗の変遷を描いており、以後、この行列は「時代祭」と呼ばれて今日まで続けられている。この紀念祭と内国博は、京都の都としての歴史を再確認するとともに、近代京都としての出発を強く印象付ける事業となった。

時代祭は、京都市全域から組織される「平安講社」がその運営に当たり、元 学区と呼ばれる自治組織の連合会が輪番制でこの祭りを担っている。京都御所 から平安神宮に至る時代祭の巡行路は、京都の時代変遷絵巻を彩る行列の舞台 となっている。市民はこの祭の運営を担うことによって、京都の歴史に想いを いたす特別な時間を過ごす。そして、岡崎の地の平安神宮は、京都の1100

イ 具体事例

(7) 建都1100年事業と平安神宮

この疏水事業の中心の地、岡崎において、開削後の明治28年(1895)、建都千百年記念事業として、第4回内国勧業博覧会と平安遷都千百年記念祭が開催された。それまで東京を会場としていた内国勧業博覧会の京都における開催は、当時の総理大臣伊藤博文が、記念祭との合同開催によって日本の歴史を世界に向けて示すことを目的に決定したとされている。

記念祭場として桓武天皇を祭るため造営された平安神宮(市指定有形文化財)は、その社殿が平安京大内裏の朝堂院を模したもので、京都の氏神と位置付けられた。三条通りから北側の旧粟田口通り(現神宮道)は、平安神宮の表参道として位置付けられ、明治27年(1894)に道路拡張された。昭和3年(1928)には大鳥居(国登録有形文化財)も建築されている。記念祭の呼び物として行われた時代行列は、1100年にわたる京都の都としての風俗の変遷を描いており、以後、この行列は「時代祭」と呼ばれて今日まで続けられている。この記念祭と内国博は、京都の都としての歴史を再確認するとともに、近代京都としての出発を強く印象付ける事業となった。

時代祭は、京都市全域から組織される「平安講社」がその運営に当たり、元 学区と呼ばれる自治組織の連合会が輪番制でこの祭りを担っている。京都御所 から平安神宮に至る時代祭の巡行路は、京都の時代変遷絵巻を彩る行列の舞台 となっている。市民はこの祭の運営を担うことによって、京都の歴史に想いを いたす特別な時間を過ごす。そして、岡崎の地の平安神宮は、京都の1100 新(P160)

年の歴史のシンボルとして存在しているのである。

平安神宮は、伝統と進取の気風の地である岡崎にふさわしく、伝統を基盤に置いた新しい試みがなされる場として現在も活躍している。中でも、昭和25年(1950)に京都市と京都能楽会の共催で始まった京都薪能は、平成21年(2009)の6月に60回目を迎え、初夏の京都の風物詩となっている。平安神宮の

拝殿前に特設舞台を組み、四隅には斎竹を配し、夕闇が迫るころ、かがり火の炎が揺らめく中で夕闇に浮かび上がる社殿を背景に、幽玄の世界が繰り広げられる。



写真 2-98 京都薪能



写真 2-99 時代祭(平安神宮前)



写真 2-100 大鳥居

このように、伝統と歴史と近代への躍進の地である岡崎では、近代以降、伝統を基盤とした時代祭や京都薪能などの新しい活動が生まれ、既にそれ自体伝統として根付いている。これらの活動が、この地の象徴である平安神宮と一体となって、京都の風物詩として市民に受け入れられ、楽しみの一つとなっている。

IB (Р155-156)

年の歴史のシンボルとして存在しているのである。

平安神宮は、伝統と進取の気風の地である岡崎にふさわしく、伝統を基盤に置いた新しい試みがなされる場として現在も活躍している。中でも、昭和25年(1950)に京都市と京都能楽会の共催で始まった京都薪能は、平成21年(2009)の6月に60回目を迎え、初夏の京都の風物詩となっている。平安神宮の

拝殿前に特設舞台を組み、四隅には斎竹を配し、夕闇が迫るころ、かがり火の炎が揺らめく中で夕闇に浮かび上がる社殿を背景に、幽玄の世界が繰り広げられる。



写真 2-98 京都薪能



写真 2-99 時代祭 (平安神宮



写真 2-100 大鳥居

このように、伝統と歴史と近代への躍進の地である岡崎では、近代以降、伝統を基盤とした時代祭や京都薪能などの新しい活動が生まれ、既にそれ自体伝統として根付いている。これらの活動が、この地の象徴である平安神宮と一体となって、京都の風物詩として市民に受け入れられ、楽しみの一つとなっている。

新 (P161) IE (P156-157)

(ウ) 文教地区としての白河(岡崎・吉田)

紀念祭・内国博に引き続き、博覧会跡地には、シンボルとしての平安神宮を中心にして、美術館、工業館などの施設が残され、常設の展示場として利用された。その後、武徳殿(明治32年(1899))が開設されたほか、東宮御慶事に際して寄せられた寄付を利用し、学術の府を唱える京都市にふさわしい事業として動物園(明治36年(1903))が整備され、商品陳列所、府立図書館(明治42年(1909))等が建設された。大正期に入ると大正大礼(大正4年(1915))に伴い、岡崎で大典記念京都博覧会が開催され、第一勧業館や第二勧業館、商品陳列所などがその会場となった。そして、大礼に際して二条離宮内に建設された舞楽殿が移築され、京都市公会堂として整備された。また、昭和大礼に際しては、後に記念として大礼紀念京都美術館(現京都市美術館)(昭和8年(1933)が建設されるなど、岡崎は明治以降文教地区として着実に整備されていった。

この文教地区の整備は、京都が1100年にわたって培われた伝統と歴史の 基盤の上に、新しい近代西洋文明を受け入れて実現されたものであり、岡崎の 地はここから、新しい京都の産業や文化の拠点として、市民とともに新しい近 代都市景観と、歴史を背景とした新たな文化芸術活動等をつむぎだしてきたの である。

岡崎地域内には近代のまちとしての要素となっている数々の建物があるが、京都市美術館は、その代表的な建築物の一つである。東京から京都に洋画研究の新たな活動の地を求めてきた浅井忠を慕って、若き画家たちが明治39年(1906)岡崎の地に、関西最大の洋画研究所「関西美術院」を創設した。ここからは安井曽太郎をはじめ梅原龍三郎、須田国太郎らわが国を代表する画家達が数多く輩出し、京都は日本的洋画の発展のメッカとなった。現在もその伝統は続いており、昭和8年(1933)に完成した京都市美術館、そして国立京都近代美術館とともに、岡崎の地に美術の香りを醸している。

京都市美術館は、明治40年(1907)に「文展」として始まった100年もの歴史を誇る「日展」が開催されることで知られる。

明治40年(1907)に創設された「文展」は東京で開催されたが、明治43年(1910)の第4回は京都でも誘致し、「京都市博覧会館」で催した。その後、東京と京都での開催が定着し、京都市勧業館を主会場に、毎年行われていたのだが、昭和8年(1933)に「京都市美術館」が開館すると、まさにふさわしい会場として歓迎され、その後京都市美術館の主要な催しの一つとなった。「文展」は「帝展」という名称を経て昭和21年(1946)には「日展」と改称され、京都以外の地方展も行われるようになり、現在に至っている。

(1) 文教地区としての岡崎

記念祭・内国博に引き続き、博覧会跡地には、シンボルとしての平安神宮を中心にして、美術館、工業館などの施設が残され、常設の展示場として利用された。その後、東宮御慶事に際して寄せられた寄付を利用し、学術の府を唱える京都市にふさわしい事業として、武徳殿(明治31年(1898)が開設されたほか、動物園(明治36年(1903))、商品陳列場、府立図書館(明治42年(1909))、大正期以降も京都市公会堂、大礼紀念京都美術館(現京都市美術館)(昭和8年(1933))などが建設され、文教地区として整備されていった。

この文教地区の整備は、京都が1100年にわたって培われた伝統と歴史の 基盤の上に、新しい近代西洋文明を受け入れて実現されたものであり、岡崎の 地はここから、新しい京都の産業や文化の拠点として、市民とともに新しい近 代都市景観と、歴史を背景とした新たな文化芸術活動等をつむぎだしてきたの である。

岡崎地区内には近代のまちとしての要素となっている数々の建物があるが、京都市美術館は、その代表的な建築物の一つである。東京から京都に洋画研究の新たな活動の地を求めてきた浅井忠を慕って、若き画家たちが明治39年(1906)岡崎の地に、関西最大の洋画研究所「関西美術院」を創設した。ここからは安井曽太郎をはじめ梅原龍三郎、須田国太郎らわが国を代表する画家達が数多く輩出し、京都は日本的洋画の発展のメッカとなった。現在もその伝統は続いており、昭和8年(1933)に完成した京都市美術館、そして国立京都近代美術館とともに、岡崎の地に美術の香りを醸している。

京都市美術館は、明治40年(1907)に「文展」として始まった100年もの歴史を誇る「日展」が開催されることで知られる。

明治40年(1907)に創設された「文展」は東京で開催されたが、明治43年(1910)の第4回は京都でも誘致し、「京都市博覧会館」で催した。その後、東京と京都での開催が定着し、京都市勧業館を主会場に、毎年行われていたのだが、昭和8年(1933)に「京都市美術館」が開館すると、まさにふさわしい会場として歓迎され、その後京都市美術館の主要な催しの一つとなった。「文展」は「帝展」という名称を経て昭和21年(1946)には「日展」と改称され、京都以外の地方展も行われるようになり、現在に至っている。

新(P162)

現在,「日展」においては,日本画,洋画,彫刻,工芸美術,書の5部門で構成され,今なお公募展の中では最高の権威を誇っている。

毎年春に開催される,新進作家の登竜門としても知られる「京展」は、昭和 10年(1935)に始まる「市展」の流れを汲む全国公募展であり、日本画、 洋画、彫刻、工芸、書、版画の6部門で構成される。

旧武徳殿(重要文化財)は遷都千百年記念事業の一環として明治32年(1899)に造営された我が国最古の演舞場で、桓武天皇が平安京武徳殿で武技を奨励したことに因んでおり、落成式の様子が同年5月5日の日出新聞に掲載されている。現在でも現役の武道場として活躍しており、毎年5月のゴールデンウィークには、明治28年(1895)の武徳祭大演武会に由来する、全日本剣道演武大会(京都大会)等の、武道家にとって大切な大会等が行われている。大会の当日には、旧武徳殿からは武道の音がこだまし、周辺では武具等の市が立ち、多くの武道家で賑わう。



写真 2-101-1 京都市美術館



写真 2-102-2 旧武徳殿



写真 2-102-3 旧武徳殿での演武大会の様子 1 協力: 京都府剣道連盟



写真 2-102-4 旧武徳殿での演武大会の様子 2 提供:京都府剣道連盟

旧(157)

現在,「日展」においては,日本画,洋画,彫刻,工芸美術,書の5部門で構成され,今なお公募展の中では最高の権威を誇っている。

毎年春に開催される,新進作家の登竜門としても知られる「京展」は、昭和 10年(1935)に始まる「市展」の流れを汲む全国公募展であり、日本画、 洋画、彫刻、工芸、書、版画の6部門で構成される。

また,平安神宮参道として整備された神宮道の沿道には,多くの画廊が存在し, 様々な美術品が展示され,芸術のまちとしての雰囲気を醸し出している。 新(163)

他にも、前川國男が設計し、昭和35年(1960)に開館したモダニズム建築・京都会館は50年を超える歴史を持ち、多くの音楽や演劇、芸能を市民が身近に楽しめる場として、そして市民の文化的欲求を満たす文化創生の拠点として、長く愛されている。労演で親しまれる京都労働者演劇鑑賞会などは開館当初から続くもので、会館とともに歴史を刻んできた。また、明治36年(1903)に全国で2番目に開園した動物園は、市民の寄付金と市債により建設された動物園として最も古い歴史を持っており、現在でも幅広い世代の市民に愛されている。







写真 2-102-2 京都市動物園

その北に位置する吉田界隈では、明治2 2年(1889)に大阪から移転した第三 高等中学校を皮切りに、京都帝国大学等の 高等教育施設群が次々と設置された。現在 でも、京都大学本部構内正門(旧第三高等 中学校正門)(国登録有形文化財)や、京 都大学人文科学研究所附属漢字情報研究 センター(国登録有形文化財)等の近代建 築が教育施設として存在しており、岡崎と



写真 2-102-3 京都大学本部 構内正門・時計台 提供:京都大学

ともに白河(岡崎・吉田)一帯が文教地区としての様相を呈している。

これらの施設を取り巻くまちでは、関連する生業を営む店舗によるまちが形成されている。平安神宮参道として整備された神宮道の沿道には、多くの画廊が存在し、様々な美術品が展示され、芸術のまちとしての雰囲気を醸し出している。また、旧武徳殿の周辺には、武具店が点在しているほか、一帯に古書店等も存在し、文教施設を支える営みが続けられている。また、今出川通に面した知恩寺では、毎年秋に古本市が開催され、平成22年で34回を数える。そこに並べられている古書は、一般の書籍とともに、学術書や美術書等も並べられており、地区の特色が表れている。

さらに、周辺には神楽岡の住宅開発(谷川住宅群等)や北白川の住宅開発等

他にも、前川國男が設計し、昭和35年(1960)に<u>会館</u>したモダニズム建築・京都会館は平成21年現在、既に49年の歴史を持ち、多くの音楽や演劇、芸能を市民が身近に楽しめる場として、そして市民の文化的欲求を満たす文化創生の拠点として、長く愛されている。労演で親しまれる京都労働者演劇鑑賞会などは開館当初から続くもので、会館とともに歴史を刻んできた。

IB (P157)



写真 2-101 京都市美術館



写真 2-102 京都会館

新(P164)

の良好な住宅地が多く形成され、これらの住宅地には京都大学の関係者も多く 住まいした。これらの住宅地は、現在でも良好な住宅地として存在し、往時の 姿を今に伝えている。







写真 2-103-2 良好な住宅群(谷川住宅群)

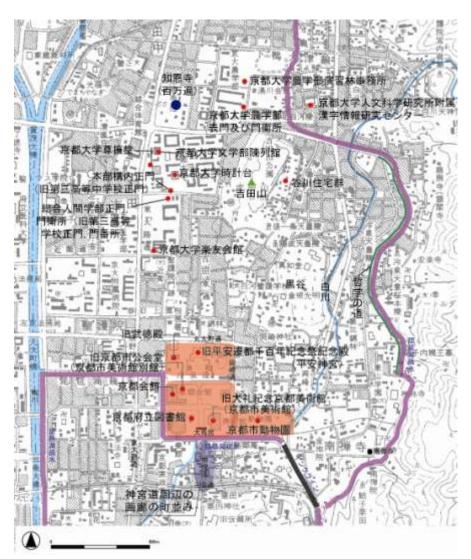


図 2-62 文教施設

旧(P158)

このように、岡崎の文教地区では、日展等の展覧会や演劇公演等の芸術活動が、京都市美術館や京都会館をはじめとした近代洋風建築群を舞台として行われ、さらに周辺で営まれる画廊などの風景と一体となって、文教地区としての風情を醸し出し、訪れる人々は、薫り高い文化と芸術の世界を感じている。



写真 2-103 画廊と鳥居

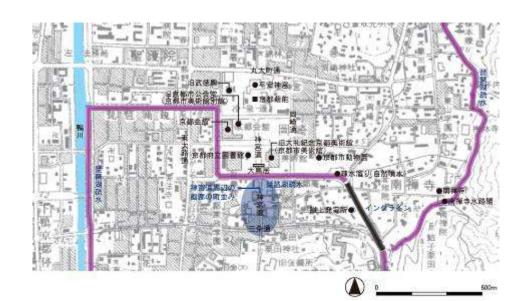


図 2-62 岡崎と疏水

新 (P165) 旧 (P158)

このように、岡崎の文教地区では、内国博の跡地を中心に、岡崎から吉田にかけて形成された、京都市美術館や京都会館、旧武徳殿、高等教育施設群をはじめとした近代建築群等を舞台として、日展等の展覧会や演劇公演などの芸術活動、武道大会等が行われている。また、これらを取り巻く町には、芸術や教育、武芸に関連する生業が多く存在している。

これらの施設群、町並み、営みが一体となり、文教地区としての風情を醸し出し、訪れる人々は、これらの施設群、町並み、営みを通し、京都が今なお伝統と進取の気風を持ち、文化・芸術、教育、武芸等の中心地のひとつであることを感じる。

ウ 古都の再生と文教地区の形成に見る歴史的風致

<u>白河(岡崎・吉田)</u>は、東山の山並みを背景に、1100年にわたる都としての歴史を想い起こさせる平安神宮と、伝統を基盤とした新たな文化活動の拠点としての役割を担う京都市美術館等の数々の近代建築<u>や山麓に形成された邸宅群が、</u>ケヤキや桜の並木、疏水の流れ、また、そこで行われる伝統と革新の文化活動と一体となって、人工と自然とが融合する、独自の地域を作り出し、訪れる人々は文化の香りを楽しんでいる。

(2) 大都市を支えた地域

伝統と進取の気風に富んだ京都の商業・業務の特徴は、伝統的な産業と近代化産業が相互に刺激し合い交じり合いながら発展し、また大都市として古くから活発な消費活動が行われてきたことである。

この項では、東海道の西の起点に位置し、近世以降の商業・業務の中心地として、大都市を支えてきた三条通りを事例として、大都市を支えた地域の歴史的風致を示していく。

ア 具体事例

(7) 三条通

平安京の三条大路にほぼ該当する東西路で、天正18年(1590)豊臣秀吉が三条大橋を架橋、近世には東海道の西の起点であり、高瀬川の船着場に近接しているなど、物流や情報が集まる地域として賑わった場所であり、京都の中心地として旅籠や両替商、飛脚問屋などが集積していた。こうした繁栄は明治期に継承され、公共建築、銀行、事務所、繊維関連の大商社、文化施設など近代建築が建ち並ぶ京都の中心商業・業務地として、脚光を浴びた地域である。

ウ 古都の再生と文教地区の形成に見る歴史的風致

<u>岡崎</u>は、東山の山並みを背景に、1100年にわたる都としての歴史を想い起こさせる平安神宮と、伝統を基盤とした新たな文化活動の拠点としての役割を担う京都市美術館等の数々の近代<u>洋風</u>建築<u>が</u>、ケヤキや桜の並木、疏水の流れ、また、そこで行われる伝統と革新の文化活動と<u>が</u>一体となって、人工と自然とが融合する、独自の地域を作り出し、訪れる人々は文化の香りを楽しんでいる。

(2) 大都市を支えた地域

伝統と進取の気風に富んだ京都の商業・業務の特徴は、伝統的な産業と近代化産業が相互に刺激し合い交じり合いながら発展し、また大都市として古くから活発な消費活動が行われてきたことである。

この項では、東海道の西の起点に位置し、近世以降の商業・業務の中心地として、大都市を支えてきた三条通りを事例として、大都市を支えた地域の歴史的風致を示していく。

ア 具体事例

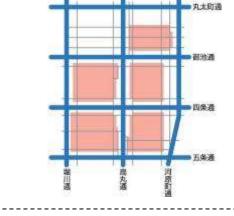
(7) 三条通

平安京の三条大路にほぼ該当する東西路で、天正18年(1590)豊臣秀吉が三条大橋を架橋、近世には東海道の西の起点であり、高瀬川の船着場に近接しているなど、物流や情報が集まる地域として賑わった場所であり、京都の中心地として旅籠や両替商、飛脚問屋などが集積していた。こうした繁栄は明治期に継承され、公共建築、銀行、事務所、繊維関連の大商社、文化施設など近代建築が建ち並ぶ京都の中心商業・業務地として、脚光を浴びた地域である。

新 (P200) IE (P193)

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路(東西:御池通(一部夷川通)・四条通・五条通、南北:河原町通・烏丸通・堀川通)に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。



※図中の赤色着色範囲

高度地区面積<平成23年4月現在>

14, 493ha (市街化区域面積の96.7%)

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいうべきものである。また、その山並みと、山<u>麓</u>部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観

の維持,歴史的風土の保存,自然風景の保全,緑地の保全という4つの観点から,それぞれ基本方針を定め,それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区(都市計画法)

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年(1871)に京都府が「稚松抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな

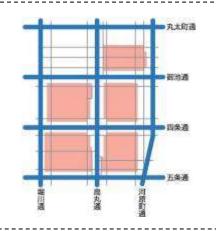


図 3-1 風致地区の変遷図

職住共存地区とは

職住共存の形態を維持しながら、長らく京都の都市活力を中心となって支えてきた地区のことをいい、その範囲は都心商業地の幹線道路(東西:御池通(一部夷川通)・四条通・五条通、南北:河原町通・烏丸通・堀川通)に囲まれた内部の地区で、容積率の上限が400%に指定されている区域をいう。

※図中の赤色着色範囲



高度地区面積<<u>平成 20 年 11 月 27 日現在</u>>

14,493ha (市街化区域面積の96.7%)

イ 自然・歴史的景観の保全

京都の自然景観は、三方を山々に囲まれ、その内部に川筋のある特徴的なものであり、このような盆地景は先人たちが原風景として捉えてきた京都の景観の基盤ともいうべきものである。また、その山並みと、山<mark>ろく</mark>部を中心に点在する著名な寺社や史跡等の歴史的資産が、相互に重なり合うことで風情豊かな歴史的景観を生み出している。

この優れた自然的、歴史的景観を保全するために、京都市では大きく、風致景観

の維持,歴史的風土の保存,自然風景の保全,緑地の保全という4つの観点から,それぞれ基本方針を定め,それに基づく各制度を定めて活用してきた。

(7) 風致地区(都市計画法)

京都は、明治維新の頃から山林の保護に努め、明治4年(1871)に京都府が「稚松抜取禁止」を布達したのをはじめ、明治10年代に入り、共有林の養成などの植林の奨励や濫抜禁止などの山林保護、育成の施策を次々と出し、この施策が自然景観保護の大きな



図 3-1 風致地区の変遷図

新(P201)

力となった。

大正11年(1922)には、京都を「公園都市」として位置付け、「公園都市」 として発展していくために必要な地域として市街地周辺の山を大きく取り込む都 市計画区域を設定した。山は、そこに点在する名勝地とともに、都市計画のなかに 捉え、計画という行為を通してその整備を図った。そうした方向性を明確にしたの は昭和5年(1930)に指定した風致地区である。この風致地区の設定によって、 面的かつ一体的な保護の網がかけられた。この指定以来, 数度の指定区域の拡大を 経て、現在に至るまで、都市における風致の保全を図ってきた。

また、平成8年(1996)に改正した京都市風致地区条例に基づき、風致の 維持に関する基本方針等を定めた風致保全計画を策定し、地区ごとにきめ細かな風 致の保全を図ってきた。

平成19年(2007)には山麓部にある世界遺産及び二つの離宮等の周辺地 域にある既成市街地について、風致地区を拡大した。また、風致地区内に特別修景 地域を創設し、特にきめ細かな制限が必要な世界遺産や離宮等の周辺など、景観上 配慮が必要な地域に指定し、保全を図っている。

風致地区の面積

平成23年4月現在

		種別面積(ha)					
		第1種	第2種 第3種		第4種	第5種	
		地域	地域 地域		地域	地域	
	(17 地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442.1	
	合 計	約17,938.1					



写真3-1 嵐山渡月橋(風致1種)



写真3-2 大覚寺 参道(特別修景地区)

(1) 歷史的風土保存区域(古都保存法)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の 波は京都にも押し寄せ、京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、 鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年(1 966) に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(いわゆる「古都保 IB (P194)

力となった。

大正11年(1922)には、京都を「公園都市」として位置付け、「公園都市」 として発展していくために必要な地域として市街地周辺の山を大きく取り込む都 市計画区域を設定した。山は、そこに点在する名勝地とともに、都市計画のなか に捉え、計画という行為を通してその整備を図った。そうした方向性を明確にし たのは昭和5年(1930)に指定した風致地区である。この風致地区の設定に よって、面的かつ一体的な保護の網がかけられた。この指定以来、数度の指定区 域の拡大を経て、現在に至るまで、都市における風致の保全を図ってきた。

また、平成8年(1996)に改正した京都市風致地区条例に基づき、風致の 維持に関する基本方針等を定めた風致保全計画を策定し、地区ごとにきめ細かな 風致の保全を図ってきた。

平成19年(2007)には山麓部にある世界遺産及び二つの離宮等の周辺地 域にある既成市街地について、風致地区を拡大した。また、風致地区内に特別修 景地域を創設し、特にきめ細かな制限が必要な世界遺産や離宮等の周辺など、景 観上配慮が必要な地域に指定し、保全を図っている。

風致地区の面積

平成21年8月現在

種別面積(ha)						
第1種		第2種	第3種	第4種	第5種	
	地域 地域 地域		地域	地域	地域	
(17 地区)	約14,946	約1,274	約1,113	約163	約442.1	
合 計		約17,93			17, 938.1	



写真3-1 嵐山渡月橋(風致1種)



写真3-2 大覚寺 参道(特別修景地区)

(1) 歷史的風土保存区域(古都保存法)

昭和30年代から昭和40年代前半にかけての高度経済成長期における開発の 波は京都にも押し寄せ、京都市の双ヶ岡の開発問題が一つの契機となり、奈良市、 鎌倉市の協力体制の下、特別法制定の動きが活発化した。そして、昭和41年(1 966)に古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(いわゆる「古都保 新(P202)

IB (P195)

存法」)が制定された。この法律に基づき、歴史的資産が集中する山<u>麓</u>部や市街地の背景を成す三方の山並みなど、恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は、その中で特に枢要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め、平成8年(1996)には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し、五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し、歴史的風土の保存を図ってきた。

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積

平成23年4月現在

区域	面積(h a)
歷史的風土保存区域(14区域)	約8,513
歴史的風土特別保存地区(24地区)	約2,861



写真3-3 桃山(歴史的風土保存区域)



写真3-4 嵯峨野の竹林と竹穂垣 (歴史的風土特別保存地区)

(ウ) 自然風景保全地区(京都市自然風景保全条例)

バブル経済等をきっかけに、京都において景観の混乱や都市魅力の減退が深刻さを増し、新たな対応が迫られた。そのため、まちづくりや町並み景観の在り方などの基本的な指針を策定することを目的に平成3年に「土地利用と景観対策のためのまちづくり審議会」を設置した。この審議会からの答申では、京都盆地を取り巻く三山とその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」と位置付けるなど保全・再生・創造が調和する土地利用と景観対策を求めるものであった。

この答申を受け、緑地の保全には十分に対応できないそれまでの風致地区制度を補完するため、凍結的な保存制度ではない新たな条例として京都市自然風景保全条例を平成7年(1995)に制定した。この条例に基づき、市街化調整区域の大半を自然風景保全地区に指定し、市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みなどの自然風景の保全を図っている。

存法」)が制定された。この法律に基づき,歴史的資産が集中する山<u>ろく</u>部や市街地の背景を成す三方の山並みなど,恵まれた自然環境と一体をなして特色ある歴史的風土を形成している区域を歴史的風土保存区域に指定した。京都市は,その中で特に枢要な地域を歴史的風土特別保存地区として都市計画に定め,平成8年(1996)には歴史的風土特別保存地区の指定区域を大幅に拡大し,五山の送り火を含む京都盆地周辺の山すそ部のほぼ全域を特別保存地区に指定し,歴史的風土の保存を図ってきた。

歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区の面積

平成21年8月現在

区域	面積(h a)
歷史的風土保存区域(14区域)	約8,513
歴史的風土特別保存地区(24地区)	約2,861



写真3-3 桃山 (歴史的風土保存区域)



写真3-4 嵯峨野の竹林と竹穂垣 (歴史的風土特別保存地区)

(ウ) 自然風景保全地区(京都市自然風景保全条例)

バブル経済等をきっかけに、京都において景観の混乱や都市魅力の減退が深刻さを増し、新たな対応が迫られた。そのため、まちづくりや町並み景観の在り方などの基本的な指針を策定することを目的に平成3年に「土地利用と景観対策のためのまちづくり審議会」を設置した。この審議会からの答申では、京都盆地を取り巻く三山とその山麓部を「自然・歴史的景観保全地域」と位置付けるなど保全・再生・創造が調和する土地利用と景観対策を求めるものであった。

この答申を受け、緑地の保全には十分に対応できないそれまでの風致地区制度を補完するため、凍結的な保存制度ではない新たな条例として京都市自然風景保全条例を平成7年(1995)に制定した。この条例に基づき、市街化調整区域の大半を自然風景保全地区に指定し、市街地の背景として眺望される緑豊かな山並みなどの自然風景の保全を図っている。

新 (P203) IE (P196)

自然風景保全地区の種別及び面積

平成23年4月現在

種	別	面積(ha)		
第1種自然	然風景保全地区		約14,	2 5 0
第2種自然	然風景保全地区		約11,	5 3 0





写真3-5 鞍馬地区(第1種自然風景保全地区)

写真3-6 善峰寺地区(第2種自然風景保全地区)

(I) 特別緑地保全地区(都市緑地法等)

都市近郊や市街地における緑地については、近畿圏の保全区域の整備に関する 法律に基づき、都市及び都市近郊における樹林地のうちで相当規模の面積を有し、 無秩序な市街化のおそれのある区域が近郊緑地保全区域に指定されている。京都市 は、その中で特に重要な地域を近郊緑地特別保全地区とし、都市計画に特別緑地保 全地区として定め、近郊緑地の保全を図ってきた。また、都市緑地法に基づき、吉 田山などの無秩序な市街化の防止等のために適切に保全する必要のある緑地を、都 市計画に特別緑地保全地区として定め、都市における緑地の保全を図ってきた。

近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)の面積 平成23年4月現在

区域	面積(h a)
近郊緑地保全区域	約3,333
特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)	約 238



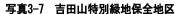




写真3-8 小塩山近郊緑地特別保全地区

自然風景保全地区の種別及び面積

平成21年8月現在

種	別	面積(ha)		
第1種自	然風景保全地区	約	14,	2 5 0
第2種自	然風景保全地区	約	11,	5 3 0





写真3-5 鞍馬地区(第1種自然風景保全地区)

写真3-6 善峰寺地区(第2種自然風景保全地区)

(I) 特別緑地保全地区(都市緑地法等)

都市近郊や市街地における緑地については、近畿圏の保全区域の整備に関する法律に基づき、都市及び都市近郊における樹林地のうちで相当規模の面積を有し、無秩序な市街化のおそれのある区域が近郊緑地保全区域に指定されている。京都市は、その中で特に重要な地域を近郊緑地特別保全地区とし、都市計画に特別緑地保全地区として定め、近郊緑地の保全を図ってきた。また、都市緑地法に基づき、吉田山などの無秩序な市街化の防止等のために適切に保全する必要のある緑地を、都市計画に特別緑地保全地区として定め、都市における緑地の保全を図ってきた。

近郊緑地保全区域及び特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)の面積 平成21年8月現在

区域	面積(h a)
近郊緑地保全区域	約3,333
特別緑地保全地区(近郊緑地特別保全地区を含む)	約 238



写真3-7 吉田山特別緑地保全地区



写真3-8 小塩山近郊緑地特別保全地区

新(P204)

ウ 歴史的町並み景観の保全・再生

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家等 の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの 日本の歴史・文化そのものとも言うべき財産を次世代に継承していくため、昭和4 7年以来,京都市独自の制度を創設するとともに,伝統的建造物群保存地区等の国 の制度を活用し、市街地の町並み景観の保全・再生に努めてきた。

(7) 伝統的建造物群保存地区(文化財保護法)

市街地における景観の維持、向上を図るため、昭和47年(1972)に京都 市市街地景観条例を制定した。この条例は市街地景観の保全施策をはじめて総合 的に制度化したものである。この条例において、京都の特色ある伝統的な町並み 景観の保全・修景を推進するため、京都市独自の制度として、特別保全修景地区 制度を創設した。昭和50年(1975)に文化財保護法が改正され、伝統的建 造物群保存地区制度が創設されると、京都市では、特別保全修景地区に指定して いた産寧坂地区、祗園新橋地区(昭和51年)を改めて同法に基づき、伝統的建 造物群保存地区に指定するとともに、その後嵯峨鳥居本地区(昭和54年)、上 賀茂地区(昭和63年)を順次指定し、伝統的な建造物により構成される町並み の保存を図ってきた。

伝統的建造物群保存地区の面積

平成23年4月現在

名 称	面積(ha)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約 8.2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約 1.4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約 2.6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約 2.7
合計	約14.9



写真3-9 産寧坂地区



写真3-10 上賀茂地区

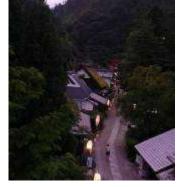


写真3-11 嵯峨鳥居本地区

IB (P197)

ウ 歴史的町並み景観の保全・再生

悠久の歴史の中で培われた伝統と文化。それを基盤として生み出された京町家等 の伝統的建築物。そして、これらによって形成される歴史的町並み。京都市はこの 日本の歴史・文化そのものとも言うべき財産を次世代に継承していくため、昭和4 7年以来, 京都市独自の制度を創設するとともに, 伝統的建造物群保存地区等の国 の制度を活用し、市街地の町並み景観の保全・再生に努めてきた。

(7)伝統的建造物群保存地区(文化財保護法)

市街地における景観の維持、向上を図るため、昭和47年(1972)に京都 市市街地景観条例を制定した。この条例は市街地景観の保全施策をはじめて総合 的に制度化したものである。この条例において、京都の特色ある伝統的な町並み 景観の保全・修景を推進するため、京都市独自の制度として、特別保全修景地区 制度を創設した。昭和50年(1975)に文化財保護法が改正され、伝統的建 造物群保存地区制度が創設されると、京都市では、特別保全修景地区に指定して いた産寧坂地区、祇園新橋地区(昭和51年)を改めて同法に基づき、伝統的建 造物群保存地区に指定するとともに、その後嵯峨鳥居本地区(昭和54年)、上 賀茂地区(昭和63年)を順次指定し、伝統的な建造物により構成される町並み の保存を図ってきた。

伝統的建造物群保存地区の面積

平成21年8月現在

名 称	面積(h a)
産寧坂伝統的建造物群保存地区	約 8.2
祇園新橋伝統的建造物群保存地区	約 1.4
嵯峨鳥居本伝統的建造物群保存地区	約 2.6
上賀茂伝統的建造物群保存地区	約 2.7
슴計	約14.9



写真3-12 祇園新橋地区





写真3-10 上賀茂地区



写真3-11 嵯峨鳥居本地区

写真3-12 祇園新橋地区

新(P205)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区(京都市市街地景観整備条例)

平成7年(1995)には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年(2007)以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成23年4月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

平成23年4月現在

名 称	面積(ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

平成23年4月現在

名 称	面積(h a)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京樫原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

IB (P198)

(イ) 歴史的景観保全修景地区・界わい景観整備地区(京都市市街地景観整備条例)

平成7年(1995)には、市街地の美観の維持・向上を推進し、歴史的な町並み景観や建造物の保全を進めるため、従来の「京都市市街地景観条例」を、「京都市市街地景観整備条例」として全面改正を行った。

この改正では、美観地区の種別を2種から5種に拡充するとともに、京都市独自の取組みとして、町並みの保全・整備を図る地区指定制度を創設した。一つは、まとまりのある街区を単位として、京町家等の歴史的な建築様式の町並みを保全・整備することを目的とする「歴史的景観保全修景地区」の制度で、もう一つは、歴史的な建造物や近代的な建造物などが混在する中で地域の景観をリードする建造物の外観を保全・修景し、賑わいのある地域特色豊かな町並み景観の整備を図る「界わい景観整備地区」の制度である。これらの地区指定制度により地域の景観特性や生活文化に応じた保全・再生・整備を図った。

これらの地区は、平成19年(2007)以降、京都市独自の条例から、景観法に基づく景観地区の認定制度に移行し景観の保全を図っている。平成21年8月現在、3地区を歴史的景観保全修景地区に、7地区を界わい景観整備地区に指定している。

歴史的景観保全修景地区の面積

平成21年8月現在

名 称	面積(ha)
祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区	約 1.8
祇園町南歴史的景観保全修景地区	約 10.2
上京小川歴史的景観保全修景地区	約 2.1
合計	約 14.1

界わい景観整備地区の面積

平成21年8月現在

名 称	面積(ha)
伏見南浜界わい景観整備地区	約 25.0
三条通界わい景観整備地区	約 7.0
上賀茂郷界わい景観整備地区	約 22.0
千両ヶ辻界わい景観整備地区	約 37.0
上京北野界わい景観整備地区	約 9.0
西京樫原界わい景観整備地区	約 18.0
本願寺・東寺界わい景観整備地区	約 26.5
合計	約 144.5

新 (P206) 旧 (P199)







写真3-14 伏見南浜地区 (界わい景観整備地区)

写真3-15 三条通地区 (界わい景観整備地区)

写真3-13 上京小川地区 (歴史的景観保全修景地区)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の 増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的 な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14 年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を 制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(I) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条<u>第</u>2項の適用を受けることがある。その場合には道路中心線から2mの位置まで道路を拡幅しなければならない。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の 情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条 第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、 地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位置づけ、3項道



(歴史的景観保全修景地区)





写真3-14 伏見南浜地区 (界わい景観整備地区) 写真3-13 上京小川地区

写真3-15 三条通地区 (界わい景観整備地区)

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の 増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的 な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14 年(2002)に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を 制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在, 伝統的景観保全地区に指定されているのは, 祇園町南側一帯となっている。

(1) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用

京都には狭い道を挟んで町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、道についてもいわゆる2項道路として建築基準法第42条2項の適用を受けるため、その中心線から2mの位置まで道路を拡幅しなければならない。

しかし、これらの規定を適用すると、軒や壁の連なりに不連続が生じ、独特の 情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、建築基準法第42条3項の道路指定制度を<u>細街路における町並み保全のために積極的に活用することとした。</u>その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内の道路のうち幅員4m未満の道路を「歴史的細街路」と位

新 (P207) IE (P200)

路指定を行い, 道路の拡幅を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路拡幅の規定を緩和することによって、主に火災時の消防活動及び避難に影響が生じると考えられるため、建築物について制限を付加することにより、町家や地域の安全性を高め、それがひいては町並みの保全をより確かなものにしていくということを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市 民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもある。 そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和する市 街地景観を形成してくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し、市街地景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区・美観形成地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など 大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」に 指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインに ついての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い,美観地区は景観地区に移行し, 平成19年(2007)からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通,東大路通,九条通,西大路通に囲まれた地域)を,50年後,100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め,これまでの美観地区の指定に加え,京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

併せて、地区の景観特性を生かした建築物等のデザイン基準とするため、種別 基準から地区別基準に改めた。 置づけ、3項道路指定を行い、道路の拡幅を行わなくてもよいこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年(2006)に制定した。この条例は、道路拡幅の規定を緩和することによって、主に火災時の消防活動及び避難に影響が生じると考えられるため、建築物について制限を付加することにより、町家や地域の安全性を高め、それがひいては町並みの保全をより確かなものにしていくということを意図しており、道路指定制度と合わせ、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。

エ 市街地景観の保全・再生・創出

京都は自然的・歴史的資産に恵まれた歴史都市であると同時に約147万人の市 民が生活を営み、また伝統産業や時代の最先端をいく産業の盛んな大都市でもあ る。そのような大都市としての都市機能を備えつつも、自然的・歴史的資産と調和 する市街地景観を形成してくことが重要である。

京都市では国の制度を活用することと併せて京都市独自の制度も創設し,市街地 景観の保全・再生を図ってきた。

(7) 美観地区(景観地区)

昭和47年(1972)から美観地区の指定制度を活用し、御所、二条城など 大規模な歴史的建造物とその周辺地域や鴨川河畔、鴨東地域などを「美観地区」 に指定し、京都市の独自の条例と組み合わせることによって、建築物等のデザインについての基準を定め、市街地景観の維持・向上に努めてきた。

バブル期の土地投機を踏まえて、平成7年(1995)には、きめ細かい景観やまちづくりを誘導するため、種別基準を細分化し、翌年には、京都固有の歴史的景観を継承している旧市街地の京都らしい町並み景観の整備に焦点を当て、西陣や伏見旧市街地などの地域を含む地区指定の拡大を行った。

平成17年(2005)の景観法の施行に伴い、美観地区は景観地区に移行し、 平成19年(2007)からは歴史的市街地(おおむね昭和初期には市街化していた北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域)を、50年後、100年後の京都の将来を見据えた歴史都市・京都の景観づくりの重点区域と定め、これまでの美観地区の指定に加え、京都にふさわしい新たな景観の創出を目的とした美観形成地区を新たに設けた。

併せて,地区の景観特性を生かした建築物等のデザイン基準とするため,種別 基準から地区別基準に改めた。 新 (P208) IE (P201)

美観地区, 美観形成地区面積

平成23年4月現在

景観地区名 面積(h:	
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
合 計	約 3,431

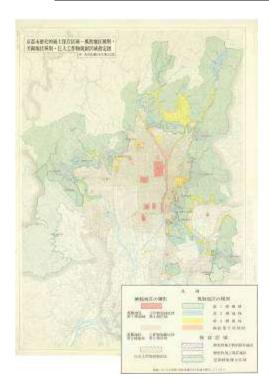


図 3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

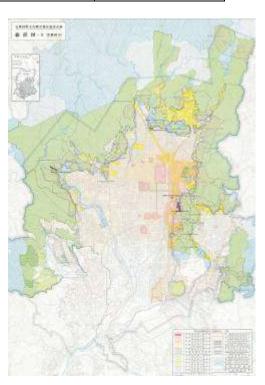


図 3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年 (1995))

(1) 建造物修景地区·沿道景観形成地区

昭和47年(1972)に制定した京都市市街地景観条例において、市街地景観に大きな影響力を持つ巨大工作物の建設を規制する巨大工作物規制区域を広範囲にわたって指定した。その後、平成7年(1995)に全面改正した京都市市街地景観整備条例において、この巨大工作物規制区域を建造物修景地区に変更し、工作物だけでなく建築物も規制対象とし、美観地区以外の市街地各所の景観の特色を持つ地域において京都らしい町並み景観を整えることを目的とする制度として、市域の広範囲にわたる指定を行い、届出制度により、デザイン等の指導・誘導を行ってきた。

また,道路の整備と一体になって市街地景観の整備を図る沿道景観形成地区制度を創設し,御池通地区(木屋町通から堀川通までの沿道)において,地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年(2005)の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修

美観地区, 美観形成地区面積

平成21年8月現在

景観地区名 面積(h	
美観地区	約 2,354
美観形成地区	約 1,077
슴 計	約 3,431

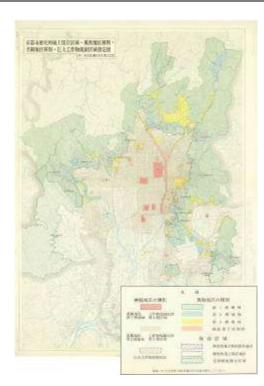


図 3-2 市街地景観条例における地区指定図 (昭和48年(1973))

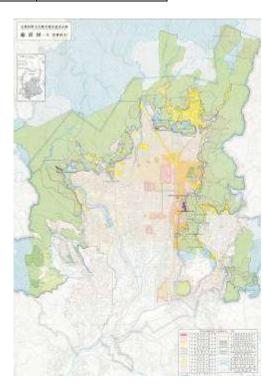


図 3-3 市街地景観整備条例における地区指定図 (平成7年(1995))

(1) 建造物修景地区 - 沿道景観形成地区

昭和47年(1972)に制定した京都市市街地景観条例において,市街地景観に大きな影響力を持つ巨大工作物の建設を規制する巨大工作物規制区域を広範囲にわたって指定した。その後,平成7年(1995)に全面改正した京都市市街地景観整備条例において,この巨大工作物規制区域を建造物修景地区に変更し,工作物だけでなく建築物も規制対象とし,美観地区以外の市街地各所の景観の特色を持つ地域において京都らしい町並み景観を整えることを目的とする制度として,市域の広範囲にわたる指定を行い,届出制度により,デザイン等の指導・誘導を行ってきた。

また,道路の整備と一体になって市街地景観の整備を図る沿道景観形成地区制度を創設し,御池通地区(木屋町通から堀川通までの沿道)において,地権者等を交えた整備計画の策定により沿道景観の形成を図ってきた。

平成17年(2005)の景観法の制定を受け、景観計画を策定し、建造物修

新 (P209) IE (P202)

景地区<u>を景観</u>計画区域に<u>位置付けた</u>。平成19年(2007)には<u>建造物修景地区</u>の拡大を行い,良好な景観の形成のための行為の制限を定め,市街地景観の創出を図っている。

建造物修景地区面積

平成23年4月現在

地区名	面積(ha)			
建造物修景地区	約 8,581			

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年(1949)から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年(1956)からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ,本市の広告 物行政を更に進めるため,平成8年 (1996)には,屋外広告物条例 の全部改正を行い,全国で初めて,



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例

窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど,広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年(2003)には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年(2007)には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した

景地区<u>は</u>景観計画区域に<u>移行した</u>。平成19年(2007)には<u>景観計画区域</u>の 拡大を行い,良好な景観の形成のための行為の制限を定め,市街地景観の創出を 図っている。

建造物修景地区面積

平成21年8月現在

地区名	面積(ha)			
建造物修景地区	約 8,581			

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する 重要な要素の一つであることから,都 市の景観の維持及び向上を図るととも に公衆に対する危害を防止するため, 京都市域においては昭和24年から京 都府屋外広告物条例により,また,昭 和31年(1956)からは,屋外広 告物法に基づいて,京都市屋外広告物 条例を定め,この条例に基づいて屋外 広告物の規制及び誘導を行い,京都に 相応しいデザインの屋外広告物が表示 されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年(1996)には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例

強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年(2003)には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年(2007)には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した

新(P210)

屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、 表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

屋外広告物規制区域等面積

平成23年4月現在

区 分	面積(ha)
屋外広告物規制区域	約79,040 <u>.0</u>
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

カ 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海抜からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海抜からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海抜からの標高により規制することとした。



写真3-18 見下ろしの眺め(大文字山から市街地)



旧 (P203)

屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。

屋外広告物規制区域等面積

平成21年8月現在

区分	面積(ha)
屋外広告物規制区域	約79,040
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

カ 眺望景観の保全・創出

京都の眺望や借景は、歴史的な建造物、河川等の自然環境、そして、三方の山並み等が一体となって優れた景観を構成する眺望や、比叡山等の遠くの景観要素を庭園の眺めに取り込み、一体的な景観として捉える借景等、視界に入る全ての景観が重なって織り成す「景色」、「風景」として捉えることができ、京都の景観を構成する重要な要素となっている。また、この眺望景観は、長い歴史の中で京都の人々の共通の楽しみとして生活文化に根付いてきたものであり、見る側の文化的背景や感性も含まれたものとして、総合的に捉えることができる。

これらのうち、世界遺産の境内からの眺めや「大文字」などの五山の送り火の眺めなど38箇所の眺めを選定し、それらの優れた眺めを将来にわたって保全するため、京都市では、全国でも初となる眺望景観に関する総合的な仕組みを持つ「京都市眺望景観創生条例」を平成19年(2007)に制定した。

この条例は、視点場から視対象への眺め、そして、同時に視界に入る市街地の美しさ等を守っていくための基準を定め、眺望景観の保全・創出を図っている。特に、視点場から視対象への視線を遮る建築物が建たないよう建築物の最高部の位置を規制している。これは、建築基準法の高さ規制が地盤面からの高さ規制であるため、地盤面の位置が変動し、建築物の海抜からの高さが変動しても「建築物の高さ」の数値は変わらず、海抜からの高さを規制できないからである。このため、条例では建築物の最高部の位置を海抜からの標高により規制することとした。



写真3-18 見下ろしの眺め(大文字山から市街地)



新 (P211) IE (P204)

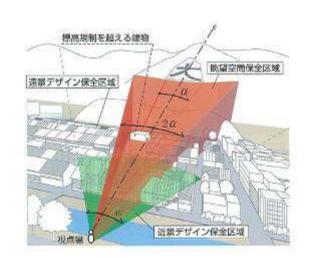




写真3-20 眺望景観ポイント(視点場)

図3-4 眺望景観保全区域の概念図

8つの眺めと保全区域の種別

			保全区域		
眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	眺望 空間	近景	遠景	
境内の眺め 〈17 箇所〉	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社),(2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺),(5)醍醐寺,(6)仁和寺,(7)高山寺, (8)西芳寺,(9)天龍寺,(10)鹿苑寺(金閣寺),(12)龍安寺, (13)本願寺,(14)二条城,(15)京都御苑,(17)桂離宮		0		
通りの眺め 〈4 箇所〉	(4)清水寺, (11)慈照寺(銀閣寺), (16)修学院離宮 (18)御池通, (19)四条通, (20)五条通, (21)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		0	0	
水辺の眺め 〈2 箇所〉	(22)濠川・宇治川派流,(23 <u>)琵琶湖</u> 疏水		0		
庭園からの眺め	(24)円通寺	0	0	0	
⟨2 箇所⟩ 山並みへの眺め ⟨3 箇所⟩	(25)渉成園 (26)賀茂川右岸からの東山, (27)賀茂川両岸からの北山 (28)桂川左岸からの西山		0		
「しるし」への 眺め〈7箇所〉	(29)賀茂川右岸からの「大文字」,(30)高野川左岸からの「法」,(31)北山通からの「妙」,(32)賀茂川左岸からの「船」,(33)桂川左岸からの「鳥居」,(35)船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	0	0	0	
	(34)西大路通からの「左大文字」	0	0		
見晴らしの眺め 〈2 箇所〉	(36)鴨川に架かる橋からの鴨川, (37)渡月橋下流からの嵐山一帯		0		
見下ろしの眺め 〈1 箇所〉	(38)大文字山からの市街地		0	0	

※ 眺望空間:眺望空間保全区域,近景:近景デザイン保全区域,遠景:遠景デザイン保全区域

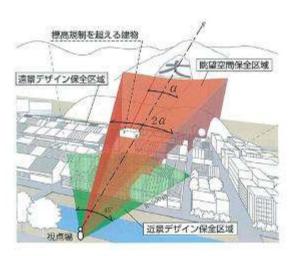




写真3-20 眺望景観ポイント(視点場)

図3-4 眺望景観保全区域の概念図

8つの眺めと保全区域の種別

		保全区域		
眺めの種類	保全すべき眺望景観・借景	眺望 空間	近景	遠景
境内の眺め 〈17 箇所〉	(1)賀茂別雷神社(上賀茂神社),(2)賀茂御祖神社(下鴨神社), (3)教王護国寺(東寺),(5)醍醐寺,(6)仁和寺,(7)高山寺, (8)西芳寺,(9)天龍寺,(10)鹿苑寺(金閣寺),(12)龍安寺, (13)本願寺,(14)二条城,(15)京都御苑,(17)桂離宮		0	
	(4)清水寺,(11)慈照寺(銀閣寺),(16)修学院離宮		0	0
通りの眺め 〈4 箇所〉	(18)御池通,(19)四条通,(20)五条通, (21)産寧坂伝統的建造物群保存地区内の通り		0	
水辺の眺め 〈2 箇所〉	(22)濠川・宇治川派流, (23)疏水		0	
庭園からの眺め	(24)円通寺	0	0	0
〈2 箇所〉	(25)渉成園		0	
山並みへの眺め 〈3箇所〉	(26)賀茂川右岸からの東山, (27)賀茂川両岸からの北山 (28)桂川左岸からの西山		0	
「しるし」への 眺め〈7箇所〉	(29)賀茂川右岸からの「大文字」, (30)高野川左岸からの「法」, (31)北山通からの「妙」, (32)賀茂川左岸からの「船」, (33)桂川左岸からの「鳥居」, (35)船岡山公園からの「大文字」「妙」「法」「船」「左大文字」	0	0	0
	(34)西大路通からの「左大文字」	0	0	
見晴らしの眺め 〈2 箇所〉	(36)鴨川に架かる橋からの鴨川, (37)渡月橋下流からの嵐山一帯		0	
見下ろしの眺め 〈1 箇所〉	(38)大文字山からの市街地		0	0

※ 眺望空間:眺望空間保全区域,近景:近景デザイン保全区域,遠景:遠景デザイン保全区域

新(P212)

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年(1996)に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年(2003)には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年(2007)からは京都文化芸術都市創生計画に基づき、文化芸術の 一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年(2000)に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み)など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(イ) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、 飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12(2000)年度に創設 し、平成22年度までに23組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立 芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図ってい

(ウ) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16(2004)年度から実施しており、期間中約90万人(平成22年度)の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(エ) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の向上を図っている。

(オ) ボランティア活動の活性化

「文化ボランティア制度」の創設(平成14年度)による,文化芸術を支える 市民のボランティア活動の活性化を図っている。

IB (P205)

(2) 文化芸術、伝統産業の振興に関するこれまでの取組

ア 文化芸術振興の取組

京都市では、平成8年(1996)に「京都市芸術文化振興計画」を策定し、更に平成15年(2003)には、同計画の更なる推進を図るため「京都市芸術文化振興計画推進プログラム 芸術文化の都づくりプラン」を策定するなど、これまでから、文化芸術振興の長期的な指針のもとに文化芸術振興の積極的な取組を推進してきた。

平成19年(2007)からは京都文化芸術都市創生計画に基づき,文化芸術の 一層の振興を図ってきた。

(7) 総合的な文化芸術振興の取組の推進

平成12年(2000)に「京都芸術センター」を開設し、芸術家等の文化芸術活動の支援、市民等への文化芸術情報の発信、芸術家と市民の交流などの取組を行ってきた。今日、この「京都芸術センター」では、毎年、現代から伝統まで様々なジャンルの文化芸術事業、ジャンル間の触発融合を目指した事業、アーティスト・イン・レジデンス(芸術家等が一定期間国内外の他の都市に居住し、その都市の歴史や文化に感化を受けながら作品を制作・発表する試み)など200以上の事業を行い、6万人以上の人々が鑑賞・体験している。

(イ) 芸術家の育成や活動支援の推進

若い芸術家の支援策として、概ね1年間の活動に資するための奨励金を支給し、 飛躍を促す「京都市芸術文化特別奨励制度」を平成12(2000)年度に創設 し、平成21年度までに21組の有望な芸術家を支援してきた。また、京都市立 芸術大学に大学院美術研究科博士課程を設置するなど、芸術家の育成を図ってい る。

(ウ) 市民の文化芸術鑑賞の促進や活動の振興

京都の寺院・神社や京都コンサートホールなどまち全体を舞台に、多彩な催しを秋に集中的に行う「京都文化祭典」を平成16(2004)年度から実施しており、期間中約70万人(平成20年度)の市民・観光客を集めている。また、京都市交響楽団の演奏会、京都薪能、市民狂言会、市民寄席を開催している。

(エ) 文化芸術環境の向上

京都会館や京都市美術館、京都コンサートホール等の施設に加え、京都市美術館別館や右京ふれあい文化会館の開館などにより文化芸術環境の向上を図っている。

(オ) ボランティア活動の活性化

「文化ボランティア制度」の創設(平成14年度)による,文化芸術を支える 市民のボランティア活動の活性化を図っている。 新 (P213) 旧 (P206)

イ 伝統産業振興の取組

京都市では、各種産業振興事業に積極的に取り組み、平成18(2006)年からは京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、伝統産業の一層の活性化を図っている。

(7) 業界団体の事業等に対する支援

明治以降,同業組合,工業組合,商業組合,協同組合などの業界団体が実施する各種の振興事業や展示会,見本市等に対する支援を開始するなど,伝統産業の振興,発展に寄与してきた。

(イ) 京都市陶磁器試験場の設置

明治29年(1896)に我が国初の陶磁器試験研究機関として設置し、様々な科学技術の研究や陶磁器の試作を行い、陶磁器関係者の指導、育成に大きな役割を果たした。

(ウ) 京都市染織試験場や京都市工業研究所の設置

大正5年(1916)に西陣織物同業組合から輸出向織物製造の指導奨励等に使用していた施設の寄贈を受け、京都市染織試験場を、大正9年(1920)に京都市工業研究所を設置した<u>(名称変更及び立地統合を行い、現在は京都市産業技術研究所)</u>。これらの施設は「みやこ技塾」等の技術者の研修制度や相談体制の強化など、伝統産業の技術面の発展に大きく貢献している。

(エ) 京都市伝統技術功労者顕彰制度の創設

長年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、その技術の伝承と業界発展を実現する「京都市伝統技術功労者顕彰制度」を昭和42(1967)年度から実施し、平成22(2010)年度までに968名を顕彰している。被表彰者で「京の伝統産業春秋会」を組織し、伝統産業技術功労者作品展などの事業を実施するなど、伝統産業の振興、発展に大きく役立っている。

(オ) 京都市伝統産業技術後継者育成事業の実施

昭和42(1967)年度から伝統産業の中で、特に後継者不足の著しい業種に入職した若手技術者を支援するため、京都市伝統産業技術後継者育英事業(平成15(2003)年度からは「京都市伝統的技術後継者育成制度」)を創設し、育英資金及び育成資金を交付するなど、技術取得の支援と業界の発展を図っている。また、旧育英資金及び育成資金の受給者で、「京の伝統産業わかば会」を組織し、様々な研修事業や作品展を実施するなど、支給後も様々なフォローアップ施策を展開しており、後継者の確保に大きく貢献している。

(カ) 伝統産業課や京都伝統産業会館の設置

昭和49(1974)年度に本市の伝統産業振興を担う組織として,京都市伝統産業課を設置し,昭和51(1976)年度に京都伝統産業会館(その後「京

イ 伝統産業振興の取組

京都市では、各種産業振興事業に積極的に取り組み、平成18(2006)年からは京都市伝統産業活性化推進計画に基づき、伝統産業の一層の活性化を図っている。

(7) 業界団体の事業等に対する支援

明治以降,同業組合,工業組合,商業組合,協同組合などの業界団体が実施する各種の振興事業や展示会,見本市等に対する支援を開始するなど,伝統産業の振興,発展に寄与してきた。

(イ) 京都市陶磁器試験場の設置

明治29年(1896)に我が国初の陶磁器試験研究機関として設置し、様々な科学技術の研究や陶磁器の試作を行い、陶磁器関係者の指導、育成に大きな役割を果たした。

(ウ) 京都市染織試験場や京都市工業試験場の設置

大正5年(1916)に西陣織物同業組合から輸出向織物製造の指導奨励等に使用していた施設の寄贈を受け、京都市染織試験場<u>(現在の京都市産業技術研究所繊維技術センター)</u>を、大正9年(1920)に京都市工業研究所<u>(京都市工業試験場を経て、現在は京都市産業技術研究所工業技術センター)</u>を設置した。これらの施設は「みやこ技塾」等の技術者の研修制度や相談体制の強化など、伝統産業の技術面の発展に大きく貢献している。

(エ) 京都市伝統技術功労者顕彰制度の創設

長年にわたり、伝統技術の維持発展に尽くした技術者を表彰し、その技術の伝承と業界発展を実現する「京都市伝統技術功労者顕彰制度」を昭和42(1967)年度から実施し、平成20(2008)年度までに1162名を顕彰している。被表彰者で「京の伝統産業春秋会」を組織し、伝統産業技術功労者作品展などの事業を実施するなど、伝統産業の振興、発展に大きく役立っている。

(オ)京都市伝統産業技術後継者育成事業の実施

昭和42(1967)年度から伝統産業の中で、特に後継者不足の著しい業種に入職した若手技術者を支援するため、京都市伝統産業技術後継者育英事業(平成15(2003)年度からは「京都市伝統的技術後継者育成制度」)を創設し、育英資金及び育成資金を交付するなど、技術取得の支援と業界の発展を図っている。また、旧育英資金及び育成資金の受給者で、「京の伝統産業わかば会」を組織し、様々な研修事業や作品展を実施するなど、支給後も様々なフォローアップ施策を展開しており、後継者の確保に大きく貢献している。

(カ) 伝統産業課や京都伝統産業会館の設置

昭和49(1974)年度に本市の伝統産業振興を担う組織として、京都市伝統産業課を設置し、昭和51(1976)年度に京都伝統産業会館(その後「京

新 (P214) 旧 (P207)

都伝統産業ふれあい館」として継承)を開館した。これらは全国的にみても画期 的な組織,施設であり、その専門性を生かし、伝統産業活性化の中心的機関として 重要な役割を果たしてきた。

(キ) 小規模業種に対する支援

小規模産地の調査を昭和53 (1978) 年から54 (1979) 年にかけて 実施し、その中でも特に組織化していない業種を「京都市伝統工芸連絡懇話会」と して組織化し、その振興、発展に努めてきた。

また、平成14(2002)年度には、これらの希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が奨励する「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興、発展に大きく寄与している。

(ク) 京都伝統産業ふれあい館の設置

京都の伝統産業を体系的に紹介する伝統産業の振興拠点として平成8 (1996)年7月に京都市勧業館地下1階に「京都伝統産業ふれあい館」を設置し、常設展示場やギャラリーでの伝統工芸品の展示等を実施し、伝統産業の発信に取り組んでいる。

(ケ) 「伝統産業の日」の制定

平成13(2001)年度に春分の日を「伝統産業の日」に制定し、平成14(2002)年度から「伝統産業の日」を中心に、伝統産業の素晴らしさを広く国内外に発信するため、様々な事業を実施し、伝統産業の振興、発展に大きく貢献している。

都伝統産業ふれあい館」として継承)を開館した。これらは全国的にみても画期 的な組織,施設であり、その専門性を生かし、伝統産業活性化の中心的機関とし て重要な役割を果たしてきた。

(キ) 小規模業種に対する支援

小規模産地の調査を昭和53(1978)年から54(1979)年にかけて 実施し、その中でも特に組織化していない業種を「京都市伝統工芸連絡懇話会」 として組織化し、その振興、発展に努めてきた。

また、平成14(2002)年度には、これらの希少で貴重な工芸品を製造している店舗を市長が奨励する「京都市京の手しごと工芸品製造店舗推奨制度」を創設し、小規模業種の振興、発展に大きく寄与している。

(ク) 京都伝統産業ふれあい館の設置

京都の伝統産業を体系的に紹介する伝統産業の振興拠点として平成8(1996)年7月に京都市勧業館地下1階に「京都伝統産業ふれあい館」を設置し、常設展示場やギャラリーでの伝統工芸品の展示等を実施し、伝統産業の発信に取り組んでいる。

(ケ) 「伝統産業の日」の制定

平成13(2001)年度に春分の日を「伝統産業の日」に制定し、平成14(2002)年度から「伝統産業の日」を中心に、伝統産業の素晴らしさを広く国内外に発信するため、様々な事業を実施し、伝統産業の振興、発展に大きく貢献している。

(コ) 京都市伝統産業振興館(四条京町家)の設置

平成14(2002)年度には「京都市伝統産業振興館(四条京町家)」を整備し、京町家の風情を生かし、工芸品の展示等を行い、市民や観光客に公開するとともに、伝統産業従事者と消費者が集い、交流する場として活用している。

新 (P215)

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都には、世界遺産をはじめとした歴史的建造物が古代から近代にいたるまで各時代の遺産が重層的に存在し、その類型も寺社をはじめとする歴史遺産から市街地環境を形成している京町家まで様々であり、その数は国指定重要文化財建造物だけを数えても、200件を超えている。また、指定建造物以外にも十分に調査が行き届いていないこと等から指定に至っていない、文化財や景観的な価値を有する歴史的建造物が多く存在しており、次に示す京町家の例でもわかるように、その多くが老朽化等の理由により消失の危機に瀕している。

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。







写真3-21 四条烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935)年頃)

写真3-22 四条烏丸から比叡山を見る(平成20(2008)年)

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

IB (P208)

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。







写真3-21 四条烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935)年頃)

写真3-22 四条烏丸から比叡山を見る(平成20(2008)年)

新 (P217) IE (P210)

(3) 地域まちづくりの課題

京都は、個々の地域が自然、歴史、文化等に培われた地域固有の特性を有しており、 市民をはじめあらゆる主体の協働により、それぞれの地域の個性を活かした歴史まち づくりを推進していくことが求められている。しかしながら、近年は住環境の変化等 からひととひととのつながりが希薄になり、地域コミュニティが弱まりつつあると言 われている。また、地域で活動する様々な団体の活動は活発になってきているが、地 域まちづくりの推進のためには、各団体間の連携や取組のさらなる活性化が課題となっている。

京都の都心部では、多くの人が集まり、交流する中から、産業が生まれ、その産業を生業とする人々の定住が進んだ。そして定住者の生活を支える産業が形成され、そこに新たな職を求めて新たな人が入ってくるという、定住と産業が相互にかかわりながら拡大してきた歴史がある。

既存事業者や住民は新しい人々を受け入れ、経済的な豊かさを維持し、その豊かな生活が祭りなどの文化を育てた。そして、より豊かに住むための工夫が町家の奥深い魅力をつくり、安心して住み続けるための知恵がコミュニティの絆を深め、京都を日本文化の重層的な集積地へと高めていった。

このようにして京都は密度の高い都心居住が保たれ、互いに関わり合いながら暮らす人々の営みによりコミュニティが成熟されたことで、伝統的な町並みや同業者町の形成に代表される京都らしい都市空間が形づくられると共に、町内会や元学区を単位としたコミュニティが祭などの生活文化を支え、京町家でのくらしに代表される京都の生活文化を伝えてきた。

しかし、新たに建設された中高層のオフィスやマンションなどが京都の町並みの原 風景である低層木造建築物が連続する姿を次第に変容させるとともに、伝統産業の低 迷による事業所の転廃業等も重なり、職住共存の居住形態や生活様式が変化してい る。

また、マンション建設等により、地域の居住人口は増加しているが、地域コミュニティは衰退し、新たな地域の担い手が少なくなり、地域内の住民の交流の促進機能、 生活文化の維持・継承機能が弱まっている。

(3) 地域まちづくりの課題

京都の都心部では、多くの人が集まり、交流する中から、産業が生まれ、その産業を生業とする人々の定住が進んだ。そして定住者の生活を支える産業が形成され、そこに新たな職を求めて新たな人が入ってくるという、定住と産業が相互にかかわりながら拡大してきた歴史がある。

既存事業者や住民は新しい人々を受け入れ、経済的な豊かさを維持し、その豊かな生活が祭りなどの文化を育てた。そして、より豊かに住むための工夫が町家の奥深い魅力をつくり、安心して住み続けるための知恵がコミュニティの絆を深め、京都を日本文化の重層的な集積地へと高めていった。

このようにして京都は密度の高い都心居住が保たれ、互いに関わり合いながら暮らす人々の営みによりコミュニティが成熟されたことで、伝統的な町並みや同業者町の形成に代表される京都らしい都市空間が形づくられると共に、町内会や元学区を単位としたコミュニティが祭などの生活文化を支え、京町家でのくらしに代表される京都の生活文化を伝えてきた。

しかし,新たに建設された中高層のオフィスやマンションなどが京都の町並みの原 風景である低層木造建築物が連続する姿を次第に変容させるとともに,伝統産業の低 迷による事業所の転廃業等も重なり,職住共存の居住形態や生活様式が変化してい る。

また、マンション建設等により、地域の居住人口は増加しているが、地域コミュニティは衰退し、新たな地域の担い手が少なくなり、地域内の住民の交流の促進機能、生活文化の維持・継承機能が弱まっている。

新(P225)

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、平成23(201 1)年度からの10年間を計画期間とする「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基 本計画)」を策定した。ここでは、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・ 文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」」を掲げ ている。

重点戦略(11戦略) 未来像を実現するための方策として、複数の行政分野を 融合し、特に優先的に取り組むべき事項

中心となる重点戦略

歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する 歴史・文化都市創生戦略

関連する重点戦略

市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する 低炭素・循環型まちづくり戦略

ひとと公共交通を優先する 歩いて楽しいまち・京都戦略 魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす 個性と活力あふれるまちづくり戦略

世界が共感する 旅の本質を追求する観光戦略 だれもが参加したくなる

地域コミュニティ活性化戦略

都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅 了し、愛されるまちであり続ける。

そのために、歴史の重層性を実感できる建造物や 庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産 が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文 化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわ ざを備えた伝統産業など,有形無形の京都の特性を 守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。 さらに、広く国内外のひとびとに発信し、体感して いただく。

政策の体系(27分野) 総合的な政策体系を示し、各局等が策定する分野別計画 や毎年度の運営方針の基本となるもの

まちづくり

景観: 1200 年の歴史・文化を実感でき,世界のひとびとを魅了し続けるまちとなる 時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進など

すくまち:ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図る

「歩いて楽しいまちづくり」の推進など

市機能配置:地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コ 市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくりなど

うるおい

文化:世界的な文化芸術都市として創生することをめざす 文化芸術とまちづくりを一体化させた取組の促進など

活性化

産業・商業: 新たな価値をつくる都市をめざす 伝統産業の活性化と新たな展開の推進など

観光: いよいよ旅の本質へ 世界が共感する観光都市をめざす 「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上など

この基本計画の実現に向け、本市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連 する本市の計画は以下のとおりである。

「京都市都市計画マスタープラン」

「京都市景観計画」

「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010~)

「京都文化芸術都市創生計画」(2007~2016)

旧(P218)

この基本構想の具体化のための主要な政策を示した京都市基本計画を平成13年 (2001)に策定した。

安らぎのあるくらし

だれもが安心してく らせるまち

基本計画●

0

0

0

0

抜粋

・災害に強く日々のくらしの場を安全にする 市民のくらしと豊かな文化・歴史の蓄積を守る災害に 強い組織づくり など

・歩いて楽しいまちをつくる

華やぎのあるまち

魅力あふれるまち

活力あふれるまち

市民のくらしとまち を支える基盤づくり

・美しいまちをつくる

個性的で美しい景観の形成、木の文化が息づくまちづ くりなど

・成熟した文化が実現する

文化の創造・発信に向けた総合的な取組の推進,文化 財保護の推進など

・産業関連都市として独自の産業システムをもつ 活力ある産業活動への支援 など

・個性と魅力のあるまちづくり 保全・再生・創造を基調とするまちづくり、まちづく りを支えるしくみづくり

・多様な都市活動を支える交通基盤づくり 新しい交通政策の確立 など

この基本計画の実現に向け、本市においては部門別計画を策定しており、本計画に 関連する本市の計画は以下のとおりである。

「京都市都市計画マスタープラン」(2001~2010)

「京都市景観計画」

「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010~)

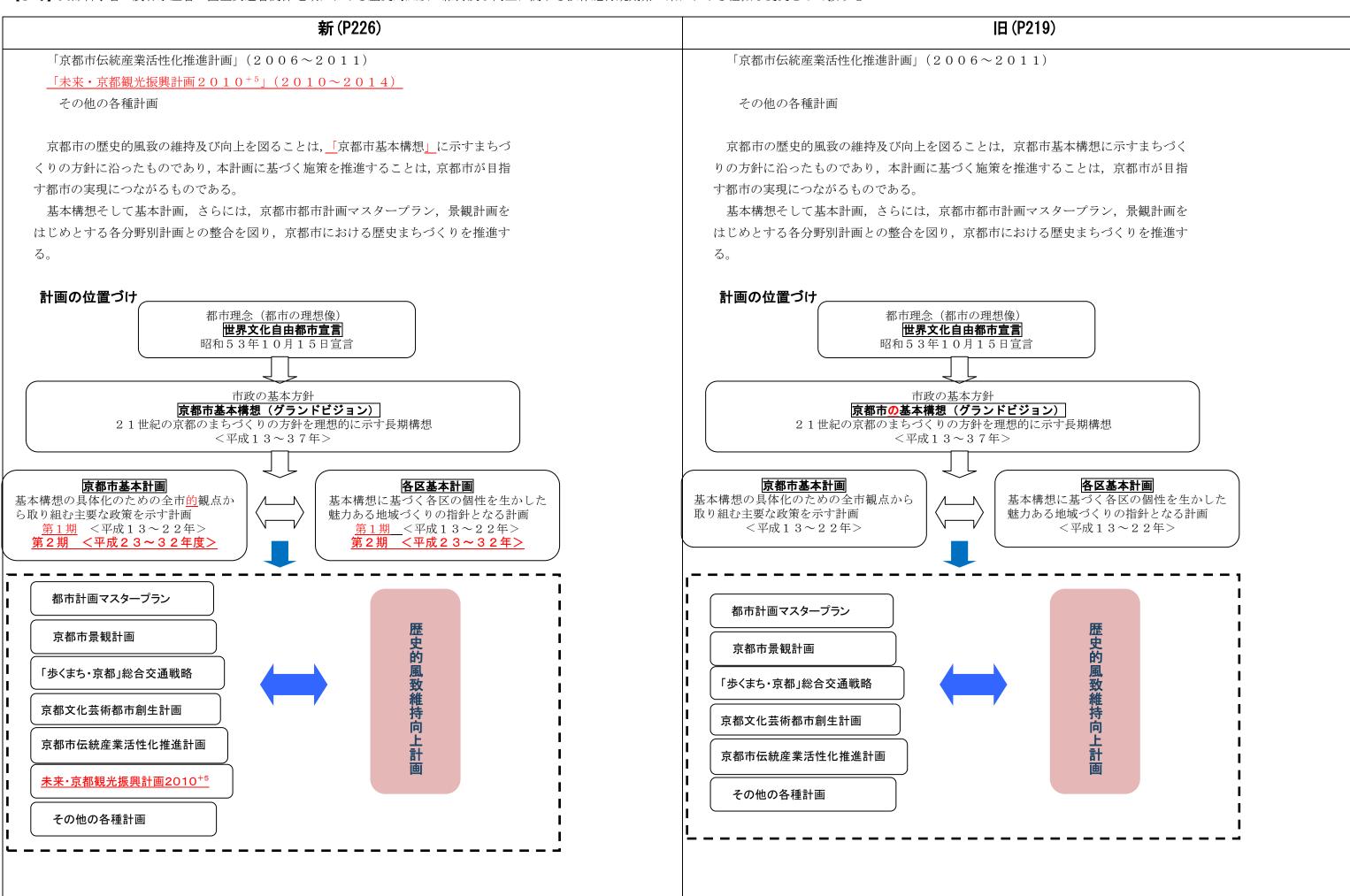
「京都文化芸術都市創生計画」(2007~2016)

0 0

基本計画●

 $\widehat{2}$

抜粋



(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。
- オー人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界 文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた 伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、 風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査、大学との連携による未指定文化財庭園の調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。また、京都の財産として残したい建物や庭園を市民から募集し、維持・継承、活用を図る取組を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修 景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市 独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家な どの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組 を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを図る。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

(2) 基本方針

- ア 歴史的建造物を守り育て、活かしたまちづくりを推進する。
- イ 歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりを推進する。
- ウ地域力によるまちづくりを推進する。
- エ 自然と共生し、「木の文化」を大切にするまちづくりを推進する。
- オー人が主役の歩いて楽しいまちづくりを推進する。
- カ 文化芸術を活かしたまちづくりを推進する。
- キ 伝統産業を活かしたまちづくりを推進する。

(3) 実現のための方策

ア 歴史的建造物等に対する既存の保全制度や取組の継続・拡充

京都は、わが国のみならず世界を代表する歴史都市であり、それを構成する世界 文化遺産をはじめとする様々な歴史的建造物や史跡名勝、更には、群をなす優れた 伝統的建造物など、市内に点在する歴史遺産を積極的に保存し、活用を図る。

また、これら歴史遺産の周辺には、京町家をはじめとする歴史的建造物が点在し、 風情ある町並み景観を形成するとともに、伝統文化や伝統技術を継承するうえにおいても重要な役割を果たしており、積極的にこれらの建造物の保全・再生を図る。

これまで、文化財の指定・登録をしているものについては、文化財保護法及び京都市文化財保護条例に基づき、保存と活用に努めているが、京都府近代和風建築総合調査・京町家まちづくり調査などにより把握が期待される未指定文化財の指定・登録を推進する。

歴史遺産の周辺にある歴史的建造物については、京都市独自の歴史的景観保全修 景地区及び界わい景観整備地区の両制度や街なみ環境整備事業制度の活用、京都市 独自の指定制度である歴史的意匠建造物や景観重要建造物の指定により、京町家な どの伝統的な建造物による町並みの保全・整備を推進してきたが、これまでの取組 を歴史まちづくりの一環として捉え、更なる歴史的建造物の保全・整備を推進する。

また、京都における歴史的風致の重要な構成要素である京町家について、「京町家まちづくり調査」を行い、その調査結果を踏まえながら景観重要建造物や歴史的風致形成建造物の指定を推進し、更には、年々減少する京町家の保全に関し、民間事業者等による京町家の活用を推進するため、「京町家を活用したい人」、「京町家に住みたい人」と「京町家を残していきたい所有者」の需要と供給のマッチングを図る新たな仕組づくりの検討などを図る。

イ 景観の保全・再生施策や周辺環境の整備の推進

(7) 景観の保全・再生施策の推進

新 (P228) IE (P221)

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。平成23年度からは、「地域景観づくり協議会」の認定制度などの地域の景観づくりに関する取組などにより、景観政策を着実に推進し、歴史的風致の維持向上を図る。

(イ) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界一美しいまち・京都」の取組を推進する。

(ウ) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上

歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域 力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防 災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。

ウ 地域で取り組むまちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

これまでから京都市では、"いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造"を スローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を活用 して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。

併せて、景観整備機構に指定した財団法人京都市景観・まちづくりセンターにおいて、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しながら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。

今後もさらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組

京都市では、『2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組』に述べてきたように、様々な手法を駆使して歴史都市・京都の町並みの保全・再生に取り組んできた。とりわけ、これまでの景観政策を転換し、思い切った規制強化を含む総合的な景観政策として、地域の特性を踏まえた建築物の高さ規制やデザイン規制、眺望景観の保全、屋外広告物対策、歴史的建造物の保全を柱とした新景観政策を平成19年9月から実施している。今後とも、この新景観政策を着実に推進するとともに、更に進化させ、歴史的風致の維持向上を図る。

(イ) 公共施設整備による周辺環境の整備

歴史的風致を形成する重要な要素である道路や公園などの環境整備を図る。

具体的には、日本文化の象徴である歴史都市・京都を「電線のない美しいまち」とするため、道路の無電柱化や美装化に取り組み、町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図る。併せて、歴史的風致と調和する道路空間のデザイン指針の検討などによる美しい道づくりや歴史的風致を紹介する案内標識の整備、都市公園の整備など公共空間の整備を推進し、歴史的建造物等と一体となった歴史的環境の向上を図るとともに、誰もがまちの美しさを実感できる「世界一美しいまち・京都」の取組を推進する。

(ウ) 周辺の町並みと調和する防災機能の向上

歴史資産と周辺の町並みを一体的に守るため、市民の力、伝統に育まれた地域力を生かして地域の自主防災活動の充実、歴史的な町並みの保全・再生、そして防災機能の向上を図り、地域住民とともに防災まちづくりを推進する。

ウ 地域で取り組むまちづくりの推進

地域内の交流を促進し、生活文化を継承していくことが、京都固有の町並みやそこで営まれる様々な活動を維持向上させる上でも重要である。そのためには、地域コミュニティを活性化し、歴史や文化等の地域の特徴を活かした住民主体のまちづくり活動を活発にする必要がある。

これまでから京都市では、"いきいき元気な交流都心・新たな京町家街の創造"を スローガンに、職住共存地区を都心再生を図る先導地区として、地区計画制度を活用 して、住民自らが地域まちづくりビジョンを策定する取組を推進している。

併せて、景観整備機構に指定した財団法人京都市景観・まちづくりセンターにおいて、住民・企業・行政の主体的な取組と協働を推進するための住民による「地域自治」を展望するセミナーの開催や相談事業など、人的ネットワークを活用しながら景観・まちづくり活動の推進事業を行ってきている。

今後もさらに、地域住民の協働によるきめ細かなまちづくりの実現に向けた取組

新 (P229) IE (P222)

に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組 の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。

活性化ビジョンが策定された岡崎地域では、関係主体により構成されるエリアマネジメント組織を設立するなど、官民多くの主体の連携によるまちづくりを推進する。

エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市 民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより実 現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環境 モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化を大 切にするまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水明の豊 かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人(そまびと)工房」、「みやこ杣木(そまぎ)」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、<u>人</u>と公共交通優先の「<u>歩くまち・京都</u>」を実現するため、都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、<u>地球温暖化対策や景観保全</u>の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、<u>京都の活力と魅力が凝縮された歴史的都心地区(四条通,河原町通</u>,御池通及び烏丸通に囲まれた地区をいう。)を中心とした「まちなか」において,

に対して、財団法人京都市景観・まちづくりセンターと連携しながら、これらの取組の拡充を図り、地域における歴史まちづくりの取組を推進していく。

エ 豊かな自然を守り育てる取組の推進

「木の文化」を育んできた三方の山々の保全・再生は、森林所有者をはじめ、市 民・事業者など多様な主体が森林に関わりを持ち、積極的に利活用することにより 実現される。そのため、環境モデル都市として国の選定を受けた本市が策定した「環 境モデル都市行動計画」の中に示すシンボルプロジェクトの一つである「木の文化 を大切にするまち・京都」の実現に向け、市民・事業者・行政が協力して、山紫水 明の豊かな自然を守るとともに、山間地等の自然を守る取組を推進する。

この取組の中で、市内産木材の利用を促進する「京の山杣人(そまびと)工房」、「みやこ杣木(そまぎ)」事業の推進、間伐材のガードレール等への活用、そして公共施設の木造化の率先的推進を目指すとともに、公共建築物での利用の拡大により、民間建築物における市内産木材の利用促進の誘導を掲げており、積極的に公共施設等へ市内産木材の活用を図っていく。併せて、市内産木材を京町家などの歴史的建築物や工芸、伝統祭事に地域産木材を利用する地産地消の仕組を構築するとともに、市民が森林や木材に親しむなどの森林と都市の新たな関係作りを目指している。

また、この取組の一つとして、三山の森林林相のあるべき方向性を明確にした、三山森林景観保全・再生ガイドラインを作成し、市民が三山の森林において、積極的な森林景観保全・再生活動に取り組む際の指針として、また、樹種の変更や伐採、植樹等の森林の現状変更行為の規制と誘導に係る指針として、更には歴史的風土特別保存地区買入地等の京都市所有地での維持管理のアクションプランとして活用を図っていく。

オ 「歩くまち・京都」の取組の推進

歴史的風致をとりまく市街地環境の保全を図るため、ゆったりと歴史や伝統を感じることができ、歩く魅力のあるまちづくりの推進を図る。

その取組として、<u>歩行者</u>と公共交通優先の「<u>歩いて楽しいまち</u>」を実現するため、 都心地域における交通環境の改善や交通渋滞が起きている現状について、<mark>環境保全</mark> の観点も踏まえ、「人が主役の魅力あるまちづくり」を推進し、その改善を図る。

具体的には、<u>京都の魅力と活力が凝縮した歴史的都心地区</u>(四条通,河原町通, 御池通及び烏丸通に囲まれた地区)において、京都市のメインストリートである四 新 (P230) IE (P223)

四条通の歩道拡幅や公共交通優先化をはじめとする、安心・安全で快適な歩行空間 の確保や賑わいの創出など、人と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」 の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路でもある、東 大路通(三条~七条)において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークア ンドライドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。

カ 文化の保存・継承・発展・発信

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができるような取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組を進める。

また、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。

キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進

伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業についての体験教室の実施など、児童や生徒をはじめ、広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。

また、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、 後継者の育成のための取組、市民が伝統産業に触れ、事業者が技術の研究や交流がで きるよう、京都伝統産業ふれあい館など、伝統産業の活性化を推進するための拠点と なる施設の機能の充実を図る。

そして、伝統産業の振興に関し、優れた成果や功績のあった技術者の表彰や将来 において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の奨 励などにより、伝統産業の活性化の推進を図る。

併せて,和装産業をはじめとする伝統産業のほか,京野菜,北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。

条通のトランジットモール化や、細街路における通過交通の抑制など自動車流入を 抑制し、歩行者と公共交通を優先する「歩いて楽しいまちなか戦略」の推進や、四季を通じて多くの観光客が訪れ、また東山区民の生活道路である、東大路通(三条 ~七条)において、車線構成の見直しによる安心・安全で快適な歩行空間の創出、 それに伴う無電柱化の推進のほか、観光シーズンに実施してきたパークアンドライ ドの実施箇所等の拡大、自転車利用環境の整備を推進していく。

カ 文化の保存・継承・発展・発信

京都の優れた文化芸術を将来に向けて更に振興し、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市にすることを目指した取組を進めていく。

具体的には、文化芸術が市民に一層身近なものとなり、尊重されるよう、暮らしの文化に対する市民の関心と理解を深めるための取組や、身近な場所において芸術家と交流することを目的とする催しの実施などにより、市民が文化芸術に親しむことができるような取組、文化芸術の次代の担い手を育てるため、子供の頃から文化芸術を身近に感じ、心から楽しめる感性を育む取組、更には伝統的な文化芸術及びこれを支える技術を保存し、継承するとともに、市民をはじめ広く国内外の人々が伝統的な文化芸術を体験することができる機会を拡大するための取組を進める。

また、京都の歴史と伝統を彩る茶道・華道・伝統芸術をはじめとした「和の文化」の魅力を、あらゆる機会を通じて国内外へ発信する取組を進める。

キ 伝統的な産業や農林業の活性化の推進

伝統産業を通じて、日本独自の伝統文化の継承を図るため、学校教育や生涯学習において、伝統産業についての体験教室の実施など、児童や生徒をはじめ、広く市民に伝統産業に親しんでもらう取組や伝統産業の魅力を伝えるため、観光事業等と連携を図り、市民や観光客が伝統産業に触れる機会を作るとともに、全国に向けた効果的な情報発信に取り組む。

また、伝統産業が持つ高度な技術や貴重な技法を次の世代へ継承するための取組、後継者の育成のための取組、市民が伝統産業に触れ、事業者が技術の研究や交流ができるよう、京都伝統産業ふれあい館など、伝統産業の活性化を推進するための拠点となる施設の機能の充実を図る。

そして、伝統産業の振興に関し、優れた成果や功績のあった技術者の表彰や将来 において優れた成果を収めることが期待される伝統産業に従事する若手技術者の 奨励などにより、伝統産業の活性化の推進を図る。

併せて,和装産業をはじめとする伝統産業のほか,京野菜,北山丸太を産する農林業などの産業の振興施策を図っていく。

新 (P231) IE (P224)

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都は平安遷都以来,1200年に渡って同一場所に存在し,各時代時代の各種文化 財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し,それらが市民の暮らしの中 に溶け込み,京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、 市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策 を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点 区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま 放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来たすと考えられる区域で、町並み保全 施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづく りに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2、800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方,市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけ、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成<u>又は市街化が</u> 進められた地域であり、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史 的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

(1) 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳し

第4章 重点区域の位置及び区域

1 京都市の重点区域の設定の方針について

京都は平安遷都以来,1200年に渡って同一場所に存在し,各時代時代の各種文化 財をはじめとした有形無形の歴史的資産が重層的に共存し,それらが市民の暮らしの中 に溶け込み,京都特有の歴史的風致を形成している。

このような京都特有の歴史的風致を形成している区域は第2章で述べているように、 市全域に渡り存在しているが、そのうち、歴史的風致の維持及び向上を図るための施策 を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる以下の区域を重点 区域として設定していく。

- (1) 歴史的風致に資する町並みや人々の営みが消失しつつある地域
- (2) 現に、良好な歴史的風致に資する町並みや人々の営みがある地域のうち、このまま 放置すれば歴史的風致の維持向上に支障を来たすと考えられる区域で、町並み保全 施策や地域の環境整備を図り、地域の担い手の機運をより一層高め、歴史まちづく りに重点的に取り組むべき区域

2 本計画の重点区域の位置及び範囲の選定について

第1章の文化財の分布で示しているように、京都市には、世界文化遺産の寺社・城以外にも、国指定をはじめ府・市指定の文化財など約2、800件を超す文化財があり、文化財に指定されていない京町家をはじめとする歴史的建造物を加えると、相当数の歴史遺産が存在し、それらの歴史遺産の分布は京都市内の広範囲の地域にわたっている。

これらの歴史遺産の背景を成す京都の自然景観を保全するため、京都市では、昭和5年の風致地区の指定以来、市街地周辺の地域において、昭和41年に制定された「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」による規制と土地の買入事業の実施や風致地区条例による規制と誘導、更には平成7年の自然風景保全条例の制定等により、山ろく部の住宅地や市街地の背景をなす三方の山並みの保全を図ってきた。

一方,市街地では、昭和47年から京都市市街地景観条例により美観地区による規制を行い、市街地景観の維持・向上に努めてきたが、平成に入り、都市開発の大きな流れの中、その圧力の高い都心部をはじめとする既成市街地において、風情ある都市景観は消失の危機にあった。そのため、平成7年から平成8年にかけ、まちづくり審議会からの答申を踏まえた条例改正や屋外広告物条例の全面改正等を行うとともに、美観地区の拡大や面的整備地区の地区指定制度の創設により景観保全の施策を拡充し、市街地景観の保全を図ってきた。更には、平成16年の景観法の制定を受け、平成19年9月の新景観政策により、更なる規制の強化を図っている。

これらを踏まえ、本計画では、江戸期から明治期には既に市街地が形成<mark>され</mark>、今なお歴史的風致を形成している地域のうち、文化財等の歴史的建造物が集中している地域の中で、次のような区域を重点区域に設定する。

(1) 市街化の進行による歴史的風致の消失の進行を防止するため、景観法に基づく厳し

新 (P232) 旧 (P225)

い規制を課している景観地区の中でも特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区に指定している区域を中心に、山並み背景型美観地区や山ろく型美観地区の一部*1、及びそれらの区域で形成されている歴史的風致に関連した施設や町並みが広がる区域であって、市街地周辺部の無秩序な土地利用による歴史的風致の消失を防止するため都市計画法に基づく風致地区*2に指定されている地域

本市では、昭和47年から<u>美観地区の</u>エリアを中心<u>とした</u>景観保全の取組みを展開してきている。

その理由としては、戦争による空爆被害をほとんど受けず、戦前の町並み景観を継承している京都が、明治、大正、昭和そして平成の4時期を生きてきた市街地、即ち明治時代に形成された旧市街地のうち、戦前の町並み景観を地域開発から守るべき地域を中心として景観保全の取組を進めてきたことによる。

これらの地域<u>の中心</u>は、平成8年及び15年に景観特色の維持を目的に景観保全の施策を拡充した美観地区の範囲であり、現在の旧市街地型美観地区である。

そして、平成7年の条例改正で町並みの保全・整備を図る地区指定制度として創設した「歴史的景観保全修景地区」及び「界わい景観整備地区」を景観地区の認定制度に移行し、歴史遺産型美観地区として引き続き保全を図っている。

さらに、昭和47年より東山の山並みを背景として美観地区に指定した地域は、上記の旧市街地型美観地区及び山並み背景型美観地区として保全を図っている。

(2) 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている地域において,歴史的建造物の修理・修景,道路や公園等の歴史的風致維持向上施設の整備などのハード事業と歴史的資産周辺の交通環境の整備,伝統産業・伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による各種取組を総合的に実施し,歴史的風致の維持向上をより確実に推進できる区域

具体的には、これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域に 設定する。

- ア歴史的市街地地区
- イ 歴史的市街地・東寺地区
- ウ 歴史的市街地・伏見地区
- エ 上賀茂地区

なお、今回設定する4つの地区以外にも、三方の山々の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を拠り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっている。

今後, それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案, 保全施策との連携などを踏まえながら, 歴史まちづくりの推進を図っていく。

い規制を課している景観地区の中でも特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型 美観地区(※1)に指定している区域

本市では、昭和47年から<u>これらの</u>エリアを中心<u>に</u>景観保全の取組みを展開してきている。

その理由としては、戦争による空爆被害をほとんど受けず、戦前の町並み景観を継承している京都が、明治、大正、昭和そして平成の4時期を生きてきた市街地、即ち明治時代に形成された旧市街地のうち、戦前の町並み景観を地域開発から守るべき地域を中心として景観保全の取組を進めてきたことによる。

これらの地域は、平成8年及び15年に景観特色の維持を目的に景観保全の施策を 拡充した美観地区の範囲であり、現在の旧市街地型美観地区である。

そして、平成7年の条例改正で町並みの保全・整備を図る地区指定制度として創設 した「歴史的景観保全修景地区」及び「界わい景観整備地区」を景観地区の認定制度 に移行し、歴史遺産型美観地区として引き続き保全を図っている。

(2) 歴史的風致を維持向上させる取組の速やかな実施が求められている地域において、歴史的建造物の修理・修景、道路や公園等の歴史的風致維持向上施設の整備などのハード事業と歴史的資産周辺の交通環境の整備、伝統産業・伝統文化の活性化等のソフト事業の両面による各種取組を総合的に実施し、歴史的風致の維持向上をより確実に推進できる区域

具体的には、これらに当てはまる区域として以下の4つの地区を選定し、重点区域 に設定する。

- ア 歴史的市街地地区
- イ 歴史的市街地・東寺地区
- ウ 歴史的市街地・伏見地区
- エ 上賀茂地区

なお、今回設定する4つの地区以外にも、三方の山々の山ろく部や街道筋のまちにおいて、世界遺産をはじめとした様々な歴史的建造物や史跡・名勝など、市内各所に数多くの歴史的資源が点在し、人々に歴史の記憶を呼び起こすとともに、その資源を拠り所に様々な活動が行われ、地域に対する愛着の源になっている。

今後, それらの地域における歴史まちづくりの機運の高まりや地域からの提案, 保全施策との連携などを踏まえながら, 歴史まちづくりの推進を図っていく。

新 (P233) IE (P226)

※1 美観地区(景観計画から抜粋)及びその種別(一部)

京都御所や二条城、東・西本願寺、東寺等、まちなかに点在する世界遺産をはじめとする歴史 的資産及びその周辺地域、東山への眺望の前景となり数多くの歴史的資産が点在する鴨川から東 に位置する鴨東地域、西陣や伏見などの伝統産業の集積により特徴的な町並みが広がる地域等を、 都市計画法に基づく景観地区(美観地区)として指定し、良好な市街地の景観の保全を図る。 「山ろく型美観地区」:山すその緑豊かな自然に調和した低層の建築物が建ち並び、良好な町並み

景観を形成している地区

「山並み背景型美観地区」: 背景となる山並みの緑と調和する屋根の形状等に配慮された建築物が 建ち並び、良好な町並みの景観を形成している地区

「旧市街地型美観地区」: 歴史的市街地内において,生活の中から生み出された特徴のある形態意 匠を有する建築物が存し,趣のある町並みの景観を形成している地区

「歴史遺産型美観地区」: 世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成している地区

※2 風致地区(景観計画から抜粋)

京都市の市街地は、なだらかな東山、北山、西山の三方の山並みに囲まれ、この緑豊かな山々が市街地景観の背景となっている。その山麓には、古い社寺等の歴史的建造物や名勝、史跡が集積しており、この緑豊かな山々と歴史的遺産の集積地、さらに山麓から広がる緑多い住宅地を、都市計画法に基づき風致地区として指定し、京都市風致地区条例に基づき風致保全計画を定め、風致地区内の建築物の新築、宅地の造成、木竹の伐採その他の規制を行い、都市の風致を維持する。

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域内にある歴史的・文化的資源は産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、 庭園等の伝統技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化を創造する源とし て、また、当該地域を訪れる来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場としても大きな 価値を持つものである。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図ることは、人々に拠り所と愛着を もたらし、それが伝統の継承、新たな文化の創造につながり、歴史的風致を活かした 京都の魅力の向上につながる。

更に、京都の魅力の向上は、観光の振興にもつながる。この魅力を国内外に発信し、 多くの人々と交流を深めることが、また新たな文化を創造するとともに、相互理解を 深め、日本文化の拠点都市としての活力を高める大きな原動力となる。

そして,観光産業のみならず,農林業,製造業,卸・小売業などの産業への需要創 出効果につながり,京都市全体の歴史的風致の維持向上に寄与することが期待できる。

※1 旧市街地型美観地区,歴史遺産型美観地区(景観計画から抜粋)

「旧市街地型美観地区」: 歴史的市街地内において、生活の中から生み出された特徴のある形態意匠を有する建築物が存し、趣のある町並みの景観を形成している地区

「歴史遺産型美観地区」: 世界遺産や伝統的な建築物等によって趣のある町並みの景観を形成 している地区

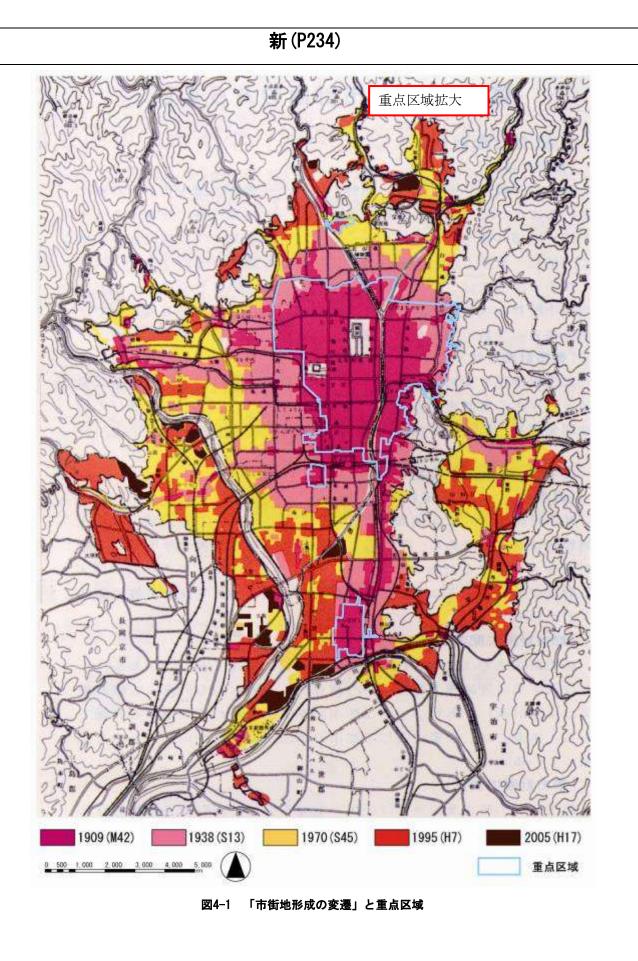
3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上の効果

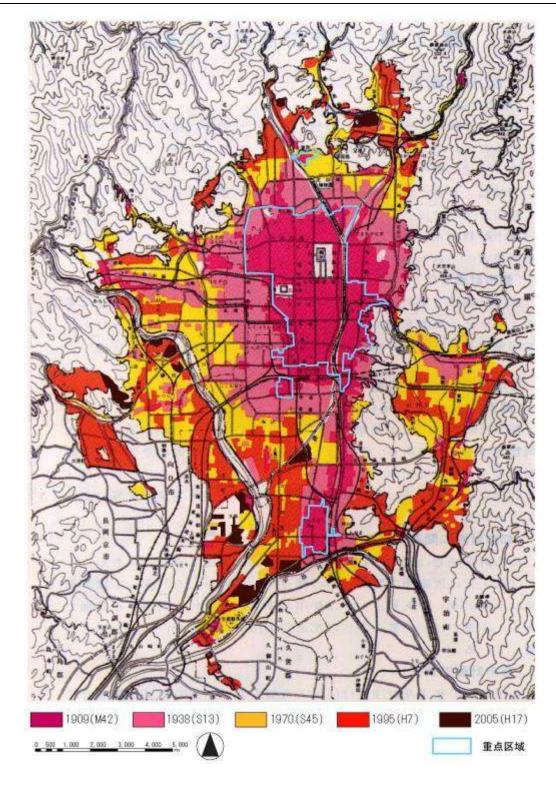
重点区域内にある歴史的・文化的資源は産業、伝統行事、伝統芸能、建築、工芸、 庭園等の伝統技術の蓄積等が行われる場として、地域の新たな文化を創造する源とし て、また、当該地域を訪れる来訪者が地域の歴史や伝統を体感する場としても大きな 価値を持つものである。

重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図ることは、人々に拠り所と愛着を もたらし、それが伝統の継承、新たな文化の創造につながり、歴史的風致を活かした 京都の魅力の向上につながる。

更に、京都の魅力の向上は、観光の振興にもつながる。この魅力を国内外に発信し、 多くの人々と交流を深めることが、また新たな文化を創造するとともに、相互理解を 深め、日本文化の拠点都市としての活力を高める大きな原動力となる。

そして、観光産業のみならず、農林業、製造業、卸・小売業などの産業への需要創 出効果につながり、京都市全体の歴史的風致の維持向上に寄与することが期待できる。





IB (P227)

図4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

新(P235) 重点区域拡大 及び指定の時点修正 京都市の国指定文化財の分布 国宝・重要文化財 伝統的建造物群保存地区 0 500 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000 重点区域

図4-2「国指定文化財の分布」と重点区域

旧 (P228)

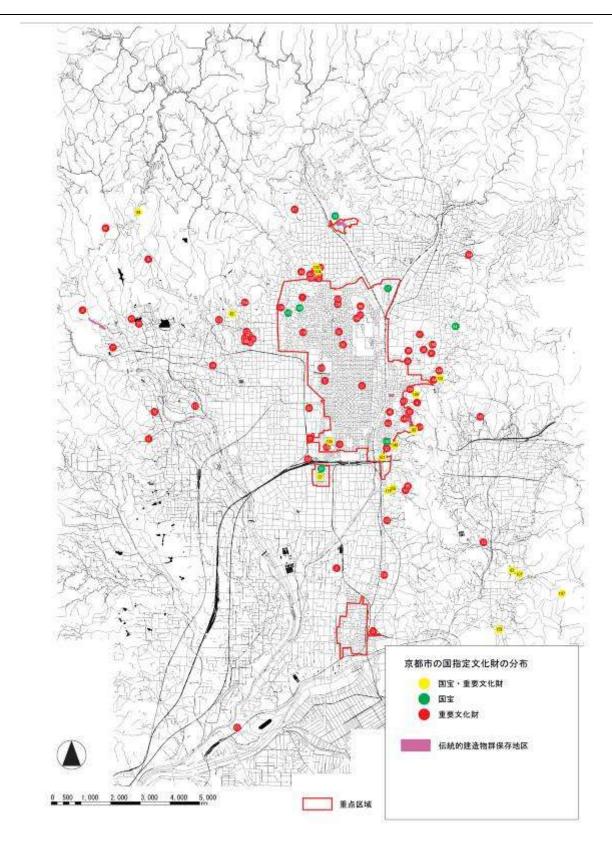
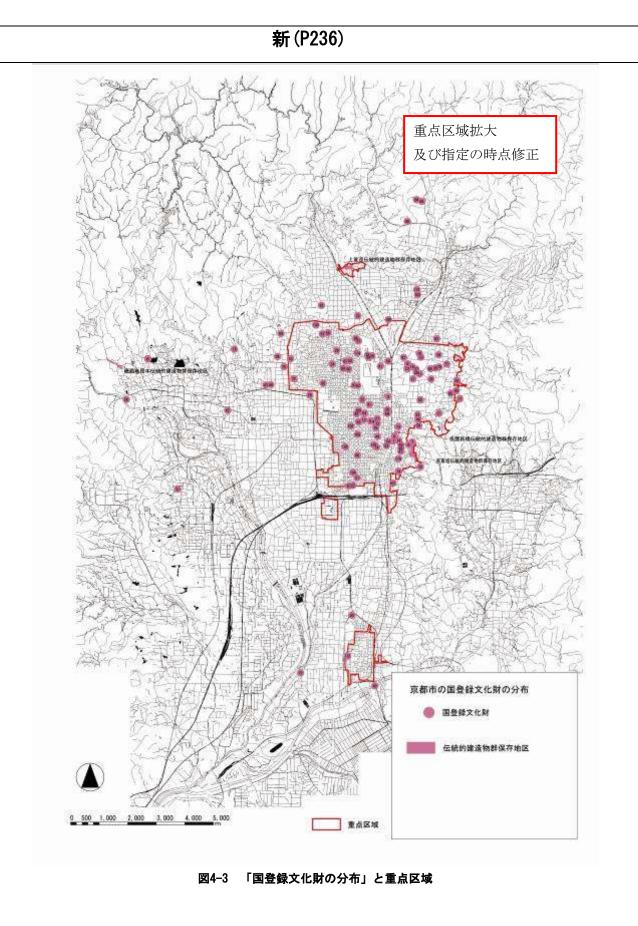


図 4-2「国指定文化財の分布」と重点区域



旧 (P229)

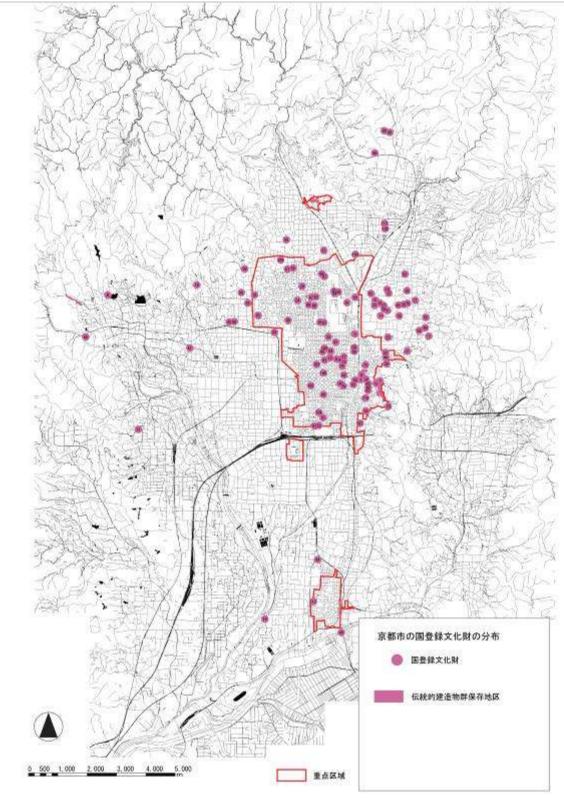
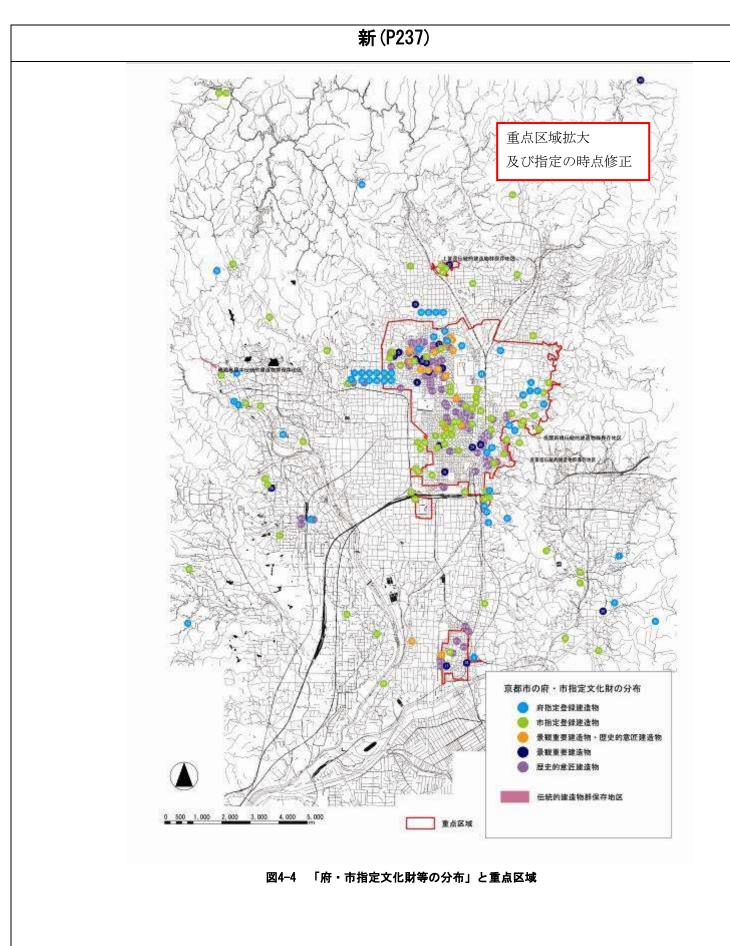


図4-3 「国登録文化財の分布」と重点区域



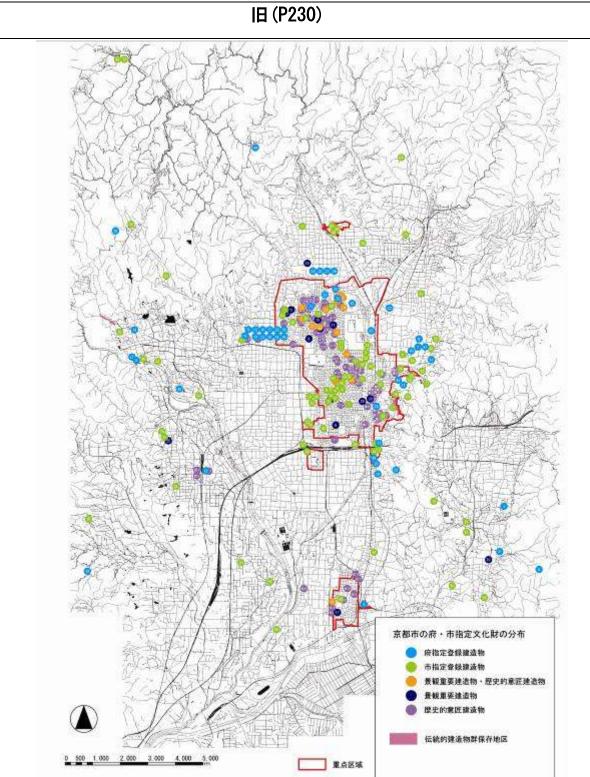
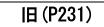


図4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

新(P238) 重点区域 重点区域拡大 及び時点修正 上質技伝統的建造物新修存地区 □ 市街化区域 □ 風致地区特別修景地域 □ 町並み型建造物修業地区
■ 山ちく型美観地区
■ 山生み背景型美観地区
旧市耐地型美観地区
■ 陸史道斉至美観地区
■ 陸史道斉至美観地区
■ 陸史道彦至美観地区
■ 陸史道彦至美観地区
■ 佐史道彦至美観地区
■ 石道至美観地区
■ 石道至美観地区
■ 石道至美観地区
■ 石道を表表述法区 市街地型美観形成地区 世界通信・弾剤・離宮重点区域内の国指定文化財(例示)

図4-5 「美観地区,美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域



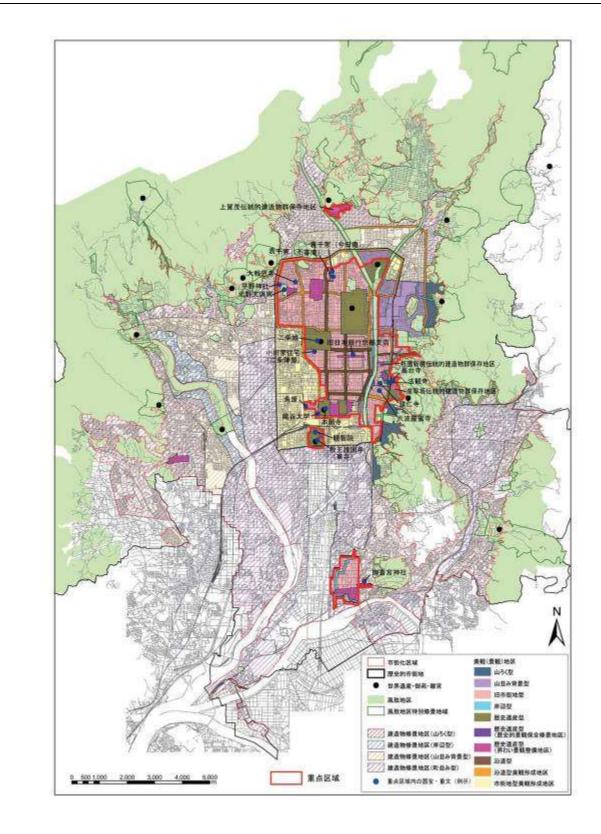


図4-5 「美観地区,美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

新 (P239) 旧 (P232)

4 重点区域の設定

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称:歴史的市街地地区 重点区域の面積:約2,458ha

ア 地区の設定



<u>当地区は</u>, 平安遷都以来,千年以上にわたり,都の中心として繁栄してきた地域 <u>及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域</u>である。現在でも平 安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され,その中に二条 城や御所,本願寺等をはじめとする歴史遺産や,京町家等で構成される歴史的町並 み,明治以降に導入された近代洋風建築<u>や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水</u> などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

4 重点区域の設定

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称:歴史的市街地地区 重点区域の面積:約1,903ha

ア 地区の設定

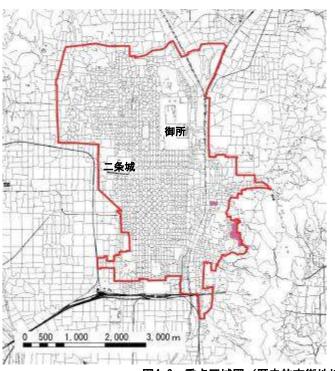


図4-6 重点区域図(歴史的市街地地区)

平安遷都以来,千年以上にわたり,都の中心として繁栄してきた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され,その中に二条城や御所,本願寺等をはじめとする歴史遺産や,京町家等で構成される歴史的町並み,明治以降に導入された近代洋風建築などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り広げられてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に改編され、現在においてもそれが自治の単位として強い絆のもと、自主的、自律的

新 (P240) IE (P233)

な活動が行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。 今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活 発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成 している地域である。

また、古くから都としての洛中と深いつながりを持ち、明治以降は琵琶湖疏水を はじめとする近代化遺産や近代以降の文教施設等が京都の近代化を牽引した地域 を含む。

当地区は、そのほとんどが景観計画において市街地景観を形成する重点地域として定めている歴史的市街地(おおむね北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区、歴史遺産型美観地区に指定している区域、山並み背景型美観地区のうち鴨川より東に位置している区域、風致地区のうち平安遷都1100年祭の開催や邸宅群、琵琶湖疏水等に関連する町並みが形成されている地域等を中心に、一部山ろく型美観地区、沿道型美観地区、岸辺型美観地区及び沿道型美観形成地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区は、下表に示す景観地区及び風致地区<u>を含む。当地区の区域はこれら</u>の区域<u>その他の景観規制の区域界及び市街化区域界</u>に基づき定めている<u>ほか、歴史的風</u>致に関連する施設の存する範囲によって定めている。

な活動が行われており、歴史的な町並みの保全や伝統に培われた活動を支えている。 今なお、寺社や京町家等の歴史的建造物の中で、茶の湯や能などの伝統文化が活 発に行われており、それらの活動が歴史的建造物と一体となって歴史的風致を形成 している地域である。

当地区は、景観計画において景観形成の重点地域として定めている歴史的市街地(北大路通、東大路通、九条通、西大路通に囲まれた地域及び伏見の旧市街地)に含まれており、その中でも、景観法や都市計画法に基づき定めた景観地区のうち、特に旧市街地型美観地区又は歴史遺産型美観地区に指定している区域を中心に、一部沿道型美観地区、岸辺型美観地区や沿道型美観形成地区及び風致地区の区域を含む。

この区域においては、第7章に記載している事業を展開する予定である。

具体的には、主なハード事業として、京都市の歴史的風致の構成要素であり、地域内に多く存在している歴史的建造物の修理・修景事業や5花街の一つである上七軒をはじめとする無電柱化事業を伴う道路修景事業である。

また、ソフト事業は、市域全域を対象として、京都市の維持向上すべき歴史的風致である西陣織をはじめとする伝統産業や伝統文化の振興に関する事業を広く展開している。これらソフトの取組にハード事業の整備を併せて行うことにより、歴史的風致の維持向上を効果的に推進できることから、本計画での重点区域の設定としている。

当地区<u>の区域</u>は、下表に示す景観地区及び風致地区の区域<u>界</u>に基づき<u></u>定めている。

新(P241)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区

山ろく型美観地区 ※地域:北白川・銀閣寺

山並み背景型美観地区 ※地域:田中・吉田/京都大学周辺/聖護院・吉田山周辺

岸辺型美観地区(一般地区)

※地域:哲学の道/岡崎疏水/鴨川東(1) /鴨川東(2) /鴨川西

(1)/鴨川西(3)/高瀬川(2)

岸辺型美観地区(歴史的町並み地区)

※地域:白川 (岡崎・祇園) /鴨川西(2)/高瀬川(1)

旧市街地型美観地区 ※地域:西陣/御所周辺/鴨東/鴨川/二条城周辺/職住共存

(1) /職住共存(2) /本願寺周辺

歷史遺産型美観地区(一般地区)(祗園新橋伝統的建造物群保存地区,産寧坂伝統的建造

物群保存地区の一部を含む)

※地域:下鴨神社周辺/御所/二条城/先斗町/祇園·清水寺周

辺/本願寺

歷史遺産型美観地区(祇園縄手·新門前歴史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区 (祇園南歴史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区(上京小川歴史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区(三条通界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区(千両ヶ辻界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区(上京北野界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区(本願寺・東寺界わい景観整備地区(本願寺地区))

沿道型美観地区 (都心部幹線地区)

※地域:御池通/四条通/五条通/河原町通/烏丸通/堀川通

沿道型美観地区 (三条通地区) 沿道型美観形成地区 (幹線地区)

※地域:その他の沿道の一部

<u>風致地区</u>

相国寺風致地区

鴨川風致地区の一部(鴨川特別修景地域・<u>高野川特別修景地域・</u>下鴨神社周辺特別修景 地域の一部を含む)

比叡山風致地区の一部(北白川周辺特別修景地域の一部を含む)

東山風致地区の一部(吉田山特別修景地域、岡崎・南禅寺特別修景地域、円山特別修景

地域の一部,銀閣寺周辺特別修景地域を含む)(産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部,東山歴史的風土保存区域の一部(大文字歴

史的風土特別保存地区の一部)を含む)

北野風致地区

紫野風致地区の一部(船岡山周辺特別修景地域)

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界

自然風景保全地区界(自然風景保全区域を除く区域界)

東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界(青蓮院・知恩院特別修景地域を除 く区域界) 旧(P233)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

旧市街地型美観地区 ※地域:西陣/御所周辺/鴨東/鴨川/二条城周辺/職住共存

(1) /職住共存(2) /本願寺周辺

歴史遺産型美観地区(一般地区)

※地域:下鴨神社周辺/御所/二条城/先斗町/祇園·清水寺周

辺/本願寺

歷史遺產型美観地区(祇園縄手·新門前歷史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区(祇園南歴史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区(上京小川歴史的景観保全修景地区)

歴史遺産型美観地区 (三条通界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区 (千両ヶ辻界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区(上京北野界わい景観整備地区)

歴史遺産型美観地区(本願寺・東寺界わい景観整備地区(本願寺地区))

沿道型美観地区 (都心部幹線地区)

※地域:御池通/四条通/五条通/河原町通/烏丸通/堀川通

沿道型美観地区 (三条通地区)

沿道型美観形成地区(幹線地区)

※地域:その他の沿道の一部

岸辺型美観地区 ※地域:白川·疎水/鴨川東(1) /鴨川東(2) /鴨川西(1)

/鴨川西(1) /高瀬川/岡崎・疎水

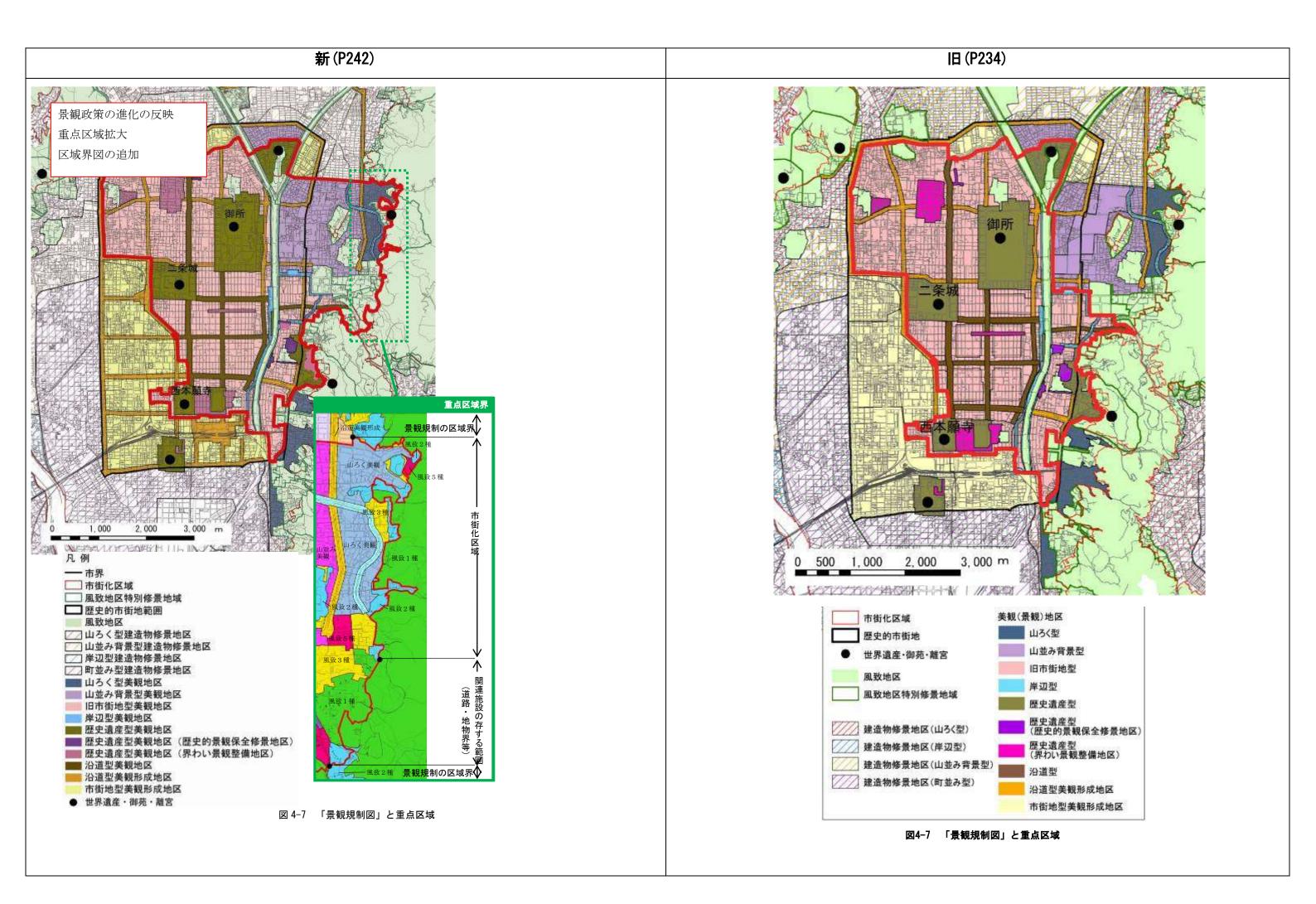
紫野風致地区 (船岡山周辺特別修景地域)

鴨川風致地区の一部(鴨川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む)

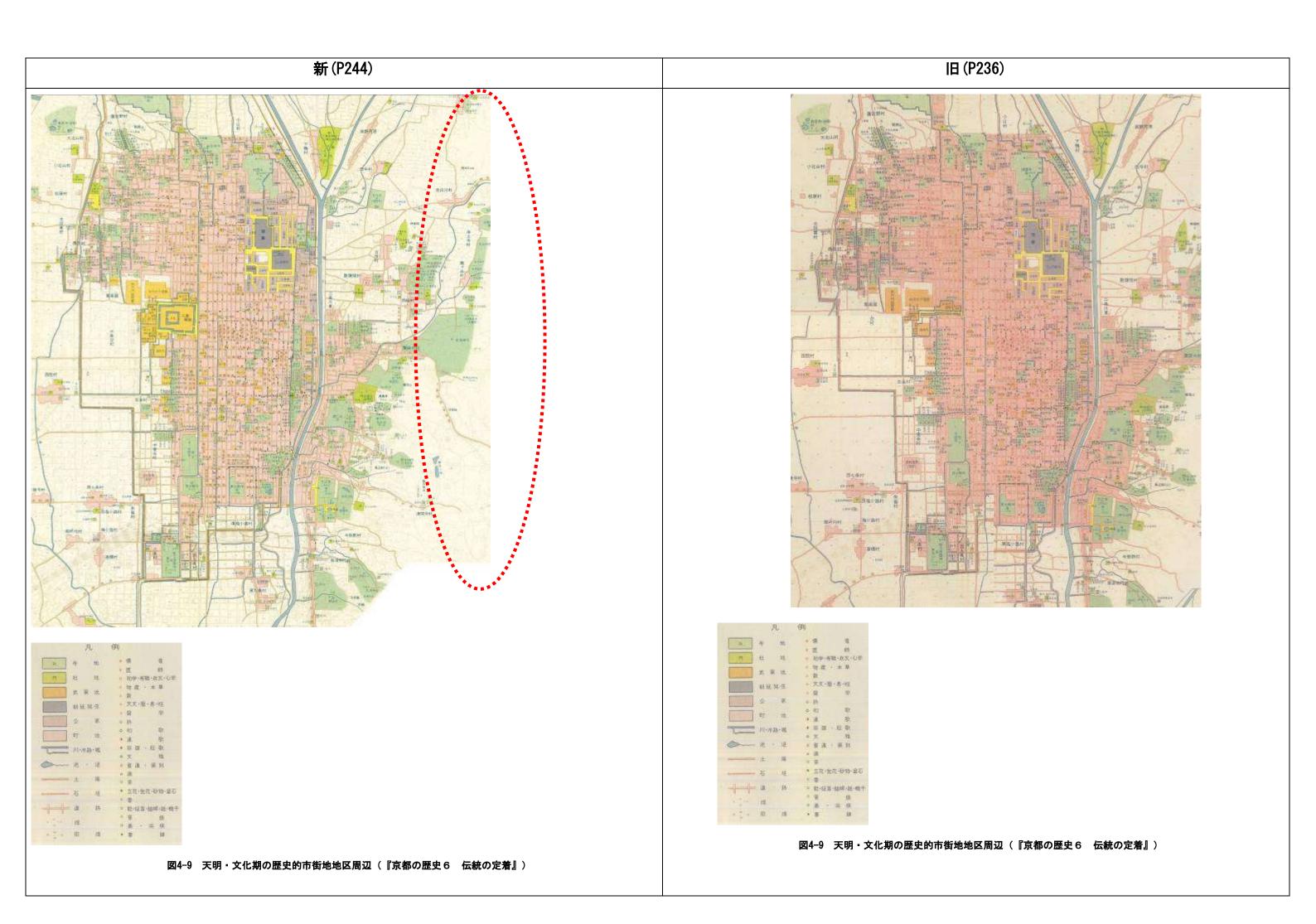
相国寺風致地区

北野風致地区

東山風致地区の一部(円山特別修景地域の一部/産寧坂伝統的建造物群保存地区)







新(P246)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物 51件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京域内 最古の木造建造物遺構である大報恩寺本堂(千本釈迦堂)<u>(鎌倉時代前期)</u>から、 中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の 重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物<u>30</u>件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園(特別名勝)など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当 地区内において指定されている。

この他, 重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区(門前町)と祇園新橋地区(茶屋町)の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>204</u> 件	<u>51</u> 件
記念物	<u>90</u> 件	<u>30</u> 件
重要有形民俗文化財	2件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	2地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」 が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露 店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を醸し出し、 梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街 である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(化) 二条城

27.4haの全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

旧(P238)

イ 国指定選定文化財の分布

当地区内で建造物<u>43</u>件が重要文化財に指定されている。これらは、平安京<u>の現存唯一の</u>建造物遺構である大報恩寺本堂(千本釈迦堂)から、中世、近世を経て、近代における都市再生期に建築された近代建築に至る、都市の重層性を現す歴史遺産である。

また、記念物<u>16</u>件が国指定記念物に指定されている。この中には、二条城二之丸庭園(特別名勝)など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれている。

さらに、国指定有形民俗文化財としては、祇園祭の山鉾29基を含む2件が、当地区内において指定されている。

この他, 重要伝統的建造物群保存地区に産寧坂地区(門前町)と祇園新橋地区(茶屋町) の2地区が選定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>201</u> 件	<u>38</u> 件
記念物	<u>89</u> 件	<u>23</u> 件
重要有形民俗文化財	2件	2件
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	2 地区

当地区内にある主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 北野天満宮

全国の天満宮の総本社である。秀吉の大茶会で有名であり、現在でも「月釜」 が行われている。また、毎月25日には境内全域に「天神さん」と親しまれる露 店が開設され、市民の参詣と買物で賑わう。

境内地は広大で、社殿は、8棟の重要文化財建造物が重厚な雰囲気を醸し出し、 梅園や「史跡御土居」が北野天満宮の悠久の歴史を物語る。また、周辺には花街 である「上七軒」があり、室町時代からの伝統を受け継いでいる。

(化)二条城

27.4 h a の全域が史跡指定され、城内には28棟の国宝・重要文化財建造物、特別名勝「二条城二之丸庭園」が存在する。日本を代表する城郭・御殿遺構として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

王朝文化の中心である京都に在って、二条城は武家文化の象徴として存在し、京都の歴史文化の重層性を見せる重要な遺構である。全国において唯一残る御殿建築には、華麗な桃山文化を示す金碧障壁画が当時のままの姿を見せている。

(ウ) 旧日本銀行京都支店

明治39年辰野金吾設計による「日本銀行京都支店」の遺構であり、京都にお

新(P247)

ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け, 重要文化財に指定されている。

現在,京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され,展示機能に加えてカフェや販売施設,各種音楽会会場としての活用も図られている。

(I) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(才) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また,石塀小路一帯は,明治時代末期から大正時代初期にかけて,貸家経営を 目的とする宅地開発が行われて,今日に至っている。連続する石畳や石塀,石垣 は,当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残 し,京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、214件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築50件、近代和風建築83件、社寺36件、町家45件となっている。

また,京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され,各条例に基づき,文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文

ける明治期の貴重な近代洋風建築として高い評価を受け, 重要文化財に指定されている。

IB (P239)

現在,京都文化を展示発信する施設である京都文化博物館の別館として利用され,展示機能に加えてカフェや販売施設,各種音楽会会場としての活用も図られている。

(I) 祇園新橋重要伝統的建造物群保存地区

祇園は祇園社をはじめとする鴨東の社寺や鴨川に接して開け、中世以来、庶民文化を育ててきたところであった。そして、江戸初期に完成した鴨川の築堤工事は、鴨東への市街地の拡大と遊興の地としての祇園の発展をさらに進めていった。当地区は、祇園外六町に続いて、正徳2年(1712年)、祇園内六町の茶屋街として、開発されたのがはじまりである。その後、当地区は、江戸末期から明治にかけて芝居、芸能と結びついてますます繁栄し、現在では五花街の一つである祇園甲部の一部として今日に至っている。

当地区では、地区内の建物の約70%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

(才) 産寧坂重要伝統的建造物群保存地区

東山山麓に位置する当地区一帯は、京都の東郊として早くから開けたところで、平安京以前からの歴史が重畳し、今も多くの歴史的遺産を有している。

当地区は、当初、清水寺、法観寺、祇園社などの門前町として始まったが、江戸時代中期以降は、これらの社寺を巡る道に沿って市街地が形成され、さらに明治・大正時代に市街地が拡大されて、今日に至っている。町並みの特色としては、八坂ノ塔(法観寺)、高台寺などの由緒ある社寺建築物、産寧坂、二年坂の石段と折れ曲がった石畳の坂道、そしてこの道に沿って建ち並ぶ江戸時代末期から大正時代にかけての京町家などが、門前町としての営みと一体となってすぐれた歴史的風致を形成している。

また,石塀小路一帯は,明治時代末期から大正時代初期にかけて,貸家経営を 目的とする宅地開発が行われて,今日に至っている。連続する石畳や石塀,石垣 は,当初の様式を保つ和風住宅群と共に大正時代初期の町並みの面影をよく残 し,京都市内でも独特の空間となっている。

ウ 国指定選定以外の指定文化財等

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、158件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築40件、近代和風61件、社寺28件、町家27件となっている。

また,京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され,各条例に基づき,文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては, 当地区内において府指定文

新(P248)

化財<u>1</u>1件<u>,府登録文化財3</u>件が指定<u>・登録</u>されている。種別は近世社寺建築<u>1</u>3件,近代洋風建築1件である。記念物としては,府指定文化財<u>2</u>件(<u>名勝,</u>天然記念物)が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財30件、市登録文化財10件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、市指定文化財18件、市登録文化財6件が指定・登録されている。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

(平成23年4月現在)

	(<u>13025 13130 </u>)	
区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財 (建造物)	<u>272</u> 件	<u>214</u> 件
府指定文化財 (建造物)	<u>43</u> 件	<u>11</u> 件
府登録文化財 (建造物)	<u>43</u> 件	<u>3</u> 件
府指定記念物	6件	<u>2</u> 件
市指定文化財 (建造物)	6 8 件	<u>30</u> 件
市登録文化財 (建造物)	2 4 件	<u>10</u> 件
市指定記念物	6 6 件	<u>18</u> 件
市登録記念物	25件	<u>6</u> 件
市指定重要有形民俗文化財	8件	4件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物<u>31</u>件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物87件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また,歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく 歴史的景観保全修景地区を3地区(祇園町地区,祇園縄手・新門前地区,上京小川 地区),界わい景観整備地区を4地区(上京北野地区,千両ヶ辻地区,三条通地区, 本願寺・東寺地区(本願寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>40</u> 件	<u>31</u> 件
歴史的意匠建造物	108件	87件

IB (P240)

化財<u>4</u>件が指定されている。種別は近世社寺建築<u>3</u>件,近代洋風建築1件である。 記念物としては、府指定文化財1件(天然記念物)が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、市指定文化財<u>26</u>件、市登録文化財<u>11</u>件が指定・登録されている。これらの種別は、近世社寺建築<u>11</u>件、近代洋風建築<u>12</u>件、近代和風建築2件、町家<u>11</u>件、その他<u>1</u>件となっている。また記念物としては、市指定文化財<u>15</u>件、市登録文化財<u>1</u>件が指定・登録されている。これらは、史跡<u>2</u>件、名勝<u>11</u>件、天然記念物<u>3</u>件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定有形民俗文化財4件、登録有形民俗文化財1件が指定・登録されている。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

(平成22年2月現在)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録文化財 (建造物)	<u>263</u> 件	<u>156</u> 件
府指定文化財 (建造物)	<u>42</u> 件	<u>4</u> 件
府指定記念物	6件	<u>1</u> 件
市指定文化財 (建造物)	6 8 件	<u>26</u> 件
市登録文化財 (建造物)	2 4 件	<u>11</u> 件
市指定記念物	6 6 件	<u>15</u> 件
市登録記念物	2 5 件	<u>1</u> 件
市指定重要有形民俗文化財	8件	4件
市登録重要有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物<u>26</u>件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物87件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また,歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく 歴史的景観保全修景地区を3地区(祇園町地区,祇園縄手・新門前地区,上京小川 地区),界わい景観整備地区を4地区(上京北野地区,千両ヶ辻地区,三条通地区, 本願寺・東寺地区(本願寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

(平成22年2月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>31</u> 件	<u>26</u> 件
歴史的意匠建造物	108件	87件

新 (P249) IB (P241)

歴史的景観保全修景地区	3地区	3 地区
界わい景観整備地区	7地区	4 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2~4 日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたた
			えられた書家として知られる。2
			日にその遺愛の「松風の硯」な
			どを供え,書道上達を願った神
			前書初め「天満書」が4日まで,
			境内絵馬所で行わる。
	8~12 日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15 日に近い	通し矢<三十三間堂>	
	日曜日		
	15 目	とんど<新熊野神社>	
	25 日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった
			25 日にちなんで毎月行われる縁
			日のうち、1月は初天神、12月
			は終い天神と呼んで,多くの出
			店が立ち並ぶ。
2月	$2\sim4$ 日	節分祭<市内各神社>	
	25 日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのん
			で、梅の花を供える行事。
<u>3月</u>	15 日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1~30 目	都をどり<祇園甲部歌舞	
		練場>	
	第1日曜~第	京おどり<宮川町歌舞練	
	3日曜	場>	
	8 目	花まつりく西本願寺ほか	釈迦の誕生日に行われる行事。
		>	
	10 目	桜花祭<平野神社>	花山天皇が桜の木をお手植えさ
			れたいわれにちなむ祭り。
	15~25 日	北野をどり<上七軒歌舞	
		練場>	

歴史的景観保全修景地区	3 地区	3地区
界わい景観整備地区	7地区	4地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

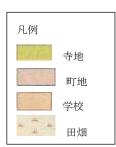
土みで	云杌的余事の一」	.	
月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	1~3日	ままぶくかく ちゃ 皇 服 茶<六波羅蜜寺>	
	2~4 日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたた
			 えられた書家として知られる。2
			 日にその遺愛の「松風の硯」な
			どを供え,書道上達を願った神
			 前書初め「天満書」が4日まで,
			境内絵馬所で行わる。
	8~12 日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15 日に近い	通し矢<三十三間堂>	
	日曜日		
	15 日		
	25 日	初天神<北野天満宮>	│ │菅原道真の誕生日と亡くなった
	20 1		25 日にちなんで毎月行われる縁
			日のうち, 1月は初天神, 12月
			は終い天神と呼んで、多くの出
			店が立ち並ぶ。
2月	2~4日	 節分祭<市内各神社>	/I/ = 2 = 0
271	25 日	梅花祭<北野天満宮>	 梅を好んだ菅原道真をしのん
	20 H		で、梅の花を供える行事。
4月	1~30 日	都をどり<祇園甲部歌舞	て、一体の心で深たる打事。
4月	1,000 日	御をとりへ仏園中印歌舞 練場>	
	第1日曜~第	, , , , ,	
	第1日曜〜第 3日曜	場	
	8日	<u> </u>	 釈迦の誕生日に行われる行事。
	ОП	化まづり \ 四本願寸はか	
	10 🗆		サルエウがかの土たれて持さた
	10 日	桜花祭<平野神社> 	花山天皇が桜の木をお手植えさ
	15.05 🗆	-	れたいわれにちなむ祭り。
	15~25 日	北野をどり<上七軒歌舞	
		練場>	
5月	1~4日	千本ゑんま堂大念佛狂言	京の三大念佛狂言のひとつ。
		<千本ゑんま堂(引接寺)	

新 (P250)	旧 (P242)
A91 (1 200)	III (1 2 12)

5月	1~4日	千本ゑんま堂大念佛狂言	京の三大念佛狂言のひとつ。
		<千本ゑんま堂(引接寺)>	
	13 日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15 日	葵祭<京都御所・下鴨神	
		社•上賀茂神社>	
	18 日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	<u>上旬</u>	京都薪能<平安神宮>	
	25 日	ごたんしん きい おおち の輪くぐ	菅公の生誕日に, 楼門に大茅の
		り<北野天満宮>	輪を掲げる。
	30 日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1~31 日	祇園祭<八坂神社・各山鉾	
		町>	
	7 日	七夕祭<北野天満宮・白峯	
		神宮ほか>	
8月	7~10 日	六道まいり<六道珍皇寺	
		>	
10 月	1~5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と	栗田神社大祭<栗田神社	
	前日・15 日	>	
	22 日	時代祭<京都御所・平安神	
		宮>	
11 月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀
			式。
	1~10 日	祇園をどり<祇園会館>	
	5~15 日	お十夜<真如堂>	
	21~28 日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法
			要。
	26 日	御茶壺奉献祭<北野天満	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」に
		宮>	ちなんで、新茶をいれた茶つぼ
			を奉納する行事。
12 月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	
	13~30 日	空也踊躍念仏(かくれ念	
		仏) <六波羅蜜寺>	
	31 日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25 日	天神さん<北野天満宮>	

		>	
	13 日	市比賣祭<市比賣神社>	
	15 日	葵祭<京都御所・下鴨神	
		社・上賀茂神社>	
	18 日	御霊祭<上御霊神社>	
6月	25 日	御誕辰祭 芳茅の輪くぐ	菅公の生誕日に, 楼門に大茅の
		り<北野天満宮>	輪を掲げる。
	30 日	夏越祓<市内各神社>	
7月	1~31 日	祇園祭<八坂神社・各山鉾	
		町>	
	7 日	七夕祭<北野天満宮・白峯	
		神宮ほか>	
8月	7~10 日	六道まいり<六道珍皇寺	
		>	
10 月	1~5日	瑞饋祭<北野天満宮>	
	体育の日と	粟田神社大祭<粟田神社	
	前日·15日	>	
	22 日	時代祭<京都御所・平安神	
		宫>	
11 月	1日	亥子祭<護王神社>	平安時代から伝わる餅つきの儀
			式。
	1~10 日	祇園をどり<祇園会館>	
	21~28 日	報恩講<東本願寺>	親鸞聖人をしのんで営まれる法
			要。
	26 日	御茶壺奉献祭<北野天満	豊臣秀吉の「北野大茶の湯」に
		宮>	ちなんで、新茶をいれた茶つぼ
			を奉納する行事。
12月	7・8日	大根焚き<大報恩寺>	
	13~30 日	空也踊躍念仏(かくれ念	
		仏) <六波羅蜜寺>	
	31 日	除夜の鐘<各寺院>	
毎月	25 日	天神さん<北野天満宮>	





新(P253)

図4-14 大正4年の東寺地区周辺(『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物14件が重要文化財に指定されている。また、記念物<u>1</u>件が 国指定記念物に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>204</u> 件	14件
記念物	<u>90</u> 件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区))指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

(<u>平成23年4月現在</u>)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7 地区	1地区

旧 (P245)



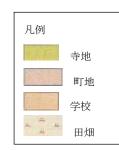


図4-14 大正4年の東寺地区周辺(『京都の歴史8 古都の近代』)

イ 国指定文化財の分布

当該地区内で建造物 1 4 件が重要文化財に指定されている。また、記念物 2 件が 国指定記念物に指定されている。<u>この中には、本願寺大書院庭園(特別名勝、史跡)</u> など、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産となっている史跡・名勝も含まれ ている。

国指定文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財(建造物)	<u>201</u> 件	14件
記念物	<u>89</u> 件	1件

当地区内の主な国指定文化財については、以下のとおりである。

(7) 教王護国寺(東寺)

平安遷都と同時に造営され、現在まで主要伽藍は不動のままで、京都のシンボルである国宝の教王護国寺五重塔を有する寺院として、世界遺産「古都京都の文化財」の構成遺産として登録されている。

ウ 景観法, 市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(本願寺・東寺地区(東寺地区)) 指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7 地区	1地区

新 (P258) IE (P250)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

(平成23年4月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	204件	2件

当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は 伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が 美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の 祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、 伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。 京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市<u>指定</u>文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、<u>名勝として市登録記念物1件が登</u>録されており、市登録重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成23年4月現在)

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
<u>国</u> 登録文化財(建造物)	<u>272</u> 件	2件
府指定文化財 (建造物)	42件	1件
市 <u>指定</u> 文化財(建造物)	2 4 件	1件
市登録記念物	<u>25件</u>	<u>1件</u>
市登録重要有形民俗文化財	8件	1件

エ 景観法. 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物<u>3</u>件、京都市市街地景観整備条例に 基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

イ 国指定文化財の分布

当地区内で建造物2件が重要文化財に指定されている。

国指定文化財の京都市, 地区内の指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要文化財 (建造物)	<u>201</u> 件	2件

当地区内の国指定文化財(建造物)は、以下のとおりである。

(7) 御香宮神社

秀吉が築城した伏見城の旧城下町に存し、秀吉が崇敬した神社である。社殿は 伏見城の遺構を移築したものといわれている。桃山時代の豪壮華麗作風と装飾が 美しいことで知られ、表門と本殿が重要文化財に指定されている。また、近郊の 祭礼行事の中心社として、祭礼は盛大で大いに賑わう。境内に湧出している泉は、 伏見の酒造業の源とされ、伏見の清酒の原点である。

現在は、伏見のシンボルとして貴重な存在である。

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。 京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において府指定文化財1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市<u>登録</u>文化財1件が登録されている。これらの種別は近世社寺建築となっている。また、市<u>指定</u>重要有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内指定件数

(平成22年2月現在)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
登録文化財 (建造物)	<u>263</u> 件	2件
府指定文化財 (建造物)	42件	1件
市登録文化財(建造物)	2 4 件	1件
市指定重要有形民俗文化財	8件	1件

エ 景観法. 市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物2件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度

新 (P259) IE (P251)

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(伏見南 浜地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

(<u>平成23年4月現在</u>)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>40</u> 件	<u>3</u> 件
歴史的意匠建造物	108件	8件
界わい景観整備地区	7地区	1 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18 日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月	31 日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9 ~	9月下旬から 10	神幸祭<御香宮神社>	
10 月	月初旬ごろ		
12月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくり
			の新酒を仕込む季節。醸造
			家が精進潔斎をして神前
			で新酒の出来を願う行事。

で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(伏見南浜地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

(<u>平成22年2月現在</u>)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>3 1</u> 件	<u>2</u> 件
歴史的意匠建造物	108件	8件
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦~	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	上卯日	御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18 日	伏見義民祭<御香宮神社>	
7月	31 日	茅の輪神事<御香宮神社>	
9月	第2土曜	神能奉納<御香宮神社>	
9 ~	9月下旬から 10	神幸祭<御香宮神社>	
10 月	月初旬ごろ		
12 月	卯日	醸造初神事<御香宮神社>	酒どころ伏見は寒づくり
			の新酒を仕込む季節。醸造
			家が精進潔斎をして神前
			で新酒の出来を願う行事。

新 (P262) IE (P254)



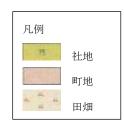


図4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺(『京都の歴史6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区(社家町)が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市, 区域内指定件数

(平成23年4月現在)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土塀、社家の門、妻入りの社家、土塀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また,明神川や石橋,前庭等を,伝統的建造物群と一体を成す環境を保存する ために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財が2件,市登録文 化財1件が指定・登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内の指定件数

(<u>平成23年4月現在</u>)

区分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定文化財 (建造物)	68件	2件
市登録文化財 (建造物)	24件	1件



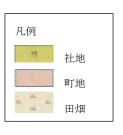


図4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺(『京都の歴史6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区(社家町)が選定されている。また、記念物2件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市,区域内指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は,洛北,上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋,川沿いの土塀,社家の門,妻入りの社家,土塀越しの庭の緑,これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約63%の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存する ために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく市指定文化財が2件,市登録文 化財1件が指定・登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内の指定件数

(平成22年2月現在)

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定文化財(建造物)	68件	2件
市登録文化財 (建造物)	24件	1件

新 (P263) IE (P255)

エ 景観法, 市条例関連の指定物件等

<u>当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物1件、</u>京都市市街地景観整備条例に 基づく界わい景観整備地区を1地区(上賀茂郷地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

(<u>平成23年4月現在</u>)

区分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>40件</u>	<u>1件</u>
界わい景観整備地区	7 地区	1 地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5 日	競馬会神事<上賀茂神	
		社>	
	15 日	葵祭<京都御所・下鴨神	祇園祭, 時代祭と共に京都三
		社・上賀茂神社>	大祭の一つ。平安朝の優美な
			古典行列が見られる。
	15 日	やすらい花	

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区(上賀茂郷地区)指定している。

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内の指定件数

(<u>平成22年2月現在</u>)

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
界わい景観整備地区	7地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
5月	5 日	競馬会神事<上賀茂神	
		社>	
	15 日	葵祭<京都御所・下鴨神	祇園祭, 時代祭と共に京都三
		社・上賀茂神社>	大祭の一つ。平安朝の優美な
			古典行列が見られる。
	15 日	やすらい花	